

幕別町災害時業務継続計画



令和3年2月

幕 別 町

目 次

第1章 業務継続計画の基本的考え方	
1 業務継続計画策定の目的	1
2 業務継続計画とは	1
3 業務継続計画策定の効果	2
4 業務継続計画の基本方針	2
5 地域防災計画と業務継続計画との関係	3
6 業務継続計画の発動と解除	4
第2章 想定する災害の選定と被害状況の想定	
1 想定する災害	5
2 被害状況の想定	5
第3章 非常時優先業務の実施体制や指揮命令系統の確立	
1 非常時優先業務の実施体制	7
2 指揮命令系統	8
3 職務代行	8
4 職員の参集体制の確立	8
5 非常時優先業務の整理	11
6 非常時優先業務の選定結果	12
第4章 必要資源の現状と課題と対策	
1 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	13
2 電気、水、食料等の確保	14
3 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	15
4 重要な行政データのバックアップ	16
第5章 業務継続計画の継続的な改善	
1 研修及び訓練の実施	17
2 計画の見直し及び更新	17
参考資料	19
別冊 資料編 非常時優先業務選定シート	

第1章 業務継続計画の基本的考え方

1 業務継続計画策定の目的

地震等による大規模災害が発生した際、町は、幕別町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定める災害応急対策業務や災害からの復旧・復興活動を主体とする重要な役割を担うことになる一方、災害時においても継続して行わなければならない通常業務を抱えており、これらの業務を発災直後から円滑かつ適切に実施することが必要である。しかしながら、発災時においては、町の各機関も被災し、人、物、情報等の点において様々な制約を受け、業務の継続が困難となることが想定される。

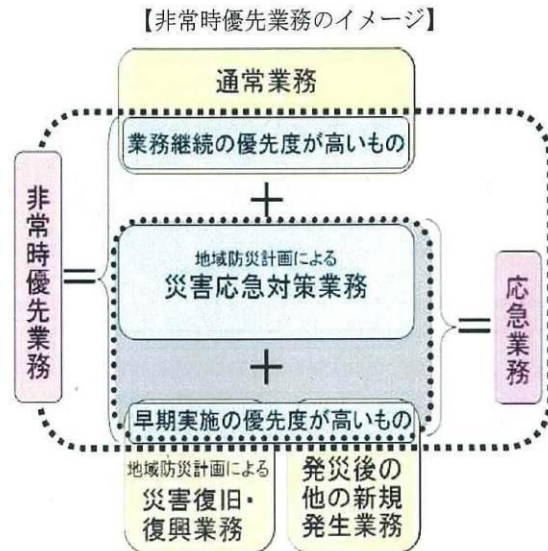
そこで、そのような状況下においても、行政機能を維持し、町民の生命、生活及び財産を守るため、最優先させるべき災害応急対策業務及び優先度が高い通常業務などを非常時優先業務として選定するとともに、業務に必要な資源の確保等の課題と対策について必要な措置を講じ、業務継続体制の整備を図ることを目的として、幕別町災害時業務継続計画（以下「業務継続計画」という。）を策定する。

2 業務継続計画とは

業務継続計画とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、大規模災害発生時においても、適切な業務執行を行うことを目的とする計画である。

※【非常時優先業務とは】

大規模災害発生時にあっても優先して実施すべき業務が「非常時優先業務」である。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務など（応急業務）のほか、業務継続優先度が高い通常業務が対象となる。発災後しばらくの期間は、業務の実施に必要な資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の実施の支障とならない範囲で業務を継続する。

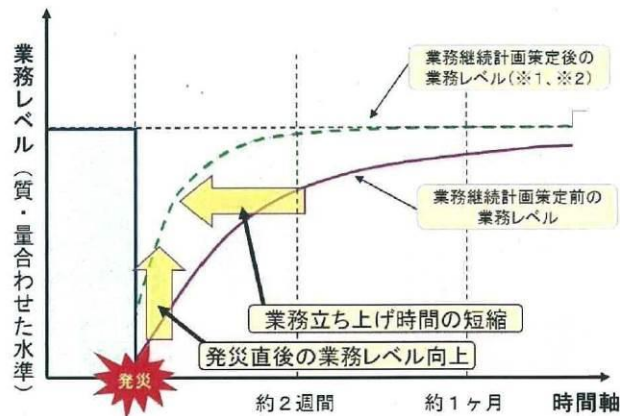


出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府：H28. 2）

3 業務継続計画策定の効果

大規模災害発生後は、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる。特に市町村においては、被害状況の確認など発災直後から非常に短い時間の間に膨大な応急業務が発生し、それらを円滑かつ適切に処理しなければならない。業務継続計画をあらかじめ策定することにより、非常時優先業務を円滑かつ適切に実施することができ、「行政も被災する深刻な事態」を考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順を明確にし、必要な資源の確保を図ることで、適切な業務執行が可能となる。業務継続計画をあらかじめ策定することで、以下の図に示すように業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果が期待できる。

【業務継続計画の策定に伴う効果の模式図】



※1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。

※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府：H28. 2）

4 業務継続計画の基本方針

大規模災害時における非常時優先業務については、次の基本方針に基づいて業務継続を図るものとする。

- (1) 町民の生命、生活及び財産を守り、被害を最小限にとどめるために、非常時優先業務を最優先し活動する。
- (2) 業務継続の優先度の高い通常業務を整理し、町民の生活や施設等の維持管理に著しい影響を及ぼす通常業務以外は休止とする。
- (3) 業務継続の優先度の高い業務以外の通常業務は、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。

5 地域防災計画と業務継続計画との関係

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、幕別町防災会議が作成する計画であり、想定される災害等から町民の生命、生活及び財産を守るため、町や防災関係機関等が、災害予防、応急対策及び復興対策に関し、実施すべき事務や業務について定めた総合的かつ基本的な計画である。

一方、業務継続計画は、被災による行政機能の低下や制約が伴う状況下にあっても、災害応急対策業務及び優先的に継続すべき通常業務などを定める計画であり、町が作成し、地域防災計画を補完する計画と位置付けるものである。

■地域防災計画と業務継続計画との主な相違点

	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	地方防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画である。	都道府県又は市町村が作成し、自らが実施する計画である。
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。
行政の被災	行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある。	行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる。）。
業務開始目標時間	業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない（一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もある。）。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する。）。
業務に従事する職員の水・食料等の確保	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。	業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府：H28. 2）

6 業務継続計画の発動と解除

(1) 計画の発動

業務継続計画は、本町域内で大規模な災害が発生し、幕別町災害対策本部条例（昭和38年条例第3号）に基づく幕別町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置した場合で、かつ、幕別町災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めた場合に発動する。

(2) 計画の解除

業務継続計画は、本町における業務継続上の障害が解消され、安定的な業務実施が可能となった場合で、かつ、本部長が必要と認めた場合に解除する。

ただし、本部長の解除宣言の前であっても、本部長の承認を得て、休止・縮小した業務の再開を行うことができる。

第2章 想定する災害の選定と被害状況の想定

1 想定する災害

非常時優先業務の選定及び必要資源に関する分析と対策の検討を行うためには、本町の業務が外部条件によって受ける制約（ライフライン支障、交通支障等）を把握することが重要となる。このため、様々な災害の中から、特に予知が困難な地震災害を選び、北海道が実施した地震被害想定調査結果をもとに、本町に及ぼす影響が最も大きいと考えられる「十勝平野断層帯主部の地震」（M7.4）災害のうち最も人的被害の大きい冬の早朝を想定する災害として選定する。

2 被害状況の想定

(1) 本町全体の被害状況の想定

平成30年2月に北海道が公表した「平成28年度地震被害想定調査結果」による十勝及び幕別町の想定地震（冬の早朝）に対する本町全体の被害想定結果は、次表のとおりであり、業務継続計画における被害状況の想定も同様とする。

（平成24年1月の人口・世帯数を基に想定されたもの）

十勝平野断層帯主部の地震 マグニチュード7.4 最大震度7（6.8）		十勝		幕別町			
		想定値	比率	想定値	町内 比率	十勝管内に おける比率	
地震動	地表最大震度	7.0		6.8			
建物被害	全壊棟数	3,336棟	1.90%	654棟	4.04%	19.60%	
	半壊棟数	7,888棟	4.49%	1,307棟	8.07%	16.57%	
火災被害	焼失棟数	18棟	0.01%	1棟	0.01%	5.56%	
建物総棟数		175,596棟	100.00%	16,192棟	100.00%	9.22%	
ライフ ライン 被害	上 水道	断水世帯数（直後）	106,988世帯	—	10,548世帯	89.37%	9.86%
		断水人口（直後）	245,979人	69.99%	26,599人	96.30%	10.81%
		断水世帯数（1日後）	71,880世帯	—	8,958世帯	75.90%	12.46%
		断水人口（1日後）	166,111人	47.27%	22,589人	81.78%	13.60%
	下 水道	機能支障人口	14,539人	4.14%	1,521人	5.51%	10.46%
		機能支障世帯数	6,293世帯	—	603世帯	5.11%	9.58%
人的 被害	死者数	68人	0.02%	16人	0.06%	23.53%	
	重傷者数	125人	0.04%	28人	0.10%	22.40%	
	軽傷者数	1,265人	0.36%	320人	1.16%	25.30%	
	避難者数	60,670人	17.26%	8,558人	30.98%	14.11%	
	避難所生活者数	39,435人	11.22%	5,562人	20.14%	14.10%	
平成24年1月の人口		351,443人	100.00%	27,620人	100.00%	7.86%	
平成24年1月の世帯数		—	—	11,802世帯	100.00%	—	

(2) 本庁舎及びその周辺の被害状況の想定

本庁舎は平成28年に建てられ、新耐震基準に適合しており、免震構造であるため建物の被害は限定的と考えられる。しかし、執務室内の書架等や固定されていない什器類の落下やガラスの破損、飛散等で破片等が床に散乱し、業務遂行の大きな妨げとなることや、電気、通信機器等様々な被害が想定される。

■本庁舎等の被害状況の想定

項目	被害状況の想定
電力	<ul style="list-style-type: none"> ・発災後72時間程度は外部からの電源供給はないと想定する。 ・停電時、非常用自家発電機が作動するので、非常時に必要な設備と一部の照明・コンセントは使用可能である。
電話	<ul style="list-style-type: none"> ・輻輳により固定電話や携帯電話がつながりにくい状況となる。 ・災害時優先電話の確保【参考資料20ページを参照】により状況把握は可能と想定する。
情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・発災直後は情報システムが使用できないが、非常電源により順次利用可能と想定する。
昇降機	<ul style="list-style-type: none"> ・発災直後、最寄りの階に着床するため、昇降機の閉じ込めは発生しないと想定する。
給排水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・外部から給水されないことが想定される。 ・水洗トイレは使用不能になる。
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間外の大規模災害発生時には、職員自身や家族の被災、道路の寸断等が想定され、参集できない職員が1割程度であると想定する。

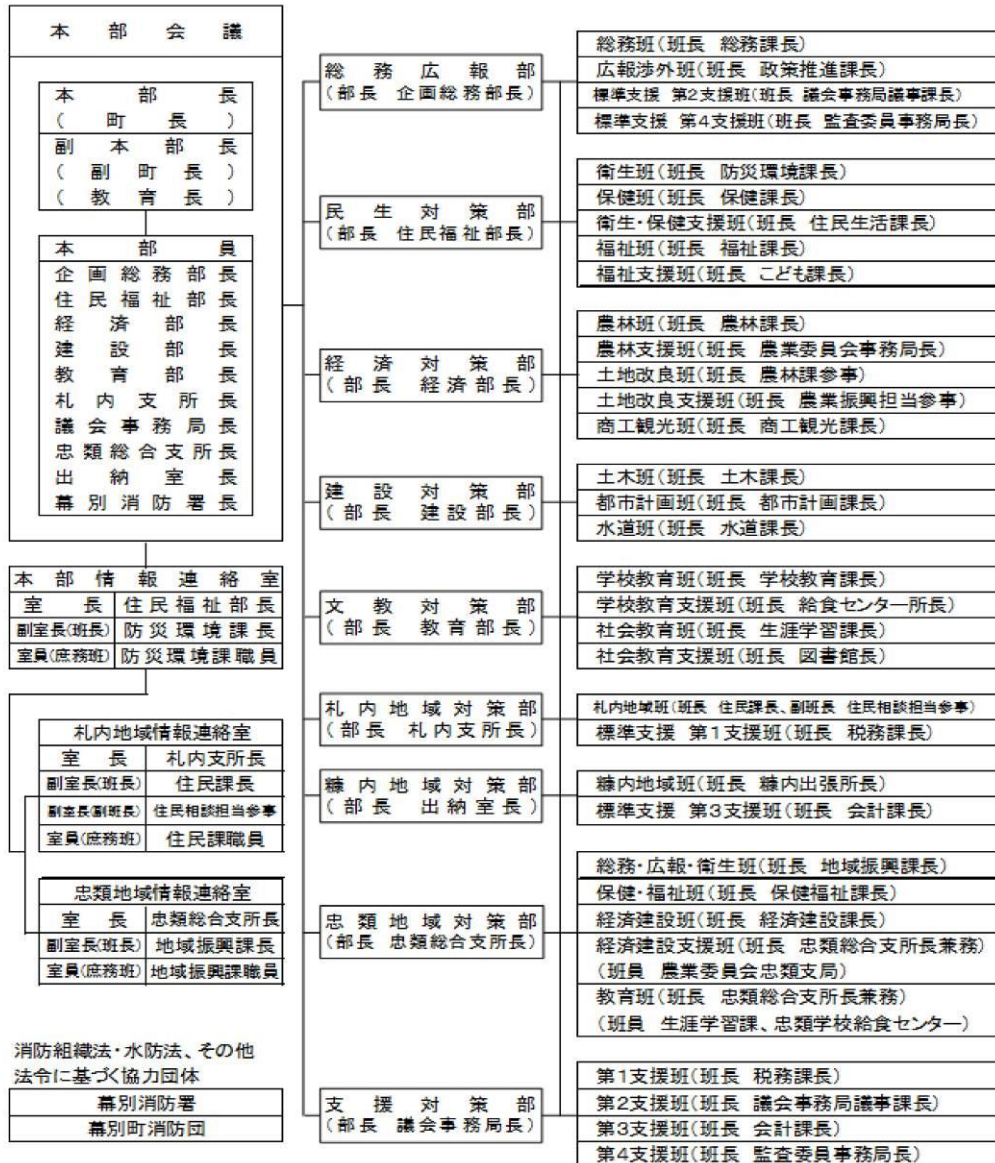
■周辺の被害状況の想定

項目	被害状況の想定
電力	<ul style="list-style-type: none"> ・発災直後は、断線等により外部からの電力供給が中断する。 ・発電所の停止により、電力供給が途絶する。
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ・管路や配水池、浄水場の被害又は停電による断水が発生。
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・管路やポンプ場、処理場の被害又は停電によって利用が困難。
固定電話	<ul style="list-style-type: none"> ・大量アクセスにより輻輳が発生し、災害時優先電話以外は殆ど不通となる。 ・電柱の倒壊等による電線の断線により不通となる。
携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> ・大量アクセスにより輻輳が発生し、殆ど不通。 ・メールは概ね利用可能であるが、大幅な遅延が発生する可能性がある。 ・基地局等の非常用電源の燃料が確保できなければ、不通となる。
インターネット	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱の倒壊等による電線の断線により不通となる。

第3章 非常時優先業務の実施体制や指揮命令系統の確立

1 非常時優先業務の実施体制

災害対策本部が設置され、業務継続計画が発動された場合は、「地域防災計画（本編）第3章防災組織」で示す、応急活動体制に速やか移行する。



地域防災計画(抜粋)

2 指揮命令系統

応急業務については、幕別町災害対策本部条例に定めるところにより、通常業務については、幕別町行政組織規則（平成28年規則第20号）及び幕別町事務決裁規程（昭和50年規程第1号）に定めるところにより、それぞれの指揮命令系統のもと実施する。

3 職務代行

指揮命令系統は、大規模災害時にも維持できることが必要であり、責任者が不在又は連絡が取れない場合に必要な意思決定がなされるように、町長が不在等の場合は、地域防災計画の規定に従い、職務代理順位者は、次のとおりとする。

なお、第3順位以下は「幕別町長の職務を代理する者がいないときの職務を代理する者の順序を定める規則」（昭和52年規則第2号）【参考資料21ページを参照】を準用する。

■町長の権限委任順位

職務代理順位	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位	第6順位
役職	副町長	教育長	企画総務部長	住民福祉部長	経済部長	建設部長

4 職員の参集体制の確立

(1) 職員の参集体制

非常時優先業務を円滑かつ適切に実施するための体制確立の前提として、あらかじめ参集要員に指名された職員は発災後速やかに決められた場所に参集する必要がある。配備基準、配備体制及び活動内容は、地域防災計画に基づくものとする。

配備基準	配備体制	配置職員の基準及び活動内容
震度4以上	第1種非常配備体制	1 地域防災計画（本編）「第3章防災組織 別表3-2-3 配置職員の基準（2）地震・津波災害の場合」によるものとする。【参考資料22ページを参照】 2 その他の部課長は、第2種非常配備体制の移行に備え（自宅）待機するとともに、所属職員に対し（自宅）待機を指示する。
震度5弱以上	第2種非常配備体制 【災害対策本部の設置】	1 地域防災計画（本編）「第3章防災組織 別表3-2-3 配置職員の基準（2）地震・津波災害の場合」によるものとする。【参考資料22ページを参照】 2 災害対策本部を設置し、各部の所掌事務により活動する。 3 各対策部長は災害発生とともに、直ちに応急活動が開始できるように所要の人員を非常配置させる。

震度6弱以上	第3種非常配備体制 【災害対策本部の設置】	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域防災計画（本編）「第3章防災組織 別表3-2-3 配置職員の基準（2）地震・津波災害の場合」によるものとする。【参考資料22ページを参照】 2 災害対策本部を設置し、各部の所掌事務により活動する。 3 各対策部長は、災害応急対策に全力を傾注。 4 全職員で所掌事務にあたる。
--------	--------------------------	--

(2) 職員の参集予測

発災後の業務継続体制を確保するために、業務遂行に必要となる人的資源である職員の参集について、実際に業務に従事できる職員数を把握するため、参集可能人数を推計する。

参集条件は、勤務時間外に大規模地震が発生した場合を想定し、通常の通勤方法又は通勤手段によることが困難となることが考えられるため、次の前提条件において徒歩で参集することを想定する。

参集距離	職員の居住地から参集先までの距離とする。 移動手段は徒歩（歩行速度は2km/h※1）とする。 家族の安否確認等出発までの準備期間等（0.5時間）を加えた時間とする。
職員の被災状況	職員本人及び家族の被災等により、全職員のうちの約1割※2は参集できないものとする。

※1 内閣府が平成28年2月に作成した「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を参考にするとともに、業務継続計画で想定した被災状況に鑑み、災害当日の降雪、日の出前の停電による視界不良、家屋の倒壊等による道路事情の悪化を想定した。

※2 地域防災計画に伴う被害想定より、16,192棟の建物のうち、1,961棟（12.11%）が全壊及び半壊するとされており、職員本人及び家族の被災、地域の救助活動等を考慮し、約1割が参集困難とした。

■参集所要時間別集計（令和2年10月1日現在の全職員数240人の通勤状況に基づき算定）

参集所要時間	3時間以内	6時間以内	12時間以内	24時間以内	72時間以内
想定参集人数 （補正率90%）	69人	141人	223人	225人	225人
全避難所担当職員 必要人数※1	32人	45人	66人	66人	66人
想定参集率※2	28.75%	58.75%	92.92%	93.75%	93.75%

※1 指定避難所は32か所あり、発災後、災害対策本部の指示により、最低一人は、指定避難所の開設準備等にあたるものとする。

※2 想定参集率は、全職員数240人に対する想定参集人数の割合を示している。

(3) 職員の安否確認

非常時優先業務を円滑かつ適切に執行するためには、業務に従事できる人員の確保が必要である。そのため、勤務時間外に大規模災害が発生した場合は、職員の安否確認方法について、SNS（各所属単位でグループメールの作成）や災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認体制の確立を図る。

(4) 職員の応援体制

非常時優先業務の実施にあたっては、参集する職員で対応することが原則であるが、業務量や職員の参集状況などにより困難な場合は、災害対策本部で調整し、各部課（班）を横断した応援職員を投入する。

なお、専門的知識が必要となる業務について職員が不足する場合は、元役場職員の応援体制の確立も検討が必要となる。

(5) 職員の健康管理

非常時優先業務は、長期にわたることも想定されることから、各部・班においては、休憩時間の確保や交代制等の勤務体制を整えるなど、職員の健康管理に配慮しながら、実施するものとする。

5 非常時優先業務の整理

発災時に資源等の制約を伴う状況下で業務継続を図るためには、非常時優先業務を時系列で絞り込むことが必要となる。このため、大規模な災害が発生した場合に備え、各課において、非常時優先業務の候補となる各業務を対象に、発災後のいつまでに業務を開始・再開する必要があるか（以下「業務開始目標時間」という。）検討し、業務継続を想定する期間内に開始・再開すべき業務を非常時優先業務として整理する。

■非常時優先業務の選定基準

必 要 度		内 容
非常時優先業務	応急業務	○地域防災計画に定める災害応急・復旧対策業務 ・地域防災計画（本編）「第3章防災組織 別表3-2-1 本部の業務分担」【参考資料23ページを参照】に掲げられている業務
	優先度の高い通常業務	○通常業務のうち、大規模災害時にも優先的に行うべき以下の業務 ・住民の生命・生活・財産を守る業務 ・町的意思決定に必要な業務 ・その他、住民生活への影響等を考慮し、休止することができない業務
	休止・延期業務	○通常業務のうち、休止・延期する以下の業務 ・一定期間（1ヶ月超）先送りすることが可能な業務 ・非常時優先業務を実施する上で、休止・延期することがやむを得ない業務

■業務開始目標時間の考え方は、次表のとおりとする。

業務開始目標時間	該当業務区分	代表的な業務例
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助、救急の開始 ・避難所の開設 ・他の業務の前提となる行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> ・指揮命令系統確立 ・執務室の安全確認、保全措置 ・インフラの確認、復旧調整等 ・被害の把握 ・災害発生直後の火災等対策業務 ・救助、救急体制確立に係る業務 ・避難所の開設、運営業務 ・業務システムの再開等に係る業務
24時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・応急活動(救助・救急以外)の開始 ・避難生活支援の開始 ・重大な行事の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期的な二次被害予防業務 ・町管理施設の応急復旧に係る業務 ・遺体の取扱い業務 ・避難生活の開始に係る業務 ・社会的に重大な行事等の延期調整業務

72時間以内	・被災者への支援開始	・避難生活の向上に係る業務 ・市街地の清掃に係る業務 ・災害対応に必要な経費の確保に係る業務 ・窓口業務の一部再開
1週間以内	・復旧、復興に係る業務の本格化 ・行政窓口機能の回復	・生活再建に係る業務 ・産業の復旧、復興に係る業務 ・教育再開に係る業務 ・金銭の支払、支給に係る業務 ・窓口業務の再開範囲拡大
1か月以内	・その他の行政機能の回復	・その他の業務

6 非常時優先業務の選定結果

前述「5 非常時優先業務の整理」を基に、非常時優先業務を選定した結果は、下表のとおりである。

選定対象となる業務数は全体で908業務あり、このうち応急業務は292業務、通常業務は616業務である。通常業務のうち、非常時優先業務は332業務、休止業務は284業務である。

各部課（班）及び各部課係別の非常時優先業務及び業務開始目標時間については、「資料編 非常時優先業務選定シート」のとおりとする。

■非常時優先業務の選定結果（令和2年10月現在）

業務種別	応急業務	通常業務	総数
選定対象業務 (全業務に対する割合)	292 (32.16%)	616 (67.84%)	908 (100.00%)
非常時優先業務	292 (32.16%)	332 (36.56%)	624 (68.72%)
休止業務	—	284 (31.28%)	284 (31.28%)

■各業務開始目標時間における非常時優先業務数（令和2年10月現在）

業務開始目標時間	3時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	1か月以内
非常時優先業務	95 (15.22%)	264 (42.31%)	409 (65.54%)	508 (81.41%)	624 (100.00%)
応急業務	67 (10.74%)	200 (32.05%)	264 (42.31%)	285 (45.67%)	292 (46.79%)
通常業務	28 (4.48%)	64 (10.26%)	145 (23.23%)	223 (35.74%)	332 (53.21%)

※（ ）内は、非常時優先業務（計624業務）に対する割合を示している。

第4章 必要資源の現状と課題と対策

非常時優先業務を遂行するうえで役場庁舎等災害対応の拠点となる施設は、災害時においても通常時と同等の機能を保持しなければならない。万一被災した場合には、迅速に機能を回復させる必要がある。

ここでは、災害拠点となる施設の現状を踏まえたうえで、発災後の業務遂行に必要な執務環境を確保する観点から課題を抽出し対策の検討を進める。

1 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

【現状】

本庁舎は新耐震基準に適合しており、免震構造で建設されているため、倒壊・崩壊などの甚大な被害が発生する可能性は極めて低く、大規模地震発生後も利用可能と考えられるが、不測の事態により庁舎が使用できない場合に備え、代替施設を札内コミュニティプラザと設定する。

庁舎名	建築年	構造	規模	延床面積
本庁舎	平成28年建築 (新耐震基準)	鉄筋コンクリート造り 免震構造	地上3階建	5,217.59㎡
札内支所 (札内コミュニティプラザ)	平成29年建築 (新耐震基準)	鉄骨造り 耐震構造	平屋建	2,424.21㎡

【課題と対策】

課題	対策	担当課
庁舎施設の応急復旧の早期実施が必要となる。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置や非常時優先業務の実施のため施設の応急復旧の手順について検討し、実施体制を確立する。 ・必要に応じて、最優先で応急修理が行えるように、保守業者等と大規模災害発生時の対応について協議し、施設の早期復旧に向けた体制を整備する。 	総務課
執務室内の書架やキャビネットの転倒、情報機器の損壊や書類等の散乱などにより、事務スペースの確保に時間を要し、非常時優先業務の開始の遅れが懸念される。	<ul style="list-style-type: none"> ・キャビネットの転倒防止対策や情報機器の安全管理について、必要な措置を講じる。 ・書類等は、ファイリングシステムによる管理を徹底するとともに、散乱防止のため専用キャビネットに格納する。 	総務課

2 電気、水、食料等の確保

(1) 非常用発電機の確保

【現状】

本庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 停電時、非常用自家発電機が自動起動する。 (発電機定格200KVA及び暖房用燃料(灯油)を合わせて、約72時間稼働可能。燃料タンク容量は5,000ℓ。) ・ 情報機器や通常使用の照明に供給する電源は確保される。 ・ 自家発電機は、燃料が追加補給できれば長時間運転可能である。
忠類総合支所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動式発電機6台(1.8KVA 2台、2.4KVA 3台、2.8KVA 1台) 1.8KVA(ガソリン3.6ℓで約7時間稼働可能) 2.4KVA(ガソリン12.7ℓで約22時間稼働可能) 2.8KVA(ガソリン12ℓで約18時間稼働可能) ・ 移動式発電機は、燃料が追加補給できれば長時間運転可能である。 ・ ガソリン50ℓを備蓄。
札内支所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 停電時、非常用自家発電機が自動起動する。 (発電機定格200KVA、約72時間稼働可能。燃料タンク容量は2,850ℓ。) ・ 情報機器や通常使用の照明に供給する電源は確保される。 ・ 自家発電機は、燃料が追加補給できれば長時間運転可能である。

【課題と対策】

課 題	対 策	担当課
自家発電機が稼働する限り、情報機器や照明に供給する電力は確保されるが、停電が長期化する場合は、燃料を追加する必要がある。	・ 稼働時間を越える場合を想定し、燃料供給業者との協定を締結しているが、具体的な供給態勢を構築する。	防災環境課
	・ 照明や情報機器等の利用優先順位を定める。	総務課

(2) 水と食料等の備蓄

【現状】

職員用としての飲料水や食料、生活必需品の備蓄はなく、庁舎内の自動販売機の飲料は協定の締結により提供されるが、数に限りがある。

【課題と対策】

課 題	対 策	担当課
災害時の職員向けの水・食料、衛生用品等の備蓄をあらかじめ確保しておく必要がある。	・ 職員用の飲料水及び雑用水は、防災備蓄計画に含めて整備する。	総務課 防災環境課
	・ 職員は、水や食料等を備蓄し、発災時の登庁の際には、水や食料等を持参する。	—

(3) 災害時用トイレ（職員用）

【現状】

庁舎内の排水設備等は、災害により停電や断水等によりトイレの使用が不可能となる場合がある。本庁舎のトイレ（1階南側を除く。）については、排水管を操作し、地下の汚水槽にためて利用することが可能である。

【課題と対策】

課 題	対 策	担当課
災害時には断水等の影響により庁舎等の殆どのトイレが使用不能となる可能性がある。	・断水時でも使用できる仮設トイレの確保を図る。	総務課 防災環境課

3 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

【現状】

災害時の通信手段	<p>現在、次の通信手段が整備されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時優先電話（発信優先）【参考資料20ページを参照】 ・無線通信施設（北海道総合行政情報ネットワーク、幕別町防災行政無線） ・衛星携帯電話（080-2869-5338） ・防災情報メール ・非常扱い、緊急扱い電報
----------	--

【課題と対策】

課 題	対 策	担当課
災害時は、安否確認等による電話回線の輻輳により、災害対応に必要な通信ができない可能性がある。	・電話回線が輻輳する場合には、携帯メールやSNS（各所属単位でグループメールの作成）等の比較的繋がりやすい媒体での連絡手段とする。	各課
大地震等による電話回線の断線や、通信設備の損壊、停電等により不通となる可能性がある。	・防災行政無線（移動系）の整備により、災害対策本部や職員間の通信を確保する。	防災環境課
現在、職員間の連絡態勢は確立されておらず、安否確認に時間を要する。	・携帯メールやSNS（各所属単位でグループメールの作成）等の比較的繋がりやすい媒体での連絡態勢を早急に確立する。	各課

4 重要な行政データのバックアップ

【現状】

災害等の停電時においても非常用発電機により電源が供給されるため情報システムは稼働を続ける。本町における情報システムは、ほとんどがネットワーク環境において稼働しており、システム機器本体や端末機器と同時にネットワーク環境も重要なインフラとなっている。重要なシステムの一つである総合行政システムのデータは、免震構造を備えた本庁舎の電算室で、日々バックアップを実施しているとともに、元データとの同時損失を防止するため、庁舎とは異なる場所に保管している。

また、戸籍データについては、戸籍副本データ管理センターに日々送信し格納している。

【課題と対策】

課 題	対 策	担当課
本庁と忠類総合支所及び札内支所を結ぶネットワーク回線（自網線）の寸断による情報システム等の使用不可に対する対応。	<ul style="list-style-type: none"> 現ネットワーク回線（自網線）が寸断された場合、NTT光回線により忠類総合支所及び札内支所の情報システムの使用は可能であるが、その他施設では使用不能となることから、代替方法及びその手順を主管部署ごとに定める。 	総務課 各課

第5章 業務継続計画の継続的な改善

1 研修及び訓練の実施

職員一人ひとりが、業務継続の重要性や自らが果たすべき役割を認識することを目的として、業務継続計画の前提となる限られた資源を有効利用し、優先的に着手する業務や休止する業務の判断と実施手順を検証するため、研修や訓練を実施する。

2 計画の見直し及び更新

業務継続計画の適切な運用等を図るため、現状における課題の解消に向けた対策を講じることはもとより、組織機構の改正、業務内容や施設設備の変更があった場合に必要な改定を行うこととする。また、訓練等の実施や検証を通じて、新たな課題の洗い出しや非常時優先業務の見直しなど、課題の解消に向け、必要な改善を加えるとともに内容の充実化を図り、継続的に災害対応力の向上を目指すものとする。

参考資料

地域防災計画（参考）

【役場庁舎等災害時優先電話】

施設名	電話番号
幕別町役場	0155-54-2112
札内支所	0155-56-2112
糠内出張所	0155-57-2140
教育委員会	0155-54-2007
忠類総合支所	01558-8-2114
〃	01558-8-2202
ふれあいセンター福寿	01558-8-2910

※災害時優先電話の登録は上記以外も含めて全39回線登録（R03.1現在）

○幕別町長の職務を代理する者がいないときの職務を代理する者の順序を定める規則

昭和52年2月17日規則第2号

改正

昭和53年3月30日規則第3号

平成3年5月17日規則第6号

平成7年5月12日規則第8号

平成28年3月31日規則第25号

幕別町長の職務を代理する者がいないときの職務を代理する者の順序を定める規則

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第3項の規定により、幕別町長の職務を代理する者がいないときの職務を代理する者の順序は、次のとおりとする。

第1順位 企画総務部長

第2順位 住民福祉部長

第3順位 経済部長

第4順位 建設部長

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 幕別町長の職務を代理する者がいないときの職務を代理する者の順序を定める規則（昭和43年規則第3号）は、廃止する。

附 則（昭和53年3月30日規則第3号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（平成3年5月17日規則第6号）

この規則は、平成3年5月20日から施行する。

附 則（平成7年5月12日規則第8号）

この規則は、平成7年5月15日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第25号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

避難所運営マニュアル (幕別町)

令和6年3月改正

目 次

序章 マニュアルの目的・構成及び使い方	1
1 マニュアルの目的	1
2 マニュアルの構成	1
(1) 避難所業務への関わり方に応じた構成	1
(2) 時系列的な構成と個別業務ごとの構成	1
3 マニュアルの使い方	2
(1) 各業務の責任者となる方へ	2
(2) 各業務の担当者となる方へ	2
第1章 基本方針	3
1-1 避難所運営の基本方針	3
1-2 マニュアルの対象者等	4
(1) 行政担当者（避難所担当職員）	4
(2) 施設管理者	4
(3) 避難者	4
(4) 避難者リーダー	4
(5) グループ長	4
(6) 避難所運営委員会	4
第2章 実施すべき業務の全体像	5
2-1 初動期	5
2-1-1 避難所の開設準備	6
2-1-2 避難者の受入れ、情報収集	8
2-1-3 避難所の運営開始	9
2-2 展開期～安定期	11
2-2-1 避難所運営委員会	12
2-2-2 各活動班の活動内容	13
【総務班】	13
【被災者管理班】	14
【情報広報班】	15
【施設管理班】	15
【食料物資班】	16
【救護支援班】	17
2-3 撤収期	18
2-3-1 避難所の閉鎖	19

様式

- 様式1 地震発生後の避難所施設被害状況チェックリスト
- 様式2 避難者受付簿
- 様式3 避難者名簿
- 様式4 避難所状況報告書（初動期用）
- 様式5 避難所状況報告書（第 報）
- 様式6 避難所における共通理解（ルール）
- 様式7 食料・物資依頼票
- 様式8 避難所運営委員会運営規約
- 様式9 避難所運営委員会名簿
- 様式10 避難所運営委員会構成図
- 様式11 職員派遣依頼書
- 様式12 避難所ボランティア受付表
- 様式13 外出者管理簿
- 様式14 電話、来訪者等受付簿
- 様式15 郵便物・宅配物等受取処理簿
- 様式16 報道機関等受付簿
- 様式17 避難所ペット登録台帳
- 様式18 食料・物資受払簿
- 様式19 食料・物資配給台帳

序章 マニュアルの目的・構成及び使い方

1 マニュアルの目的

大規模な災害が発生した場合には、家屋の損壊やライフラインの途絶等により自宅での生活が不可能な被災者が多数発生し、避難所での長期間にわたる共同生活が必要な事態となることが予想されます。

この場合、避難所を開設する町と避難住民が協力しながら、避難生活での混乱を出来るだけ予防し、困難を少しでも減らすようにすることが必要です。

このマニュアルは、避難所において発生することがあらかじめ予想される課題の内容や範囲を示し、これに対して、いつ、誰が、何を、どのように行うべきかについて簡潔に記載しており、円滑な避難所の運営をするための手引書です。

2 マニュアルの構成

(1) 避難所業務への関わり方に応じた構成

避難所で実施すべき業務は多種多様で、水や食料の提供からごみ処理等の衛生管理まで、生活全般の広い範囲に渡ります。また、同じ業務でも責任者や当番になった場合等、立場や関わり方で違いが生じます。さらに、業務にあたる人の負担を軽減するためには出来るだけ交替で実施する等、避難者全体で対応することが必要です。

第1章は、避難所が担うべき役割や業務の範囲はどこまでなのかを理解することを目的とし、避難者も含めて、避難所運営に関わる全ての人にとっての共通認識として持つべきことを記載しています。

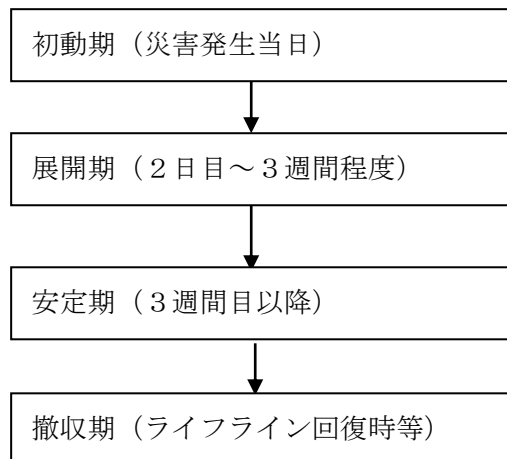
第2章は、避難所での行政担当者（避難所担当職員）や施設管理者、町内会や自主防災組織の代表者等の責任者が、それぞれに実施すべき業務の全体像を迅速に理解することを目的とし、どの「時点」で「何をするのか」について説明しています。

最後に、業務を行う際に整理すべき事項や必要となる事項については、あらかじめ様式として定めています。

(2) 時系列的な構成と個別業務ごとの構成

各業務の責任者は、今後何を優先して実施すべきかについて判断し、全体的な展開や流れを把握しながら業務を円滑に処理することが必要です。

そこで、第2章では、下図のとおり、災害発生直後からの業務の時系列的な構成を重視して記載しています。



3 マニュアルの使い方

このマニュアルは、事前に全体を通読することにより避難所での業務の全体について理解が得られるよう構成しており、実際に業務で利用する場合に、立場や担当する業務に応じて必要な情報が迅速に得られるよう構成しています。

(1) 各業務の責任者となる方へ

- ① 「第2章 実施する業務」を必ず参照して下さい。
- ② このマニュアルは、主に大規模な地震を想定して作成しているので、実際の避難所の運営に際しては、個々の業務を実施することが必要かどうかについては、災害の規模や状況に応じて臨機応変に判断・対処することが必要です。

(2) 各業務の担当者となる方へ

- ① 「第2章 実施する業務」を必ず参照して下さい。
- ② 「様式」を定めている業務を実施する場合は、必ずこの「様式」により実施して下さい。

第1章 基本方針

1—1 避難所運営の基本方針

(1) 避難所は、地域の人々の安全を確保し、被災された方が生活再建を始めるための地域の防災拠点として機能することをめざします。

- ① 災害発生直後は、生命の安全確保と安全な避難場所の提供を行います。
- ② 家屋の被害や電気、水、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難になったときは、避難所において、在宅の被災者等も含めて、生活支援を行います。
- ③ 避難所で提供する生活支援の主な内容は、次のとおりとします。
 - ア 生活場所の提供
 - イ 水・食料・物資の提供
 - ウ トイレ等の衛生的環境の提供
 - エ 生活情報、生活再建情報の提供
- ④ 生活支援のためには、災害対策本部で必要な物資等の数量を把握する必要があるため、原則として避難者の世帯等单位での登録を行います。
- ⑤ 避難所においては、プライバシーに配慮するとともに、良好な生活環境の確保に努めます。
- ⑥ 避難者への生活支援は公平に行うことを原則とします。ただし、特別な支援を必要とする避難行動要支援者や子ども、男女の違い等にも配慮することとします。

(2) 避難所は、地域のライフラインが復旧する頃までを目安として開設し、復旧後は速やかに閉鎖します。

住宅（家屋）をなくした人に対しては、長期受入施設への入所や他の避難所への段階的な集約等を行います。

(3) 避難所生活は、避難者の自主的な運営によることを原則とします。

- ① 避難者が自主的に避難所を運営するために、行政担当者や施設管理者、避難者の代表者等で構成する避難所運営委員会を設置し、運営に関わる事項を協議しながら決定します。
- ② 避難所生活におけるトラブル等の発生を防ぐため、共通理解ルールを避難者間で共有します。
- ③ 避難所の運営が特定の人々に過度の負担とならないように、出来るだけ当番制等とします。

(4) 災害対策本部は、避難所の後方支援を行います。

- ① 避難所と定期的に連絡を取り、食料・物資等を供給します。

- ② 保健師等の専門職員を避難所に派遣し、心身の健康管理を支援します。
- ③ ライフラインの復旧状況など、生活再建に必要な情報の提供を行います。

1—2 マニュアルの対象者等

- (1) **行政担当者（避難所担当職員）**
避難所の開設・運営のため、避難所に参集する行政の担当者です。
- (2) **施設管理者**
避難所となる施設の管理者です。
- (3) **避難者**
避難所生活者のほか、在宅避難者や車中避難者等を含みます。
- (4) **避難者リーダー**
町内会や自主防災組織の役員等の避難者を代表する方で、避難所運営委員会の構成メンバーとなります。
- (5) **グループ長**
町内会ごとに10世帯程度を単位としてグループを編成し、グループごとに互選により選任します。
- (6) **避難所運営委員会**
避難所の運営を避難者が主体的に協議、決定するために、避難者リーダーやグループ長、行政担当者、施設管理者で構成する運営機関です。

第2章 実施すべき業務の全体像

2—1 初動期

初動期とは、地震等の災害発生後の混乱状態の中で、避難所を開設・運営するために必要な業務を行う期間です。

初動期における避難所の開設・運営の責任者は、原則として行政担当者（避難所担当職員）とします。

行政担当者が不在で、かつ緊急の場合には、施設管理者（学校教職員又は公共施設管理者等）がその役割を補完します。

行政担当者、施設管理者が共に不在で、かつ緊急の場合には、避難所リーダーがこのマニュアルに基づき業務を実施します。

ただし、設備の使用等については、施設管理者の判断を仰ぐ必要があります。

2—1—1 避難所の開設準備

① 避難所への参集

行政担当者は、「幕別町職員災害対応ハンドブック」に従い、災害対策本部から避難所開設指示があった場合には、下記の避難所開設セット保管場所から避難所開設セット（バッグ又はボックス）を持って避難所へ向かいます。

避難所に到着後、セット内の「避難所開設手順書」により、避難所開設作業を開始します。

- ※ 避難所開設セットに合鍵を収納していない避難所は、予め災害対策本部から各施設管理者に連絡した後、合鍵を借用して避難所に向かいます。
- ※ セキュリティシステムを設置している避難所については、セキュリティが作動している時間帯の場合、予め災害対策本部から各施設管理者に連絡した後、セキュリティ解除キー（カード）を借用して避難所に向かいます。

○避難所開設セット保管場所

避難所名	保管場所	合鍵	特設公衆電話	セキュリティ	
農業者トレーニングセンター	本庁舎3階 備蓄倉庫	避難所開設セット	有		
幕別町民会館		教育委員会		有	
幕別北コミュニティセンター		住民課	有	有	
幕別小学校		避難所開設セット	有		
幕別中学校		避難所開設セット	有		
中札内高等養護学校幕別分校		中札内高等養護学校			
糠内小学校		避難所開設セット	有		
明倫小学校		避難所開設セット	有		
猿別近隣センター		避難所開設セット			
西猿別近隣センター		避難所開設セット			
軍岡集落センター		住民課			
南勢近隣センター		避難所開設セット			
大豊近隣センター		避難所開設セット			
新川近隣センター		避難所開設セット			
新和近隣センター		避難所開設セット			
美川農業担い手センター		避難所開設セット			
まなびや中里		教育委員会			
集団研修施設こまはた		教育委員会	有		
札内スポーツセンター		札内支所 備蓄倉庫	避難所開設セット	有	有
札内北コミュニティセンター			避難所開設セット	有	有
札内コミュニティプラザ	札内支所		有	有	
白人小学校	避難所開設セット		有		
札内東中学校	避難所開設セット		有		
札内南小学校	避難所開設セット		有		
札内中学校	避難所開設セット		有		
札内北小学校	避難所開設セット		有		
旧古舞小学校	避難所開設セット		有		
途別小学校	避難所開設セット		有		
稲志別近隣センター	避難所開設セット				
日新近隣センター	避難所開設セット				
依田近隣センター	避難所開設セット				
忠類中学校	総合支所 2階備蓄庫		避難所開設セット	有	
忠類小学校		避難所開設セット	有		
忠類コミュニティセンター		夜間休日警備員常駐	有		
晩成行政区会館 ※津波の場合	大樹町の施設のため要確認				

② 施設の安全確認

【大地震の場合】

様式1「地震発生後の避難所施設被害状況チェックリスト」項目1～6により、建物外部の安全を確認します。

使用可… 建物に入り、項目7～12により、内部の被害状況や電気、水道、トイレ、電話、通信設備等の機能を確認します。

停電している場合は、災害対策本部に発電機や照明機器、拡声器等を要請します。

断水の場合、避難所内のトイレは使用不可としトイレ入口に「使用禁止」を表示します。

要注意… 建物には入らず、災害対策本部に連絡し、判断を求めます。安全と判断された場合は、「使用可」の場合と同様に対応します。

危険 … 危険であることを建物に表示し、避難者が近づかないよう入口付近をテープ等で囲います。この場合は、災害対策本部の指示のもと、自主防災組織や町内会等の協力を得て、避難者を安全な他の避難所に誘導します。

【大雨の場合】

浸水の有無等、建物内外の安全を確認します。

(確認後の行動については、大地震の場合と同様です。)

③ 特設公衆電話の設置（設置対象施設のみ）

避難所開設セットから電話機を取り出して所定の場所に設置します。

(特設公衆電話… 発信専用で災害時に優先的に通話が可能)

④ 災害対策本部への連絡（1回目）

施設の安全確認が済み、避難所を開設する旨と避難所ライフラインの状況を災害対策本部に連絡します。

※ 災害対策本部 0155-54-6608

⑤ 受付スペースの設置

避難スペースの入口付近に机を用意し、行政区毎に様式2「避難者受付簿」や筆記具を設置します。

⑥ 災害対策本部への連絡（2回目）

避難所の開設を完了したことを災害対策本部に連絡します。

※ 災害対策本部 0155-54-6608

【水洗トイレを使用不可とした場合の対応】

- 既設トイレの使用禁止について周知・徹底するとともに、速やかに携帯トイレによる使用に切り替えます。
- 携帯トイレの使用にあたっては、「携帯トイレの使い方」ポスターをトイレの出入口など分かりやすい場所に掲示するなど使用方法（ルール）を避難者に周知します。
- 各トイレの個室に携帯トイレを配備します。

⑦ 避難者の受入開始

2—1—2 避難者の受入れ、情報収集

① 避難者の受入れ、避難スペースへの誘導

避難者には、避難スペースに入る前に氏名や住所等について様式2「避難者受付簿」への記入を求めます。（避難者の情報は、食料等の支援物資の必要数や人数等の把握のため、必ず記入するよう協力を求めます。）

記入後は、家族等を単位として順番に避難スペースに誘導します。

避難スペースは町内会長等と打合せのうえ、原則、行政区毎に区割り、区画間には通路を確保します。

② 避難者の名簿登録

ア 避難所の運営にあたり避難者の状況を把握するため、世帯等の代表者に様式3「避難者名簿」の記入・提出を求めます。

イ 車中避難者については、車の登録番号や車種、駐車場所等を記入してもらいます。

③ 要配慮者等の把握

様式3「避難者名簿」の作成の際、避難所での生活において特別な配慮を要する方については、その内容についても併せて記載を求めます。また、緊急性の高い人工透析者、人工呼吸器装着者等については、早急に災害対策本部と対応について協議します。

④ 被災状況の把握

様式3「避難者名簿」等により避難者から収集した被害状況をまとめ、様式4「避難所状況報告書」（初動期用）により、災害対策本部へ連絡します。

⑤ 災害対策本部への報告

ア 行政担当者は、災害対策本部に避難所の状況を報告するため、様式4「避難所状況報告書（初動期用）」により、避難所開設直後に第1報、3時間後に第2報、6時間後に第3報を報告します。

イ 第4報以降は、様式5「避難所状況報告書（第報）」により報告します。

ウ 連絡手段は、原則として電子メール、FAXを使用し、電話の場合は処理した時刻、通話し

た相手の氏名、連絡事項等を記録します。

エ 6時間以内に避難所を閉鎖したときは、様式4「避難所状況報告書（初動期用）」により報告します。

2-1-3 避難所の運営開始

① グループの編成

避難者間の協力や、食料等の物資の供給を迅速かつ確実にを行うために、町内会毎に10世帯程度を単位とした「グループ」を編成し、グループ長を選出します。

グループ長は避難所運営委員会の各活動班の班員となります。グループ長は負担を軽減するため当番制とすることが適切です。

② 避難所における共通理解ルールの掲示

○ 避難所生活におけるトラブル等の発生を防ぐため、様式6「避難所における共通理解ルール」を避難所の出入口などの目立つ場所に掲示し、避難者間で共有します。

避難所運営委員会が組織され、話し合いでルールを変更した場合は更新し、全員に周知します。

③ 避難所看板の設置

避難所入口付近に、避難所表示看板を設置します。

④ 立入禁止スペースの指定

施設本来の管理業務や避難者への共通サービスに必要となる部屋・スペースは避難スペースとせず、運営委員以外は原則、立入禁止とします。

⑤ 避難経路等の確認

余震の発生等に対する避難者の安全確保のため、施設内の避難経路や非常口を確認します。

⑥ 食料等の供給

ア 避難所生活者や車中避難者等の人数により、必要とする食料等の量を確認し、様式7「食料・物資依頼票」により災害対策本部に要請します。

イ 食料等が供給された際には、様式18「食料・物資受払簿」で在庫を管理します。

ウ 避難者に食料等を配給する際は、迅速かつ確実にを行うためにグループごとに行い、様式19「食料・物資配給台帳」に記録します。また、日時はあらかじめ決めておき、掲示板等で周知します。

⑦ 避難者への情報提供

災害対策本部などから入手した情報を共有するため、掲示板を避難スペースの入口等、誰も

が目につく場所に設置します。

(掲示内容の例)

災害対策本部からのお知らせ

安否情報

生活情報（食料物資の配給・風呂の提供・巡回診療・健康相談等）

ライフライン情報

交通情報（交通規制等）

施設関連情報（生活ルール・避難所施設に関する情報等）

2—2 展開期～安定期

展開期とは、地震等の災害発生後2日目～3週間程度までの期間を示します。避難者にとっては、避難所での仕組みや規則に従った日常性を確立する時期です。

また、安定期とは、地震等の災害発生後3週間程度以降を示します。この時期は、毎日の生活に落ち着きが戻り、長期化に伴って被災者の心身状態が低下するときでもあります。また、被災者のニーズが多様化し、より高度化するときでもあり、柔軟な対応が必要となる時期です。

災害規模が大きく避難者が増え、避難生活が長期化することが予想される場合の避難所運営は、行政担当者だけで行うことはできません。

このことから、展開期～安定期における避難所の運営は、避難者の自主再建の原則に基づいて、避難者を主体とする避難所運営委員会が担います。

避難所運営委員会は、具体的な業務を執行、運営するために6つの活動班をおきます。

2—2—1 避難所運営委員会

自主的に円滑な避難所の運営が行われることを目的として、行政担当者、施設管理者、避難者リーダーは、様式8「避難所運営委員会運営規約」に基づき、速やかに避難所運営委員会を設置します。

避難所運営委員会は、避難者の要望や意見の調整、避難所生活ルールづくり等、避難所の運営を行うための意思決定機関となります。

① 避難所運営委員会の構成

ア 委員会は、行政担当者、施設管理者、避難所リーダー及びグループ長で構成します。

イ 構成員から、会長、副会長、各活動班員を選出します。行政担当者、施設管理者は会長、副会長とともに運営管理責任者となります。

ウ 委員会は、様式9「避難所運営委員会名簿」を作成するとともに、組織体制を模造紙等で避難所に掲示して周知します。

エ 委員会の構成員は、避難者や外部の人から見分けやすいように、名札等の目印を身に付けます。

② 避難所運営委員会の開催

ア 避難所内の状況を把握し、必要事項を協議するため、毎日、時間を定めて定例会議を開催します。

イ 会長は、会議の議長となります。

③ 活動班の役割

活動班はそれぞれ次のような業務の執行にあたります。

(様式10「避難所運営委員会構成図」参照)

総務班：避難所全体の統括、災害対策本部との連絡

被災者管理班：名簿の作成・管理、安否問い合わせの対応

情報広報班：報道機関への対応、生活情報等の収集、提供

施設管理班：施設管理、防火・防犯

食料物資班：食料・物資等の管理

救護支援班：要配慮者等の支援

2—2—2 各活動班の活動内容**【総務班】****① 避難所全体の統括**

会長、副会長、行政担当者、施設管理者とともに避難所運営全般を統括します。
また、各活動班に属さない事項について担当します。

② 災害対策本部への連絡

- ア 避難者数や避難所の状況等について、様式5「避難所状況報告書（第 報）」により、毎日定時に災害対策本部へ報告します。
- イ 食料物資班と連携し、必要な物資・食料等について、様式7「食料・物資依頼票」により災害対策本部へ報告します。
- ウ 避難所運営にあたり人員が不足している場合は、様式11「職員派遣依頼書」により、災害対策本部に要請します。

③ 避難所内での場所の移動

- ア 避難者の人数や状況の変化により、居住スペース等の配置について避難所運営委員会で適宜検討し、必要に応じて移動を行います。
- イ 移動に際しては、各活動班の意見や避難者の要望等も参考にし、総務班で作成した計画を避難所運営委員会で協議し、町内会長やグループ長を通じて避難者に要請します。

④ 秩序維持

- ア 避難者が出来るだけ快適に共同生活を送れるよう、迷惑行為の防止や、避難所の共同生活の秩序を守るための問題解決にあたります。
- イ 開設時に掲示した「避難所における共通理解ルール」について、見直しの必要がある場合は避難所運営委員会で協議し、適宜内容を更新します。
- ウ 名札等をして定期的に施設内外の巡回パトロールを行います。
- エ 災害対策本部を通じて警察官のパトロール立ち寄りを依頼します。

⑤ ボランティアの受入れ

- ア 災害対策本部や、社会福祉協議会が設置、運営する災害ボランティアセンターと連携し、避難所の運営に必要なボランティアの受入れ等について調整します。
- イ ボランティア受入れの際は、様式12「避難所ボランティア受付表」を作成し、管理します。
- ウ ボランティアに依頼する仕事は、原則として次のような避難生活に関する支援とし、適切に人員を配備します。

(支援内容の例)

災害・安否・生活情報の収集、伝達

要配慮者等の介護、看護活動の補助
清掃及び防疫活動
物資・食料・資材等の受入れ、配分
避難所周辺の交通整理
その他危険を伴わない作業等

【被災者管理班】

① 避難者の名簿の作成、管理

- ア 避難者への食料等の物資供給の基礎とするため、避難所の入退所や、在宅避難者・車中避難者等の確認を行い、名簿を管理します。
- イ 毎日、定時に避難所内の人数・構成等を確認し、総務班に報告します。
- ウ 新たな避難者については、様式3「避難者名簿」により登録します。また、退所する場合には、退所後の行先を確認して記録します。
- エ 可能な範囲で周辺の在宅避難者や車中避難者等を把握し、総務班に連絡します。

② 外出者の管理

避難者が外出する場合は、戻る予定の日時や連絡先を確認し、様式13「外出者管理簿」に記入して管理します。

③ 安否確認問い合わせの対応

- ア 当番を決め、問合せ電話の対応や伝言等を担当します。
- イ 安否確認の電話や来訪者に対しては、個人情報保護の観点から特に注意して取り扱い、本人の同意を得ている避難者についてのみ対応します。
- ウ 原則として、避難所内の電話は受信専用とし、避難者からの発信は施設の公衆電話とするなど区分して使用します。
- エ 避難者の呼び出し等は、放送や掲示により伝達し、避難者から折り返し連絡する方法を原則とします。
- オ 担当者は、相手の名前や避難者との関係、用件、連絡先、受付日時等について様式14「電話、来訪者等受付簿」に記録します。
- カ 安否確認等の情報交換のため、「伝言板コーナー」を設置します。

④ 郵便物・宅配便等の取り次ぎ

避難者宛に送付された郵便物等が到着した場合は、原則として避難者を呼び出し、配達員等から直接受領してもらいます。ただし、避難者が不在の場合等やむを得ない場合は受領し、必ず様式15「郵便物・宅配物等受取処理簿」に記録します。

【情報広報班】**① 報道機関対応**

- ア 報道機関から取材の依頼があった場合は、総務班と共に災害対策本部と対応の可否について協議します。
- イ 取材を受ける際には、所属、氏名、取材目的、発表日時や発表内容を聞き取り、様式16「報道機関等受付簿」に記録します。また、避難者のプライバシーに配慮するとともに、救援活動等に支障がない共用スペースで対応します。

② 生活情報等の収集

- ア 被災者ができるだけ早期に生活を再建できるよう、様々な情報の収集にあたります。なお、災害発生直後は、デマ情報が流れやすいので注意します。
- イ 不要となった情報については、記録・整理して保存します。

③ 生活情報等の提供

- 運営委員会で決定した事項や収集した情報等を整理し、掲示板への掲示や放送など、避難者全体へ伝わるよう様々な方法で提供します。

④ テレビ・ラジオ等の設置

- 避難者のための情報提供の手段として、避難所にテレビやラジオ等を設置します。

【施設管理班】**① プライバシーの確保**

- ア 世帯ごとにパネルやパーテーション等の間仕切りを設置するよう配慮します。
- イ 更衣室や授乳室を確保します。授乳室が確保できない場合は、女子更衣室と兼ねて使用します。
- ウ 避難者以外は、原則として避難者が寝起きするスペースへの入室は禁止し、面会は共用スペースで行います。

② 飲酒・喫煙の制限

- ア 喫煙場所は屋外に設置し、灰皿や消火用水バケツを配備するとともに、吸いがらの処理や清掃は、喫煙者自身の責任で行うよう掲示板や貼紙等で周知します。
- イ 秩序維持のため、飲酒は禁止します。
- ウ 総務班と共に、定期的にパトロールを行います。

③ 照明の管理

- ア 避難スペースは定時に消灯します。この場合、廊下や体育館の出入口、トイレ等は点灯したままとします。
- イ 職員室や事務室等、管理に必要な部屋は点灯したままとします。

④ トイレの管理

- ア トイレの清掃は避難者で当番を決めて行います。
- イ トイレの使用については、注意事項を貼り出し、避難者への周知徹底を図ります。
- ウ 断水等で施設のトイレが使用できない場合は、携帯トイレを使用して簡易トイレとして使用します。また、災害対策本部に仮設トイレの設置を要請します。
- エ 仮設トイレは、臭いや音などに配慮しながら、なるべく利便性の高い場所に設置します。
- オ 衛生環境を保つため、清掃時以外も定期的に状況を確認します。

⑤ ごみに関する対応

- ア ごみ集積所を指定し、分別方法を貼紙等により避難者へ周知します。
- イ 衛生環境を保つため、定期的に袋を交換し、屋外に排出します。
- ウ 屋外に排出したごみは、種類ごとにまとめておき、災害対策本部に収集を要請します。

⑥ ペットの対応

- ア 避難者がペットを連れてきた場合は、窓口で届け出るよう呼びかけ、様式 17「避難所ペット登録台帳」に記載します。
- イ 避難所でのペットの管理責任は飼い主にあることや、衛生面や鳴き声等の観点から、屋外の所定の場所での係留やケージ等での飼育となることについて説明します。
- ウ 補助犬を同伴した身体障害者等については、一緒に生活できるよう居室を別に設けるなど配慮するとともに、他の避難者にも周知し、理解を求めます。

【食料物資班】

① 食料・物資の受入れ、管理

- ア 災害対策本部等から調達した食料・物資の受入れにあたります。
- イ 食料・物資を受け入れた際は、様式 18「食料・物資受払簿」に記入し、物資保管場所へ一時保管します。物資保管場所では品目ごとに区分し、整理します。
- ウ 不足するものについては、様式 7「食料・物資依頼票」により、総務班を通じて災害対策本部に要請します。

② 食料・物資の配給

- ア 食料・物資の配給については、様式 19「食料・物資配給台帳」により適切に管理します。
- イ 食料・物資を配給する際は、迅速かつ確実に行うため、原則としてグループ長を通じて行います。
- ウ 高齢者や障害者、乳幼児等で特別な配慮を要する方には、個別に対応します。
- エ 避難所生活者以外の在宅避難者や車中避難者にも等しく食料・物資を配給します。その際は、配給場所、時間等を掲示板等で周知します。

【救護支援班】

① 配慮を要する避難者への支援

- ア 高齢者や障害者等の特別な配慮を要する方を把握し、他の各班と協力しながら、避難所内の専用のスペース、間仕切り、車いす、ダンボールベッド等の調達、設置に努めます。
- イ 避難所での生活に支障がある人については、福祉避難所や民間の福祉施設等へ移動できるよう、総務班を通じて災害対策本部と調整します。
- ウ 災害対策本部に対して、要配慮者等をケアするための専門の職員等の派遣を要請します。

② 外国人の対応

- 言葉が通じない外国人への物資や情報等の提供手段、方法について配慮します。また、通訳や外国語のできる人が避難所内にいる場合は、協力を求めます。

③ 子どもたちへの対応

- ア 避難所内の子どもたちの行動、活動の支援を行います。
- イ 避難所の一員として、子どもたち自身もボランティアとして活動できるよう支援します。
- ウ 可能な範囲で、子どもたちの遊びや学習の環境づくりに配慮します。

2—3 撤収期

撤収期とは、周辺のライフライン機能が回復し、その地域本来の生活が再開可能となるため、避難所生活の必要性が低くなる期間です。そのため、住居を失った人の長期受入施設への入所や他の避難所との段階的な集約など、避難所として使用している施設の本来業務の再開に向けての必要な業務を行う期間です。

撤収期における避難者との合意形成は、避難所運営委員会が行います。

避難所運営委員会は、避難所の閉鎖に向けて、施設の原状回復や避難者の生活再建を重視して協議、運営を行います。

2—3—1 避難所の閉鎖

① 避難所閉鎖の準備

- ア 避難所運営委員会は災害対策本部と協議し、避難所の閉鎖や他の施設への集約等の時期について調整します。特に学校においては、授業の再開を優先的に考えます。
- イ 避難所の閉鎖や他の施設への集約等については、避難者へ説明し十分に理解されるよう努めます。

② 避難所の閉鎖

- ア 避難所管理に使用した記録・台帳等を災害対策本部に引き継ぎます。
- イ 使用しなかった物資等については、品目や数量等をまとめ、災害対策本部に回収等を要請します。
- ウ 施設内外について、出来る限り現状回復に努めます。
- エ 避難所運営委員会は、避難所閉鎖をもって解散します。

様式 1

避難所施設の被害状況チェックリスト【地震発生後】

年 月 日

避難所名（施設名） _____

記入者名 _____

【施設外部】 の点検項目	点検結果		特記事項
1 建物全体又は一部の損壊	あり	なし	
2 基礎の損壊又は基礎と上部建物のずれ	あり	なし	
3 建物の傾き	あり	なし	
4 建物の周辺の地すべりや崖崩れ、倒木	あり	なし	
5 隣接する建物の損壊	あり	なし	
6 窓ガラスの割れ	あり	なし	

- 【判定】 ・全て「なし」 … 使用可 ⇒ 建物に入り、内部の点検を行う。
 ・「あり」が1～2個 … 要注意 ⇒ 災害対策本部に連絡し判断を求める。
 ・「あり」が3個以上 … 危険 ⇒ 危険であることを建物に表示し、災害対策本部に連絡

【施設内部】 の点検項目	点検結果		特記事項
7 床の損壊	あり	なし	
8 壁の損壊	あり	なし	
9 筋かいの破断又は変形	あり	なし	
10 天井、照明器具の落下	あり	なし	
11 ガラスの飛散	あり	なし	
12 各設備、機材の使用可否			
電気	使用可	不可	⇒ 断水の場合、トイレは使用不可 トイレ入口に「使用禁止」を表示する
水道	使用可	不可	
下水道（トイレ、流し等）	使用可	不可	
照明	使用可	不可	
電話、FAX	使用可	不可	
インターネット	使用可	不可	
テレビ	使用可	不可	
ラジオ	使用可	不可	

◆点検結果は災害対策本部に報告してください。

様式 2

A 3

避難者受付簿

年 月 日受付分

避難所名	
------	--

自主防災組織名 (行政区名)	
-------------------	--

避難者合計	名	内訳	大人	名	子供	名	要配慮者	名
-------	---	----	----	---	----	---	------	---

番号	避難所名 (カタカナで記入)	性別	年齢	住所	電話番号	特記事項
例	マクベツタロウ	男	50	幕別町 本町 130 番地 1	54-1234	
				幕別町		
				幕別町		
				幕別町		
				幕別町		
				幕別町		
				幕別町		
				幕別町		
				幕別町		
				幕別町		
				幕別町		
				幕別町		
				幕別町		
				幕別町		
				幕別町		
				幕別町		
				幕別町		
				幕別町		
				幕別町		
				幕別町		
				幕別町		

様式 3

避難者名簿

年 月 日 記載

※ 避難した人の情報のみ書いてください。

世帯代表者名				電話	
住所					
入所年月日		年	月	日	町内会名
氏名		年齢	性別	要配慮者	備考
家族			男・女	<input type="checkbox"/>	
			男・女	<input type="checkbox"/>	
			男・女	<input type="checkbox"/>	
			男・女	<input type="checkbox"/>	
			男・女	<input type="checkbox"/>	
			男・女	<input type="checkbox"/>	
ご家族の中で特別な配慮を必要とする方がいる場合は□にチェックし、備考欄に内容を記載してください。					
ご自宅の状況		全壊・半壊・一部損壊・断水・停電・ガス停止・電話不通 その他 ()			
親族などの連絡先		氏名			
		電話			
		住所			
		氏名			
		電話			
		住所			
他からの問合せがあったとき、住所や氏名等を公表しても良いですか？					可・不可
退所年月日		年 月 日			
転出先住所					
連絡先					
その他					

様式4

避難所状況報告書（初動期用）

第 報

【避難所名

】

年 月 日 時 現在

開設日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
閉鎖日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
発信者		役職等	
報告日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分		
避難所開設人員	行政担当者		人
	施設管理者		人
	町内会・自主防災組織等		人
世帯数	世帯	人数	人
周辺の状況	人命救助		
	延焼		
	土砂崩れ		
	ライフライン		
	道路状況		
	建物損壊		
避難者数増減の見込み	増加・減少・変化なし		
連絡事項（避難所の状況等）			
災害 対策 本部 記入	受信者名		
	受信日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分（メール、FAX、口頭）	
	対応		

様式 5

避難所状況報告書（第 報）

【避難所名 _____】

年 月 日 時 現在

発信者名		災害対策本部受信者名	
報告日時	年 月 日	避難所	電話
	午前・午後 時 分		F A X
	現在数 A	前日数 B	差し引き (A-B)
世帯数	世帯	世帯	世帯
人数	人	人	人
周辺の状況	人命救助		
	延焼		
	土砂崩れ		
	ライフライン		
	道路状況		
	建物損壊		
避難所運営委員会の設置状況		設置済・未設置	
各班の活動状況	総務班		
	被災者管理班		
	情報広報班		
	施設管理班		
	食料物資班		
	救護支援班		
連絡事項（避難所の状況等）			
災害対策本部の対応記入欄			

避難所における共通理解ルール

- 1 この避難所は、災害時における地域住民の共同生活の場です。
- 2 避難所の円滑な運営を行うため、避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を設置しますので、その指示に従ってください。
- 3 避難所は、地域のライフラインの復旧及び避難者が一定の生活ができるまでを目処として設置し、復旧後は速やかに閉鎖します。
- 4 避難所の居住スペースは、体育館を基本とします。
- 5 食料、物資は、原則として全員に配給できるまでは配給しません。
 - (1) 食料、生活物資は避難者のグループごとに配給します。
 - (2) 特別な事情の場合は、委員会の判断を得てから配給します。
- 6 消灯は、原則として午後 時とします。
(緊急時等はこの限りではありません。)
 - (1) 廊下は出入口付近は点灯したままとし、体育館等は照明を落とします。
 - (2) 職員室、会議室等管理に必要な部屋は、点灯したままとします。
- 7 放送は、原則として午後 時で終了とします。(緊急時等はこの限りではありません。)
- 8 電話は、原則として受信のみとし、呼び出しは午前 時から、午後 時まで行います。(緊急時等はこの限りではありません。)
- 9 トイレの清掃は、午前 時、午後 時に避難者が交替で行います。
 - (1) 清掃開始や終了の際には放送でお知らせします。
 - (2) 清潔な使用を心がけ、汚してしまった場合は自身で掃除してください。自身での掃除が困難な方は、施設管理班に連絡してください。
- 10 飲酒は禁止します。また、喫煙場所は とし、喫煙者自ら吸殻の片付けや清掃をお願いします。
- 11 ペットを連れてきた避難者は、施設管理班に届け出をし、屋外で所定の場所への係留やケージでの飼育をお願いします。ただし、身体障がい者が補助犬を同伴されている場合は、別途対応します。
- 13 避難者は、当番等を通じて自主的に避難所運営に参加してください。
- 14 障がい者、高齢者、乳幼児等で、避難所での生活に特別な支援が必要な場合は、救護支援班に届け出てください。
- 15 その他、避難生活上困ったことがあった場合は、総務班に相談してください。

様式7

食料・物資依頼票

【避難所名 】

信者名発		発信日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
災害対策本部受信者名		受信日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
依頼品目	種類 サイズ等	数量	災害対策本部対応	備考
			備蓄品 業者発注 支援物資	
			備蓄品 業者発注 支援物資	
			備蓄品 業者発注 支援物資	
			備蓄品 業者発注 支援物資	
			備蓄品 業者発注 支援物資	
			備蓄品 業者発注 支援物資	
			備蓄品 業者発注 支援物資	
			備蓄品 業者発注 支援物資	
連絡事項				

配達者名	電話	避難所担当者サイン
(出荷日時)	月 日 () 午前・午後 時 分	
(配達日時)	月 日 () 午前・午後 時 分	

様式 8

避難所運営委員会運営規約

(名称)

第1条 この会は、避難所運営委員会という。

(組織)

第2条 この会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 行政担当者（避難所担当職員）
- (2) 施設管理者（学校や体育館等の管理者）
- (3) 避難者リーダー（町内会や自主防災組織等の代表者）
- (4) グループ長（町内会ごとに10世帯程度を単位として構成するグループの代表）
- (5) その他、この会で承認された者

(目的)

第3条 この会は、避難所の存する区域内の住民が主体的に当該避難所の管理運営に関わることにより、災害発生時における避難所の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、災害対策本部や関係機関、避難者等と協議の上、次の事業を行う。

- (1) 生活場所の提供
- (2) 水・食料・物資の提供
- (3) トイレ等の衛生的環境の提供
- (4) 生活情報、生活再建情報の提供

(役員)

第5条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 活動班長 各1人

2 会長及び副会長は避難所リーダーから、活動班長はグループ長から互選する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、議事その他の会務を総理し、この会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故等あるときはその職務を代理する、
- 3 活動班長は、会長及び副会長の指示を受けて活動班を総括する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、避難所が閉鎖される日までとする。

- 2 前項の任期中において、当該役員が退所等により退任した場合は、速やかに後任を選出するものとする。

(会議)

第8条 この会の会議は、会長を中心として運営し、第4条の事業の実施に必要な事項を協議し決定するものとする。

- 2 会議は、原則定例とし、毎日午前 時及び午後 時の2回開催するものとする。
- 3 会議においては、各活動班や避難者からの意見、要望等を協議し、必要と認める事項を決定するものとする。

(活動班の設置)

第9条 避難所の円滑な運営のため、この会に次の活動班を置く。ただし、避難者の人数等の動向により変更することができる。

- (1) 総務班
 - (2) 被災者管理班
 - (3) 情報広報班
 - (4) 施設管理班
 - (5) 食料物資班
 - (6) 救護支援班
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、この会が必要と認めた活動班
- 2 前項の活動班には、それぞれ班長1人を置く。避難者の中から、各班の協力者を募り、業務を行う。

(活動班の業務)

第10条 前条第1項の規定によりこの会に置かれる活動班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 総務班
 - 避難所全体の統括
 - 災害対策本部への連絡
 - 避難所内での場所の移動
 - 秩序維持
 - ボランティアの受入れ
- (2) 被災者管理班
 - 避難者の名簿の作成、管理
 - 外出者の管理

安否確認問い合わせの対応
郵便物・宅配便の取り次ぎ

(3) 情報広報班

報道機関対応
生活情報等の収集
生活情報等の提供
テレビ・ラジオ等の設置

(4) 施設管理班

プライバシーの確保
飲酒・喫煙の制限
照明の管理
トイレの管理
ごみに関する対応
ペットの対応

(5) 食料物資班

食料・物資の受入れ、管理
食料・物資の配給

(6) 救護支援班

高齢者、障がい者等特別なニーズのある避難者への支援
外国人の対応
避難所の子どもたちへの対応

(解散)

第 11 条 この会は、災害発生後において当該地域のライフラインが復旧し、かつ、被災者が一定の生活を確保することが可能となったとき又は避難所の集約により当該避難所が避難所でなくなったときに解散するものとする。

(雑則)

第 12 条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、役員の発議によりこの会が協議して決定するものとする。

附則

この規約は、 年 月 日から施行する。

避難所運営委員会名簿

【避難所名 】

年 月 日 作成

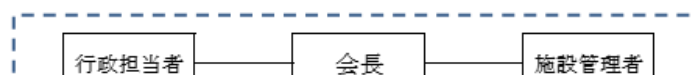
運営管理責任者

会長		
副会長		
行政担当者		
施設管理者		

各活動班

	氏名	町内会等
総務班	班長	
被災者管理班	班長	
情報広報班	班長	
施設管理班	班長	
食料物資班	班長	
救護支援班	班長	
班	班長	

様式10



職員派遣依頼書

【避難所名 】

発信者名		発信日時	年	月	日
			午前・午後	時	分
依頼内容（業務内容や人数等を具体的に記載）					
行政職員					
ボランティア					

災害対策本部 発信者名		発信日 時	年	月	日
			午前・午後	時	分
対応内容					
行政職員					
ボランティア					

様式 12

外出者管理簿

【避難所名】

年 月 日

氏名	所属	外出時刻	行先・用件・連絡先	帰所予定時刻	帰所時刻	確認
	町内会 グループ					
	町内会 グループ					
	町内会 グループ					
	町内会 グループ					
	町内会 グループ					
	町内会 グループ					
	町内会 グループ					
	町内会 グループ					
	町内会 グループ					
	町内会 グループ					
	町内会 グループ					
	町内会 グループ					
	町内会 グループ					
	町内会 グループ					
	町内会 グループ					
	町内会 グループ					
	町内会 グループ					
	町内会 グループ					

郵便物・宅配物等受取処理簿

【避難所名】

受付	受付者	種類	配達者	宛名	引渡し	引渡者	受領サイン
月 日 時 分		郵便 宅配 その他 ()			月 日 時 分		
月 日 時 分		郵便 宅配 その他 ()			月 日 時 分		
月 日 時 分		郵便 宅配 その他 ()			月 日 時 分		
月 日 時 分		郵便 宅配 その他 ()			月 日 時 分		
月 日 時 分		郵便 宅配 その他 ()			月 日 時 分		
月 日 時 分		郵便 宅配 その他 ()			月 日 時 分		
月 日 時 分		郵便 宅配 その他 ()			月 日 時 分		
月 日 時 分		郵便 宅配 その他 ()			月 日 時 分		
月 日 時 分		郵便 宅配 その他 ()			月 日 時 分		
月 日 時 分		郵便 宅配 その他 ()			月 日 時 分		
月 日 時 分		郵便 宅配 その他 ()			月 日 時 分		
月 日 時 分		郵便 宅配 その他 ()			月 日 時 分		
月 日 時 分		郵便 宅配 その他 ()			月 日 時 分		
月 日 時 分		郵便 宅配 その他 ()			月 日 時 分		
月 日 時 分		郵便 宅配 その他 ()			月 日 時 分		
月 日 時 分		郵便 宅配 その他 ()			月 日 時 分		
月 日 時 分		郵便 宅配 その他 ()			月 日 時 分		
月 日 時 分		郵便 宅配 その他 ()			月 日 時 分		

報道機関等受付簿

【避難所名 〇〇〇〇〇〇〇〇】

受付	受付者	所属・氏名	取材目的	対応
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				
月 日 時 分				

様式 17

A 3

避難所ペット登録台帳

【避難所名

】

番号	飼育者氏名	住所		電話番号
	種類	オス・メス	受付日 月 日	退所日 月 日
	体格	毛色	ペット名	備考
番号	飼育者氏名	住所		電話番号
	種類	オス・メス	受付日 月 日	退所日 月 日
	体格	毛色	ペット名	備考
番号	飼育者氏名	住所		電話番号
	種類	オス・メス	受付日 月 日	退所日 月 日
	体格	毛色	ペット名	備考
番号	飼育者氏名	住所		電話番号
	種類	オス・メス	受付日 月 日	退所日 月 日
	体格	毛色	ペット名	備考

食料・物資受払簿

受入月日	受入元	品目	種類 サイズ等	受入数量	払出月日	払出数量	残数
月 日					月 日		
					月 日		
					月 日		
月 日					月 日		
					月 日		
					月 日		
月 日					月 日		
					月 日		
					月 日		
月 日					月 日		
					月 日		
					月 日		
月 日					月 日		
					月 日		
					月 日		
月 日					月 日		
					月 日		
					月 日		
月 日					月 日		
					月 日		
					月 日		

食料・物資配給台帳

※ 払出品目、数量等は、様式18「食料・物資受払簿」の払出内容を転記してください。

払出月日	払出品目	種別 サイズ等	払出数量	配給月日	配給先	配給数量
月 日				月 日	公区	グループ
					公区	グループ
					公区	グループ
					公区	グループ
					公区	グループ
					公区	グループ
					公区	グループ
					公区	グループ
					公区	グループ
					公区	グループ
月 日				月 日	公区	グループ
					公区	グループ
					公区	グループ
					公区	グループ
					公区	グループ
					公区	グループ
					公区	グループ
					公区	グループ
					公区	グループ
					公区	グループ
月 日				月 日	公区	グループ
					公区	グループ
					公区	グループ
					公区	グループ
					公区	グループ
					公区	グループ
					公区	グループ
					公区	グループ
					公区	グループ
					公区	グループ
月 日				月 日	公区	グループ
					公区	グループ
					公区	グループ
					公区	グループ
					公区	グループ
					公区	グループ
					公区	グループ
					公区	グループ
					公区	グループ
					公区	グループ

余 白

避難所運営マニュアル 「感染症対策編」

令和2年5月
幕別町

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第1章 事前対策

1-1 住民が行う日頃からの準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

1-2 感染症流行時に対応する町の防災備蓄・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

1-3 避難先の拡充の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 初動期に対応（避難所開設時）

2-1 状況に応じた居住スペースや専用スペースの確保・・・・・・・・・・ 4

2-2 事前受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

2-3 避難者の収容先の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 展開期以降の対応

3-1 避難所内の感染症対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

3-2 感染の疑いがある方が発生した場合の対応・・・・・・・・・・・・・・ 5

様式1 入所時チェックシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

様式2 体調チェック表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

資料1 避難所レイアウト例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

資料2 感染症対策ポスター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

はじめに

令和2年初頭から日本全国で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、全国的な緊急事態宣言を経て収束傾向にあるものの、今もなお、各地で感染者が発生しており、こうした非常事態においても、地震や豪雨などの自然災害は待ったなしで私たちに襲い掛かってくる。

新型コロナウイルス感染症の主な感染経路は飛沫感染や接触感染だが、閉鎖空間にて近距離で多くの人と会話する等の環境下では、咳等の症状が無くても感染を拡大させるリスクがあるとされている。今後、自然災害の発生などにより避難所の開設が必要な場合は常に想定され、避難者はもとより、避難所運営に携わるスタッフからも感染者を出さないようにするため、国や北海道等が示しているガイドライン等を参考とし、避難所運営における感染症対策をまとめ、本マニュアルを作成した。

第1章 事前対策

1-1 住民が行う日頃からの準備

(1) 災害対策備蓄

感染症流行に関わらず準備するもの ※ 防災のしおり 15 頁に例示

- ・ 最低3日間（推奨1週間）分の食料や飲料水（目安：1人1日3リットル）
- ・ 携帯トイレやトイレットペーパー等
- ・ 冬の災害に備えた電気毛布や冬用寝袋、ポータブルストーブ等
- ・ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）

感染症流行時に必要なもの

- ・ マスク
- ・ 体温計
- ・ 石けん、消毒液、ウェットティッシュ等
- ・ 使い捨て手袋、ビニールエプロン等

(2) 避難方法

感染症流行時における避難所は、限られたスペースに多くの人々が集まるため3密のリスクが伴う。避難とは難を避けること、つまり安全を確保することであり、3密のリスクを回避した在宅避難（安全性を確認すること。）や、避難所以外（親戚や友人の家など）への避難も検討すること。

1-2 感染症流行時に対応する町の防災備蓄

(1) 資機材

- ・ 避難者等の体温を測る非接触型の体温計
- ・ 飛沫感染を防止するためのパーテーション
- ・ 感染者の排泄物からの感染防止のための自動ラップ式トイレ
- ・ 停電時の別室での隔離を想定した発電機や照明器具
- ・ 換気後の温度低下に備えたジェットヒーター等の暖房器具

(2) 感染症流行時に対応する消耗品

- ・ 避難者やスタッフが着用するマスク
- ・ トイレや洗面所で使用する石けんやペーパータオル
- ・ 手指を殺菌するアルコール消毒液
- ・ 手すり、ドアノブ等を消毒する消毒液（漂白剤等）
- ・ 掃除や除菌等の際に使用する使い捨て手袋やビニールエプロン

1-3 避難先の拡充の検討

感染症流行時には、通常よりも広いスペースが必要となるため、以下の対応を検討する。

- (1) 学校を避難所に行っている場合は、体育館のほか、教室等の活用を検討する。
- (2) 指定避難所以外の公共施設の活用を検討する。
- (3) 要配慮者等の避難先として宿泊施設の活用を検討する。
- (4) 避難所内での感染リスクを避けた車中泊の発生に備え、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒にならない対策や、駐車場所等の確保を検討する。

第2章 初動期の対応（避難所開設時）

2-1 状況に応じた居住スペースや専用スペースの確保

- (1) 居住スペースでは、1人当たり4㎡を目安として区画し、隣り合う人との間隔を最低1m確保する。なお、パーティションを使用する場合は、家族単位で1区画（4.4㎡）に2人を目安として収容する。（資料1）
- (2) 隔離のための専用スペースは別室を用意する。別室を用意できない場合は、居住スペースと出来るだけ離れた位置にパーティション等でスペースを確保する。
- (3) 居住スペースと専用スペースの動線が交わらないよう完全に分離する。

2-2 事前受付

- (1) 避難者の健康状態を確認するため、避難所入口に事前受付を設置する。
 - ・ テントを設営し、受付側の面には飛沫感染防止のビニールシート等を設置する。
 - ・ 体調を確認するスタッフは、マスク、手袋、エプロン等を着用する。
 - ・ アルコール消毒液を設置し、避難者に消毒を求める。
 - ・ マスクを所持していない避難者にはマスクを配付し、着用を求める。
- (2) 体調の確認
 - ・ 非接触型の体温計で発熱の有無を確認するとともに、「入所時チェックシート」（様式1）や問診で体調を確認する。
 - ・ 接触型の体温計を使用する場合は、使用の都度アルコール消毒液で消毒する。

2-3 避難者の収容先の区分

事前受付の結果により、収容先を区分する。

(1) 健康状態が良好と判断された方

十分な間隔を空けながら居住スペースへ誘導する。

(2) 発熱や体調不良が見られ感染の疑いがある方

本人や濃厚接触者を含め、居住スペースの動線と交差しない経路を通して、専用スペースに誘導する。また、医療機関の受診について、災害対策本部を通じて保健所に確認する。

第3章 展開期以降の対応

3-1 避難所内での感染症対策

- (1) 全員マスクを着用する。
- (2) 外部からのウイルスの持込みを防ぐため、入口での体調確認を継続する。
- (3) 避難者やスタッフごとに「体調チェック表」(様式2)を作成し、保健師や避難者の中から選定した衛生班の定期的(1日3回)な巡回により、健康状態を確認する。
また、体調不良を感じた場合には、速やかに申し出るよう声掛けする。
- (4) 可能な範囲で窓やドアを開放し、こまめに換気を行う。
- (5) ドアノブや手すりの消毒、床やトイレの清掃を定期的に行う。
- (6) トイレや洗面所などは、密集しないよう一度に利用する人数を制限する。
- (7) 食料等の物資の配付の際には、机の上に置いて受け取ってもらうなど、極力手渡しを避ける。
また、混雑を避けるため、グループの代表者へ順番での配付や、並ぶ際には間隔を空けるよう目印を設置する。
- (8) ポスターやチラシ、呼びかけにより避難所内での感染防止のための留意点を周知する。(資料2)
- (9) 相談窓口を開設し、ストレス等に対するケアを実施する。

3-2 感染の疑いがある方が発生した場合の対応

- (1) 本人や濃厚接触者を含め、速やかに別室の専用スペースに隔離するとともに、医療機関の受診や他の避難者への対応、施設の消毒方法等について、災害対策本部と協議する。
- (2) トイレや洗面所等は専用のもので用意し、使用する場合は居住スペースの動線と交差しないよう移動する。
- (3) 食事や身の回りの世話の際には、マスク、ビニールエプロン、手袋等を装着し、できるだけ限られた方で実施する。
- (4) 医療機関の受診後、陰性と診断された場合においては、体調回復まで専用スペースで経過観察する。

様式1

入所時チェックシート

現在の体調を記入し、受付に渡してください。

氏名 _____

◆体調について

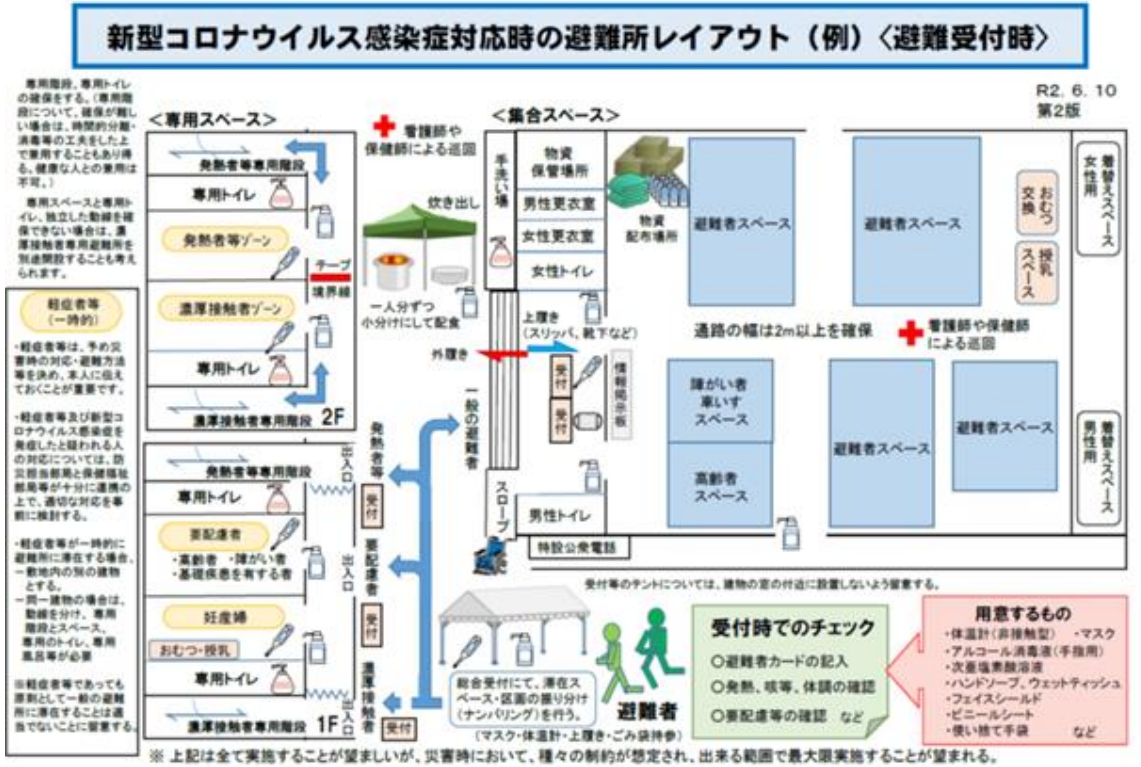
発熱はありますか	はい・いいえ
頭痛はありますか	はい・いいえ
息苦しさがありますか	はい・いいえ
味や匂いを感じられない状態ですか	はい・いいえ
咳が出ていますか	はい・いいえ
たんが出ていますか	はい・いいえ
全身のだるさがありますか	はい・いいえ
筋肉痛のような痛みはありますか	はい・いいえ
嘔吐や吐き気がありますか	はい・いいえ
下痢が続いていますか	はい・いいえ

体調チェック表

様式2

氏名		※その際、記入事項						
		(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)
体温		朝 ℃ 昼 ℃ 夕 ℃	朝 ℃ 昼 ℃ 夕 ℃	朝 ℃ 昼 ℃ 夕 ℃	朝 ℃ 昼 ℃ 夕 ℃	朝 ℃ 昼 ℃ 夕 ℃	朝 ℃ 昼 ℃ 夕 ℃	朝 ℃ 昼 ℃ 夕 ℃
息苦しさ	一つでも該当があれば「はい」を選択 ●息が荒くなった(呼吸数が多くなった) ●息に苦しくなった ●少し動く息がある ●胸の痛みがある ●横になれない・座らないと息がでない ●肩で息をしている・ゼーゼーしている	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
味覚・嗅覚	味や匂いを感じない	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
せき・たん	咳やたんがひどくなった	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
のど	のどの痛みがある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
鼻水	鼻水が出る	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
頭痛	頭痛がある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
全身倦怠感	起きているのがつらい	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
嘔吐	吐き気や嘔吐が続いている	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
下痢	下痢が続いている (1日3回以上の下痢)	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
	その他の症状 食事が食べられない 半日以上尿が出ていない 筋肉痛のような症状 など	はい・いいえ (身体的な症状)	はい・いいえ (身体的な症状)	はい・いいえ (身体的な症状)	はい・いいえ (身体的な症状)	はい・いいえ (身体的な症状)	はい・いいえ (身体的な症状)	はい・いいえ (身体的な症状)

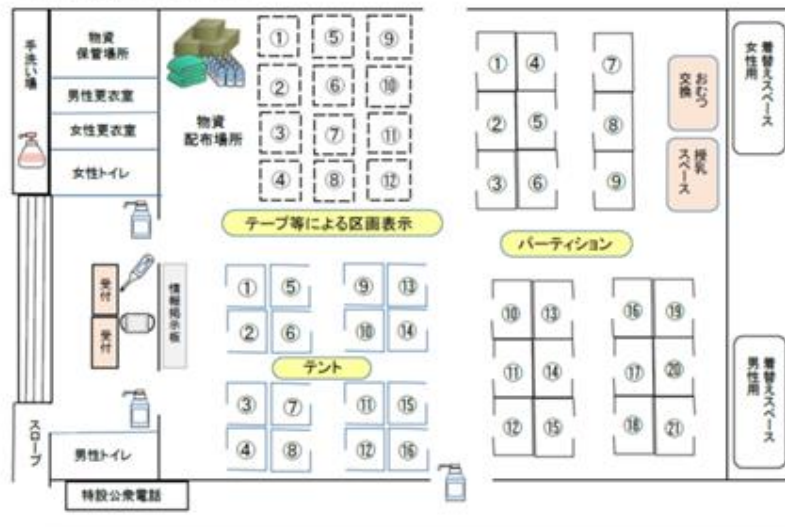
令和 2 年 6 月 10 日付けで国（内閣府、消防庁、厚生労働省の連名）による通知
 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料（第 2 版）」より抜粋



健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

R2. 6. 10
第2版

● テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。



感染症対策

へのご協力をお願いします！

ほかの人につさないために

- ・ 隣の人とは、最低1メートル離れて過ごしましょう。
- ・ 常にマスクを着用しましょう。
- ・ ドアノブ等の共有部分に触れた後は、必ず手洗い、消毒をしましょう。
- ・ 毎日、体温・体調チェックをしましょう。
 - ⇒ 朝、昼、夕3回実施
 - ⇒ 発熱や体調が良くないときは、すぐに保健師や衛生班に報告してください。
- ・ 居住スペース以外で食事をとらないようにしましょう。

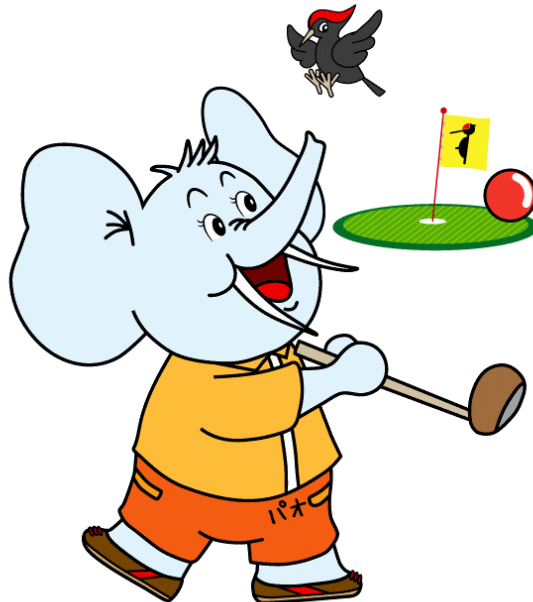
避難所運営上の協力をお願い

- ・ 定期的に換気しましょう。
 - ⇒ 30分に1回以上、数分間、ドアや窓を全開に
- ・ ドアノブ等の共有部分の消毒、トイレの清掃は毎日、こまめに実施しましょう。
- ・ 物品や食事の提供時は、手渡しを避けましょう。

余 白

幕別町職員災害対応 ハンドブック

—— 発災から参集、災害対応開始まで ——



令和7年10月

幕別町

目 次

1	防災の心得	1
2	自助・共助・公助の連携	2
3	幕別町災害対策本部組織図	4
	※ 本部の業務分担	5
4	発災時の行動	
	(1) 大地震の場合	
	ア 勤務時間中	12
	イ 勤務時間外・休日等	14
	(1)－① 地震・津波発生時における非常配備体制	16
	(1)－② 地震・津波発生時の職員配備基準	17
	(1)－③ 参集途上被害状況報告書	18
	(2) 大雨の場合	
	ア 勤務時間中	19
	イ 勤務時間外・休日等	21
	(2)－① 風水害等災害時の警戒体制	23
	(2)－② 風水害等災害時の非常配備体制	23
	(2)－③ 風水害等災害時の職員配備基準	24

※ 頁は幕別町地域防災計画から抜粋

1 防災の心得

(人命の保護を第一に)

(1) 大地震

- ① まずわが身の安全を図ること。
- ② 正しい情報をつかみ、余震に注意すること。
- ③ 揺れがおさまってから、あわてずに火の始末をすること。
- ④ 出火したときは、落ちついて消火すること。
- ⑤ あわてて戸外に飛び出さないこと。
- ⑥ 屋外では、塀や自動販売機などには近寄らないこと。
- ⑦ 避難は徒歩で、持ち物は最小限にとどめること。
- ⑧ 協力しあって救出・救護にあたること。
- ⑨ 建物などの非常口などを常に確認しておくこと。

(2) 風水害・雪害

- ① 大雨・大雪・洪水注意報、警報、土砂災害警戒情報などの気象情報に注意すること。
- ② テレビ、ラジオ、インターネット等で最新の気象情報を得ること。
- ③ 家の屋根、壁、窓ガラスなどを日頃から点検し、不備な箇所は補修すること。
- ④ 停電に備えて、懐中電灯・携帯ラジオ等を用意すること。
- ⑤ 局地的または上流域の大雨に特に注意すること。
- ⑥ 河川の増水に注意し、早目に避難すること。
- ⑦ がけ崩れ・雪崩・落雪を警戒すること。
- ⑧ 地吹雪などホワイトアウトの状況では、無理な行動は控え、安全な場所で待機すること。
- ⑨ 情報入手の手段（携帯・スマホ）を確保しておくこと。

2 自助・共助・公助の連携 (一人一人が取り組む防災)

一般的に、災害時の助けとなるものの割合は、「自助（自らの避難や家族での助け合い）＝70%」、「共助（隣近所での助け合い）＝20%」、「公助（市町村・消防・警察・自衛隊等による救助）＝10%」と言われています。

災害による被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助の役割を知り、それぞれが災害対応力を高め、連携することが大切です。



(1) 自助

「自らの安全は、自らが守る」これが、防災の基本です。

災害による被害をできるだけ少なくするために、基本となるのは「自助」、一人一人が自分の身の安全を守ることです。

災害に備えて以下の準備をしておきましょう。

- 地震に備えて家具の転倒・落下・移動防止の対策
- 家族全員、『災害用伝言ダイヤル（171）』が使えるように普段から練習
- 最低3日分（1週間を推奨）の水や食料などの備蓄

災害が発生したときは、自分が無事であることが最も重要です。

(2) 共助

「わがまちは、わが手で守る」これが、地域を守るための最も効果的な方法です。

近隣の皆さんと協力して地域を守る備えと行動を「共助」と呼びます。

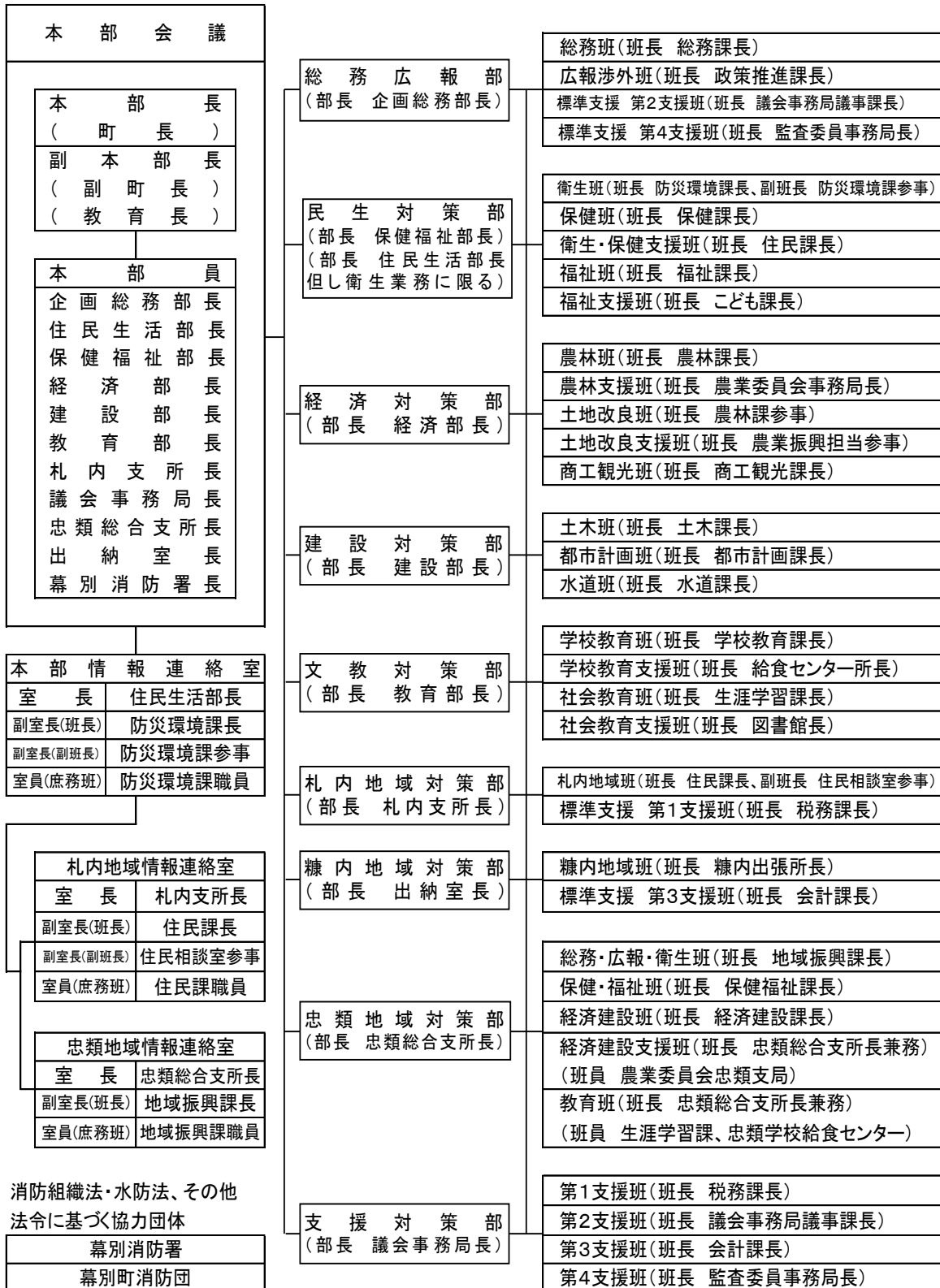
「共助」を支えるものは

- ① 人的なネットワーク
- ② お互い様の意識
- ③ 相互の信頼関係

地域防災を担う多くの支援者が、消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぎます。地域の命を救うためには、こうした地域の支援者の存在が不可欠です。

地域の状況を判断して、自らの役割となる「公助」に向かいましょう。

3 幕別町災害対策本部組織図



本部の業務分担

※ 避難所担当職員は、避難所の開設指示があった場合、原則として、この所掌事務に優先して対応するものとする。

部名	班 名 (属する課)	所 掌 事 項
本部情報連絡室	庶務班 (防災環境課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関する事 2. 本部の庶務及び各部との連絡調整に関する事 3. 消防機関との連絡調整に関する事 4. 関係団体、住民組織等の連絡及び出動要請に関する事 5. 各地区との情報連絡に関する事 6. 本部会議及び本部情報連絡に関する事 7. 気象等特別警報・警報・注意報、雨量、河川水位等の情報収集に関する事 8. 通信連絡機能の確保に関する事 9. 災害状況の取りまとめに関する事 10. 災害日誌及び災害記録に関する事 11. その他特命事項に関する事
忠類地域情報連絡室	庶務班 (地域振興課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 忠類地域対策部の庶務及び各部との連絡調整に関する事 2. 消防機関との連絡調整に関する事 3. 本部情報連絡室への情報連絡に関する事 4. 気象等特別警報・警報・注意報、雨量、河川水位等の情報収集に関する事 5. 通信連絡機能の確保に関する事 6. 関係団体、住民組織等の連絡及び出動要請に関する事 7. 各地区との情報連絡に関する事 8. 災害状況の取りまとめに関する事 9. 災害日誌及び災害記録に関する事 10. その他特命事項に関する事
札内地域情報連絡室	庶務班 (住民課) (住民相談室)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 札内地域対策部の庶務及び各部との連絡調整に関する事 2. 消防機関との連絡調整に関する事 3. 本部情報連絡室への情報連絡に関する事 4. 気象等特別警報・警報・注意報、雨量、河川水位等の情報収集に関する事 5. 通信連絡機能の確保に関する事 6. 関係団体、住民組織等の連絡及び出動要請に関する事 7. 各地区との情報連絡に関する事 8. 災害状況の取りまとめに関する事 9. 災害日誌及び災害記録に関する事 10. その他特命事項に関する事

総務 広報 部	総務班 (総務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部職員の非常招集に関する事 2. 本部職員の衣服、食糧及び寝具の調達供給に関する事 3. 自衛隊の派遣要請（撤収含む）及び報告に関する事 4. 国・道に対する要請及び報告に関する事 5. 他町村等の応援要請に関する事 6. 食糧及び生活物資等の災害時必要品の手配及び調達に関する事 7. 避難所、炊き出し所及び救護所の設営工事に関する事 8. 避難所の開設、管理及び実施に関する事 9. 被災地域住民の避難誘導に関する事 10. 被災地応急物資及び本部職員の輸送に関する事 11. 災害時における電力の確保に関する事 12. 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事 13. 町有財産（教育施設を除く）の応急利用に関する事 14. 労務供給対策に関する事 15. 災害応急対策従事者の公務災害補償に関する事 16. 他の部の主管に属さないこと 17. その他特命事項に関する事
	広報渉外班 (政策推進課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部長、副本部長の秘書に関する事 2. 住民に関する警報、避難命令、災害情報等の広報に関する事 3. 町内の被害現場の写真撮影に関する事 4. 災害報道記事及び災害状況写真等の収集に関する事 5. 本部が行う発表及び報道機関との連絡調整に関する事 6. 災害に関する相談、苦情等の処理に関する事 7. 自衛隊及び、国、道への支援要請後の受入れに関する事 8. 国、道、関係機関への災害復旧陳情等の調整に関する事 9. 国、地方公共団体等からの災害視察者に関する事 10. 災害見舞者及び視察者の対応、接遇に関する事（被災者家族の対応含む） 11. 災害復旧と総合計画の調整に関する事 12. 災害対策の予算及び資金に関する事 13. その他特命事項に関する事
民生 対策 部	衛生班 (防災環境課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災地の環境衛生保持に関する事 2. 災害時の清掃計画の作成及び実施に関する事 3. 被災地の清掃及び廃棄物の処理に関する事 4. 防疫業務に関する事 5. その他特命事項に関する事
	保健班 (保健課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者の生活に関する事 2. 医療施設の災害対策に関する事 3. 医療施設の被害調査に関する事 4. 医療救護に関する事 5. 被災地の伝染病予防及び患者の収容に関する事 6. 応急救護所の開設及び管理に関する事 7. 医療機関、医師等の動員計画の作成及び実施に関する事 8. 救急薬品の供給に関する事 9. 死体の収容安置に関する事 10. その他特命事項に関する事
	衛生・保健支援班 (住民課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者の生活支援及び被災地の環境衛生に関する事 2. 衛生班・保健班の支援に関する事 3. その他特命事項に関する事

	福祉班 (福祉課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 要配慮者安否確認及び被害調査に関する事 2. 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事 3. 要配慮者に対する避難誘導等の安全確保に関する事 4. 福祉避難所の開設、管理及び実施に関する事 5. 義援金品等の受付、保管及び配分に関する事 6. 災害ボランティアの受入れに関する事 7. 日本赤十字社救助活動との連絡調整に関する事 8. 被災者に対する各種福祉資金に関する事 9. その他特命事項に関する事
	福祉支援班 (こども課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保育園児及び学童保育児童の避難、誘導等の安全確保に関する事 2. 児童福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事 3. 福祉班の支援に関する事 4. その他特命事項に関する事
経 済 対 策 部	農林班 (農林課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地、山林、農畜産林業施設、農林産物及び家畜等の被害調査並び 応急対策に関する事 2. 被災農林業者に対する援護対策に関する事 3. 被災地の病害虫の防疫に関する事 4. 被災地の家畜の伝染病予防及び防疫に関する事 5. 林野の火災予防に関する事 6. 林野火災の被害調査に関する事 7. 災害時における農林業関係機関との連絡調整に関する事 8. その他特命事項に関する事
	農林支援班 (農業委員会)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時の農林畜産関係資金の融資に関する事 2. 飼料の確保に関する事 3. 農林班の支援に関する事 4. その他特命事項に関する事
	土地改良班 (農林課参事)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土地改良施設の被害調査及び応急対策に関する事 2. 土地改良施設の災害復旧工事に関する事 3. 幕別ダムに関する状況調査及び関係機関との調整に関する事 4. その他特命事項に関する事
	土地改良支援班 (農業振興担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土地改良施設の被害調査及び応急対策に関する事 2. 土地改良班の支援に関する事 3. その他特命事項に関する事
	商工観光班 (商工観光課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商工業関係被害の調査に関する事 2. 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関する事 3. 被災商工業者の金融相談及び応急対策に関する事 4. 災害時の消費物資の確保及び物価安定対策に関する事 5. 観光施設の災害対策、被害調査に関する事 6. 入込客対策に関する事 7. 労務供給対策に関する事 8. その他特命事項に関する事

建設 対策 部	土木班 (土木課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路の通行禁止及び制限の措置の総合調整に関する事 2. 道路、河川、橋梁及び堤防等の被害調査及び応急対策に関する事 3. 危険水防区域の警戒巡視に関する事 4. 治水計画の実施についての連絡調整に関する事 5. 土木施設に関する災害復旧工事に関する事 6. 公園、緑地の被害調査及び応急対策に関する事 7. 公園、緑地の災害復旧工事に関する事 8. 障害物の除去に関する事 9. 派遣自衛隊の誘導、撤収及び連絡調整に関する事 10. 食糧及び応急資機材等の輸送路に関する事 11. 災害交通路線調査及び運行路線の確保に関する事 12. 砂利道等の災害復旧に関する事 13. 応急作業用車両等の確保及び輸送に関する事 14. 災害時の車両の確保及び配車に関する事 15. その他特命事項に関する事
	都市計画班 (都市計画課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公営住宅の被害調査及び応急対策に関する事 2. 応急仮設住宅の建設に関する事 3. 被災住宅の応急措置に関する事 4. 被害家屋等の被害調査に関する事 5. 被害家屋等の応急危険度判定に関する事 6. その他特命事項に関する事
	水道班 (水道課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事 2. 浸水防止対策に関する事 3. 機動給水に関する事 4. 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関する事 5. 配水調整に関する事 6. 水源及び配水施設の管理に関する事 7. 給水機器の確保及び輸送に関する事 8. 被災上下水道施設の応急修理に関する事 9. 上下水道施設の災害復旧工事に関する事 10. 水質の保全及び水源河川状況調査に関する事 11. 上下水道施設の災害に伴う相互応援に関する事 12. その他特命事項に関する事
文教 対策 部	学校教育班 (学校教育課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関する事 2. 被災学校教育施設の写真撮影及び収集に関する事 3. 学校教育施設の災害復旧工事に関する事 4. 児童生徒の安全確保及び教護に関する事 5. 学校教育施設の応急利用に関する事 6. 各小・中学校、高校及び幼稚園との連絡調整に関する事 7. 被災学校の医療及び防疫に関する事 8. 教職員の動員に関する事 9. その他特命事項に関する事
	学校教育支援班 (幕別給食センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時の学校給食に関する事 2. 学校教育班の支援に関する事 3. その他特命事項に関する事
	社会教育班 (生涯学習課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会教育施設の被害調査及び応急対策実施に関する事 2. 社会教育施設利用者の避難誘導等による安全確保に関する事 3. 社会教育施設の応急利用に関する事 4. その他特命事項に関する事

	社会教育支援班 (図書館)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教科書及び学用品の調達並びに支給に関する事 2. 社会教育班の支援に関する事 3. その他特命事項に関する事
支援対策部	第1～4支援班 (税務課) (議会事務局) (会計課) (監査委員事務局)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災地への災害応急物品等の手配、調達に関する事 2. 被災地への応急物資の輸送支援に関する事 3. 札内地域班、糠内地域班の緊急支援に関する事 4. 3以外の各班への緊急支援に関する事 5. その他特命事項に関する事
忠類地域対策部	忠類地域対策部 (共通事項)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部のうち、忠類地域の応急対策を実施すること 2. 被害情報収集・対策など本部との連携を十分に図ること
	総務・広報 ・衛生班 (地域振興課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 忠類地域対策部職員の非常招集に関する事 2. 忠類地域対策部職員の衣服、食糧及び寝具の調達供給に関する事 3. 災害応急物品等の手配及び調達に関する事 4. 避難所、炊き出し所及び救護所の設営工事に関する事 5. 避難所の開設、管理及び実施に関する事 6. 被災地域住民の避難誘導に関する事 7. 被災地応急物資及び忠類地域対策部職員の輸送に関する事 8. 災害時における電力の確保に関する事 9. 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事 10. 町有財産(教育施設を除く)の応急利用に関する事 11. 住民に関する警報、避難命令、災害情報等の広報に関する事 12. 被災地の環境衛生保持に関する事 13. 災害時の清掃計画の作成及び実施に関する事 14. 被災地の清掃及び廃棄物の処理に関する事 15. 防疫業務に関する事 16. 商工業関係被害調査に関する事 17. 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関する事 18. 被災商工業者の金融相談及び応急対策に関する事 19. 災害時の消費物資の確保及び物価安定対策に関する事 20. 観光施設の災害対策、被害調査に関する事 21. 入込客対策に関する事 22. 労務供給対策に関する事 23. その他特命事項に関する事
	保健・福祉班 (保健福祉課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者の生活に関する事 2. 医療施設の被害調査に関する事 3. 被災地の伝染病予防及び患者の収容に関する事 4. 応急救護所の開設及び管理に関する事 5. 医療機関、医師等の動員計画の作成及び実施に関する事 6. 救急薬品の供給に関する事 7. 死体の収容安置に関する事 8. 要配慮者安否確認及び被害調査に関する事 9. 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事 10. 要配慮者に対する避難誘導等の安全確保に関する事 11. 福祉避難所の開設、管理及び実施に関する事 12. 災害ボランティアの受入れに関する事 13. 保育園児及び学童保育児童の避難、誘導等の安全確保、応急救護に関する事 14. その他特命事項に関する事

<p>経済建設班 (経済建設課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地、山林、農畜産林業施設、農林産物及び家畜等の被害調査並びに 応急対策に関すること 2. 被災農林業者に対する援護対策に関すること 3. 被災地の病虫害の防疫に関すること 4. 被災地の家畜の伝染病予防及び防疫に関すること 5. 林野火災の予防および被害調査に関すること 6. 災害時における農林業関係機関との連絡調整に関すること 7. 土地改良施設の被害調査、応急対策及び災害復旧に関すること 8. 道路の通行禁止及び制限の措置の総合調整に関すること 9. 道路、河川、公園、橋梁等の被害調査及び応急対策に関すること 10. 危険水防区域の警戒巡視に関すること 11. 道路、河川、公園、橋梁、上下水道等の災害復旧工事に関すること 12. 障害物の除去に関すること 13. 公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること 14. 応急仮設住宅の建設に関すること 15. 被災住宅の応急措置に関すること 16. 被害家屋等の被害調査に関すること 17. 被害家屋等の応急危険度判定に関すること 18. 食糧及び応急資機材等の輸送に関すること 19. 被災交通路線調査及び運行路線の確保に関すること 20. 砂利道等の災害復旧に関すること 21. 応急作業用車両等の確保及び応急資材の調達輸送に関すること 22. 災害時の車両の確保及び配車に関すること 23. 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること 24. 浸水防止対策に関すること 25. 機動給水に関すること 26. 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関すること 27. 配水調整に関すること 28. 水源及び配水施設の管理に関すること 29. 給水機器の確保及び輸送に関すること 30. 水質の保全及び水源河川状況調査に関すること 31. その他特命事項に関すること
<p>経済建設支援班 (農業委員会 忠類支局)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時の農林畜産関係資金の融資に関すること 2. 飼料の確保に関すること 3. その他特命事項に関すること
<p>教育班 (生涯学習課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校教育施設・社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 被災学校教育施設及び社会教育施設の写真撮影及び収集に関する こと 3. 学校教育施設及び社会教育施設の災害復旧工事に関すること 4. 児童生徒の安全確保及び救護に関すること 5. 学校教育施設・社会教育施設の応急利用に関すること 6. 各小・中学校との連絡調整に関すること 7. 被災学校の医療及び防疫に関すること 8. 災害時の学校給食に関すること 9. 教職員の動員に関すること 10. 教科書及び学用品の調達並びに支給に関すること 11. 社会教育施設利用者の避難誘導等による安全確保に関すること 12. その他特命事項に関すること

札幌地域対策部	札幌地域班 (住民課) (住民相談室)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部のうち、札幌地区の災害情報の収集及び報告を行い、本部との十分な連携を図ること 2. 本部各班関連対策業務の報告に関する事 3. 各班への緊急支援に関する事 4. 札幌地域対策部職員の非常招集に関する事 5. 札幌地域対策部職員の衣服、食糧及び寝具の調達供給に関する事 6. その他特命事項に関する事
糠内地域対策部	糠内地域班 (糠内出張所)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害情報の収集及び報告に関する事 2. 本部各班関連対策業務報告に関する事 3. 各班への緊急支援に関する事 4. その他特命事項に関する事

4 発災時の行動

(1) 大地震の場合

ア 勤務時間中

《安全確保、救急対応》

- ① 大きな地震が発生したら、座布団等で頭を防護し、机の下等で身を守る。また、来庁者や施設利用者等がいる場合は、同様の行動を呼びかける。
- ② 揺れがおさまったら、安全を確認しながら来庁者を建物外に誘導し、被害の状況がわかるまで待機させる。
- ③ 負傷者が発生した場合は応急手当し、重傷者については速やかに119番通報し、救急車を手配する。

《庁舎点検、状況報告》

- ① 余震に警戒しながら、各階ごとに建物本体や設備の点検を行う。
 - ② 点検後は、異常の有無について速やかに総務班（総務課長）に報告する。
- ※ 各支所・出張所、町有施設についても同様。

《災害応急対策》

震度を確認し、

P16 「(1)－① 地震・津波発生時の非常配備体制」

P17 「(1)－② 地震・津波発生時の職員配備基準」

に基づいて行動する。

ア 震度4

(第1種非常配備体制)

災害対策本部員（部長以上）は所属場所で配置に就く。
 配備対象職員は所属場所で配置に就き、警戒にあたる。
 配備対象外の職員は、所属長の指示に従う。

イ 震度5弱又は5強

(第2種非常配備体制／災害対策本部設置)

災害対策本部員（部長以上）は災害対策本部に参集し、配置に就く。

配備対象職員は所属場所で配置に就き、警戒にあたる。

避難所担当職員は、所属場所で警戒にあたるとともに、避難所開設指示に備える。

配備対象外の職員は、所属長の指示に従う。

ウ 震度6弱以上

(第3種非常配備体制／災害対策本部設置)

災害対策本部員（部長以上）は災害対策本部に参集し、配置に就く。

配備対象職員は所属場所で配置に就き、警戒にあたる。

避難所担当職員は、所属場所で警戒にあたるとともに、避難所開設指示に備える。

《災害対策本部の設営》

震度5弱以上の地震の場合は、本部情報連絡室（防災環境課）の指示により要請のあった職員は参集し、別紙「災害対策本部設営指示書」に基づいて役場3階会議室に災害対策本部を設営する。

《避難所の開設》

避難所担当職員は、総務広報部長（企画総務部長）から避難所開設指示があった場合は、別紙「避難所運営マニュアル」2-1-1「避難所の開設準備」により避難所の開設にあたる。

イ 勤務時間外・休日等

《安全点検》

- ① 揺れがおさまったら自身や家族等の安全を確認する。
- ② 余震に警戒しながら、自宅や周辺の建物等の点検を行う。

《災害応急対策》

- ① 防災情報メール（震度4以上で送信）等で震度を確認し、
P16「(1)－① 地震・津波発生時の非常配備体制」
P17「(1)－② 地震・津波発生時の職員配備基準」
に基づいて行動する。
- ② 震度5弱以上の場合は、防災情報メールのアンケート機能により、参集見込みや自身・家族、自宅等の被害状況を報告する。
- ③ 交通網の途絶等により所属場所への参集が出来ない場合は、所属長に連絡し、指示を仰ぐ。

ア 震度4

（第1種非常配備体制）

災害対策本部員（部長以上）は所属場所に参集し、配置に就く。

配備対象職員は所属場所に参集し、警戒にあたる。

配備対象外の職員は、所属長の指示に従う。

イ 震度5弱又は5強

（第2種非常配備体制／災害対策本部設置）

災害対策本部員（部長以上）は災害対策本部に参集し、配置に就く。

配備対象職員は所属場所に参集し、警戒にあたる。

避難所担当職員は、所属場所に参集し、警戒にあたるとともに、避難所開設指示に備える。

配備対象外の職員は、所属長の指示に従う。

ウ 震度6弱以上 ※全職員

(第3種非常配備体制／災害対策本部設置)

災害対策本部員(部長以上)は災害対策本部に参集し、配置に就く。

配備対象職員は所属場所に参集し、警戒にあたる。

避難所担当職員は、所属場所に参集し、警戒にあたるとともに、避難所開設指示に備える。

《参集直後の行動》 ※第2種及び第3種非常配備体制時

① 災害対策本部の設営

役場に参集する職員で最初に到着した職員は、指示を待たず、職員玄関の宿直室カウンター上に常備している別紙「災害対策本部設営指示書」により、3階会議室で設営を開始する。

(「災害対策本部設営指示書」がカウンター上に無い場合は、既に設置作業が始まっているため、順次、3階会議室に向かい設営作業に加わる。)

② 到着報告及び被害状況報告

参集した職員(①の職員を含む)は、直ちに災害対策本部に報告をし、P18「(1)－③ 参集途上被害状況報告書」により被害状況を報告する。

《避難所の開設》

避難所担当職員は、総務広報部長(企画総務部長)から避難所開設指示があった場合は、別紙「避難所運営マニュアル」**2-1-1 避難所の開設準備**により避難所の開設にあたる。

(1)ー① 地震・津波発生時の非常配備体制**【第1種非常配備体制】****〔目安：震度4〕**

- 1 被害は軽微と見込まれるが、公共施設及び町内の状況を掌握する必要があると認められる程度の地震が発生したとき
- 2 本町域内で震度4以上の地震が発生し、太平洋沿岸に「津波警報」が発表されたとき。(本町域外の地震による津波は、次の3による。)
- 3 地震・津波による災害が発生するおそれがあり、防災環境課長及び地域振興課長が必要と認めるとき

【第2種非常配備体制】 ※ 災害対策本部設置**〔目安：震度5弱又は5強〕**

- 1 町全体あるいは局地的に大きな被害をもたらす地震災害が発生したとき
- 2 太平洋沿岸に「大津波警報」(特別警報)が発表されたとき。
- 3 町内に地震・津波による被害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき。

【第3種非常配備体制】 ※ 災害対策本部設置**〔目安：震度6弱以上〕**

- 1 全域にわたり甚大な被害をもたらす地震災害が発生したとき
- 2 町内広域に地震・津波による大規模な被害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき

(1)－② 地震・津波発生時の職員配備基準

部	課	第1種 非常配備	第2種 非常配備	第3種 非常配備
企画総務部	政策推進課	△	◎	◎
	総務課	○	◎	◎
住民生活部	住民課	○	◎	◎
	防災環境課	○・【防災危機管理係】	◎	◎
	税務課	△	◎	◎
	糠内出張所	◎	◎	◎
保健福祉部	福祉課	○	◎	◎
	こども課	○	○	◎
	保健課	○	◎	◎
経済部	農林課	○	◎	◎
	商工観光課	△	◎	◎
	農業振興担当	△	◎	◎
建設部	土木課	○	◎	◎
	都市計画課	○	◎	◎
	水道課	○	◎	◎
忠類総合支所	地域振興課	○・【住民生活係】	◎	◎
	保健福祉課	○	◎	◎
	経済建設課	○	◎	◎
札内支所	住民課・ 住民相談室	○	◎	◎
出納室	会計課		○	◎
農業委員会	農業委員会	△	◎	◎
	忠類支局	△	◎	◎
議会事務局		△	◎	◎
監査委員事務局			◎	◎
教育委員会	学校教育課	○	◎	◎
	生涯学習課	○	◎	◎
	(忠類)	○	◎	◎
	幕別学校給食センター	△	○	◎
	忠類学校給食センター	△	○	◎
	図書館	△	○	◎

《課長以下職員 上記表のとおり。》◎：全職員、○：係長以上、△：課長、【 】：該当する係

《本部員（部長以上）》第1種非常配備体制で招集する。

《避難所担当職員》原則、第2種非常配備体制で参集する。

(1)ー③ 参集途上被害状況報告書

所属・氏名	
出発時刻／到着時刻	: / :
自宅、家族等の被害 (有の場合の状況)	無 ・ 有
周囲の被害 (有の場合の状況)	無 ・ 有
参集途上の被害状況	
場所	状況

(2) 大雨の場合

ア 勤務時間中

《情報収集》

気象状況の変化に注意するとともに、サイボウズ等により職員の配備体制の情報等をこまめに確認し、

P 23 「(2)－① 風水害等災害時の警戒体制」

P 23 「(2)－② 風水害等災害時の非常配備体制」

P 24 「(2)－③ 風水害等災害時の職員配備基準」に基づいて行動する。

《災害応急対策》

原則として、ア～オの順に移行する。

ア 第1次警戒体制

配備対象職員は、所属場所で警戒にあたる。

イ 第2次警戒体制

配備対象職員は、所属場所で警戒にあたる。

ウ 第1種非常配備体制

災害対策本部員(部長以上)は所属場所に参集し、配置に就く。

配備対象職員は、所属場所で警戒にあたる。

開設が見込まれる地域の避難所の担当職員は、所属長の指示により所属場所で待機し、避難所開設指示に備える。

配備対象外の職員は、所属長の指示に従う。

エ 第2種非常配備体制(災害対策本部設置)

災害対策本部員(部長以上)は災害対策本部に参集し、配置に就く。

配備対象職員は、所属場所で警戒にあたる。

全ての避難所担当職員は、所属場所で警戒にあたるとともに、

避難所開設指示に備える。

配備対象外の職員は、所属長の指示に従う

オ 第3種非常配備体制（災害対策本部設置）※全職員

全ての職員は、所属場所で警戒にあたる。

全ての避難所担当職員は、所属場所で警戒にあたるとともに、避難所開設指示に備える。

《災害対策本部の設営》

第2種非常配備体制（災害対策本部設置）への移行が見込まれる場合は、第1種非常配備体制の時点で、本部情報連絡室（防災環境課）の指示により要請のあった職員は参集し、「災害対策本部設営指示書」に基づいて役場3階会議室に災害対策本部を設営する。

《避難所の開設》

避難所担当職員は、総務広報部長（企画総務部長）から避難所開設指示があった場合は、別紙「避難所運営マニュアル」**2-1-1 避難所の開設準備**により避難所の開設にあたる。

イ 勤務時間外・休日等

《情報収集》

気象状況の変化に注意するとともに、

P23 「(2)－① 風水害等災害時の警戒体制」

P23 「(2)－② 風水害等災害時の非常配備体制」

P24 「(2)－③ 風水害等災害時の職員配備基準」

を確認し、所属長から指示があった場合は速やかに行動できるよう備える。

《災害応急対策への移行》

原則として、ア～オの順に移行する。

ア 第1次警戒体制

配備対象職員は、所属場所に参集し、警戒にあたる。

イ 第2次警戒体制

配備対象職員は、所属場所に参集し、警戒にあたる。

配備対象外の職員は、所属長の指示に従う。

ウ 第1種非常配備体制

災害対策本部員(部長以上)は所属場所に参集し、配置に就く。

配備対象職員は、所属場所に参集し、警戒にあたる。

開設が見込まれる地域の避難所の担当職員は、所属長の指示により所属場所に参集し、避難所開設指示に備える。

配備対象外の職員は、所属長の指示に従う。

エ 第2種非常配備体制(災害対策本部設置)

災害対策本部員(部長以上)は災害対策本部に参集し、配置に就く。

配備対象職員は、所属場所に参集し、警戒にあたる。

全ての避難所担当職員は、所属場所に参集し、警戒にあたり

ともに、避難所開設指示に備える。

配備対象外の職員は、所属長の指示に従う

オ 第3種非常配備体制（災害対策本部設置）※全職員

全ての職員は参集し、所属場所で警戒にあたる。

避難所担当職員は、所属場所で警戒にあたるとともに、避難所開設指示に備える。

《災害対策本部の設営》

第2種非常配備体制（災害対策本部設置）への移行が見込まれる場合は、第1種非常配備体制の時点で、本部情報連絡室（防災環境課）の指示により要請のあった職員は参集し、「災害対策本部設営指示書」に基づいて役場3階会議室に災害対策本部を設営する。

《避難所の開設》

避難所担当職員は、総務広報部長（企画総務部長）から避難所開設指示があった場合は、別紙「避難所運営マニュアル」2-1-1 避難所の開設準備により避難所の開設にあたる。

(2)ー① 風水害等災害時の警戒体制

【 第 1 次 警 戒 体 制 】
<ol style="list-style-type: none"> 1 町内河川の水位観測所のうち、いずれかが水防団待機水位を超えたとき 2 幕別町に大雨警報（浸水害・土砂災害）、暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき 3 河川の水位や降雨等の状況から災害が発生するおそれがあり、防災環境課長及び地域振興課長が必要と認めるとき（降雨の目安：時間降雨量 25mm 以上又は 24 時間降雨量 80mm に達したとき）
【 第 2 次 警 戒 体 制 】
<ol style="list-style-type: none"> 1 幕別町に洪水注意報が発表され、町内河川の水位観測所のうち、いずれかが氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき 2 災害が発生するおそれがあり、災害対応に備える必要があるとき

(2)ー② 風水害等災害時の非常配備体制

【 第 1 種 非 常 配 備 体 制 】
<ol style="list-style-type: none"> 1 幕別町に洪水警報が発表され、町内河川の水位観測所のうち、いずれかが氾濫注意水位を超え、避難判断水位に達するおそれがあるとき 2 局地的に被害が発生し、初期の災害対応を行う必要があるとき 3 今後、更に被害が拡大するおそれがあるとき
【 第 2 種 非 常 配 備 体 制 】 災害対策本部設置
<ol style="list-style-type: none"> 1 町内河川の水位観測所のうち、いずれかが避難判断水位を超え、氾濫するおそれがあるとき 2 数地区にわたり相当規模の被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
【 第 3 種 非 常 配 備 体 制 】 災害対策本部設置
町内全域にわたり甚大な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき

(2)一③ 風水害等災害時の職員配備基準

部	課	第1次警戒	第2次警戒	第1種 非常配備	第2種 非常配備	第3種 非常配備
企画総務部	政策推進課			○	◎	◎
	総務課			【総務係】	◎	◎
住民生活部	住民課			○	◎	◎
	防災環境課	※ △・ 【防災危機管理係】	◎	◎	◎	◎
	税務課			○	◎	◎
	糠内出張所	◎	◎	◎	◎	◎
保健福祉部	福祉課			○	◎	◎
	こども課			△	○	◎
	保健課			○	◎	◎
経済部	農林課	※ △	※ △	○	◎	◎
	商工観光課			○	◎	◎
	農業振興担当			○	◎	◎
建設部	土木課	※ △	◎	◎	◎	◎
	都市計画課		○	◎	◎	◎
	水道課	※ △	◎	◎	◎	◎
忠類総合支所	地域振興課	※ △・ 【住民生活係】	※ △・ 【住民生活係】	○	◎	◎
	保健福祉課			○	◎	◎
	経済建設課	※ △	◎	◎	◎	◎
札内支所	住民課・ 住民相談室	△	○	○	◎	◎
出納室	会計課			△	○	◎
農業委員会	農業委員会			○	◎	◎
	忠類支局			○	◎	◎
議会事務局				○	◎	◎
監査委員事務局				◎	◎	◎
教育委員会	学校教育課			○	◎	◎
	生涯学習課			○	◎	◎
	(忠類)			○	◎	◎
	幕別学校給食センター			△	○	◎
	忠類学校給食センター			△	○	◎
	図書館			△	○	◎

《課長以下職員 上記表のとおり。》◎：全職員、○：係長以上、△：課長、【 】：該当する係

《本部員（部長以上）》第1種非常配備体制で招集する。

《避難所担当職員》原則、第2種非常配備体制で参集する。

避難行動要支援者 避難支援マニュアル

(幕 別 町)

令和5年10月

目 次

第1章 総 則	1
1-1 策定の趣旨	1
第2章 平常時の要配慮者支援	3
2-1 幕別町避難行動要支援者支援班の設置	3
2-2 地域避難行動要支援者支援班の組織	4
2-3 避難行動要支援者名簿の作成及び活用	5
2-4 避難行動要支援者名簿・マップの保管及び情報の提供	7
2-5 災害情報伝達体制の整備	9
2-6 福祉避難所の確保	9
2-7 要配慮者の特性ごとに把握すべき内容	10
2-8 関係機関との連携について	13
第3章 災害発生時の要配慮者支援	14
3-1 「警戒レベル3 高齢者等避難」(災害の恐れあり)	
発令時の避難【風水害等】	14
3-2 災害発生後～6時間までの対応【風水害等及び震災】	16
3-3 避難救命期(6時間～72時間)の対応【風水害等及び震災】	16
3-4 応急対策期(72時間～1週間)の対応【風水害等及び震災】	17
3-5 復旧期(1週間～)の対応【風水害等及び震災】	17
3-6 復旧対策期(2週間～)の対応	
【震災・必要に応じて風水害等】	18
様式目次	
様式1 避難行動要支援者名簿(総括表)	様式- 1
様式2 避難行動要支援者台帳兼個別計画書	様式- 2
様式3 同意の意思確認書	様式- 3

第1章 総 則

1-1 策定の趣旨

(1) マニュアルの目的

大規模な災害発生時には、地域で暮らす高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人、人工呼吸器使用者や人工透析患者を含む難病患者等、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は、災害情報の入手や、自力での避難が困難なことから、大きな被害を受けることが想定される。

東日本大震災における要配慮者の死亡率が高かったことを教訓として、災害対策基本法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、市町村は、当該市町村に居住するうち、自ら避難することが困難で避難に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めること及び避難支援等を行うための基礎情報となる避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。また、名簿情報の取扱いについては、個人情報保護への十分な配慮は求められつつも、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者の同意を得た上で、消防機関、警察、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の関係者に対し、名簿情報を提供できることとなったところである。

また、災害発生時等には、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意を得ることなく、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報の提供が可能となった。

こうした社会的背景を踏まえ、幕別町が地域や防災関係機関、福祉関係機関等と連携して、要配慮者に対する防災・避難体制の整備、支援策の充実を図ることを目的として本マニュアルを策定するものである。

(2) 要配慮者及び避難行動要支援者の定義

要配慮者とは、「必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることに支援を要する人々」を言い、一般的に高齢者、障がい者、外国人、妊産婦、乳幼児、人工呼吸器使用者や人工透析患者を含む難病患者等を主な対象とする。

避難行動要支援者とは、「要配慮者のうち、災害が発生し又はそのおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、避難のために特に支援を要する人」を言う。

要配慮者の中には、避難指示等の情報認知・避難行動開始の判断には支援を要するが、自力での避難行動が可能な方も含まれる。一方で避難行動要支援者は、自力での避難行動が困難であり、立ち上がり・歩行介助、避難所までの誘導等が必要となるため、重点的・優先的な支援が必要となる。

要配慮者

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲】

町が整備する「避難行動要支援者名簿」の対象範囲は、次のとおりとし、生活の基盤が自宅にある者とする。

- (7) 介護保険の要支援1・2及び要介護1から5の者
- (イ) 身体障がい者手帳1級又は2級保持者。ただし、聴覚又は平衡機能障がい者及び視覚障がい者は3級まで対象とする。
- (ウ) 精神障害者保健福祉手帳保持者
- (エ) 療育手帳保持者
- (オ) その他、災害時において配慮を必要と認められる者（難病患者等）

ただし、避難行動要支援者の要件を満たさない場合でも、以下のケースにより避難行動要支援者として「避難行動要支援者名簿」に掲載を求めることができる。

- ① 避難支援等関係者の判断により、避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿への掲載を町に求めた場合
- ② 形式要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を町に求めた場合

第2章 平常時の要配慮者支援

2-1 幕別町避難行動要支援者支援班の設置

要配慮者の支援業務を的確に実施するため、幕別町避難行動要支援者支援班（以下「町支援班」という）を設置する。

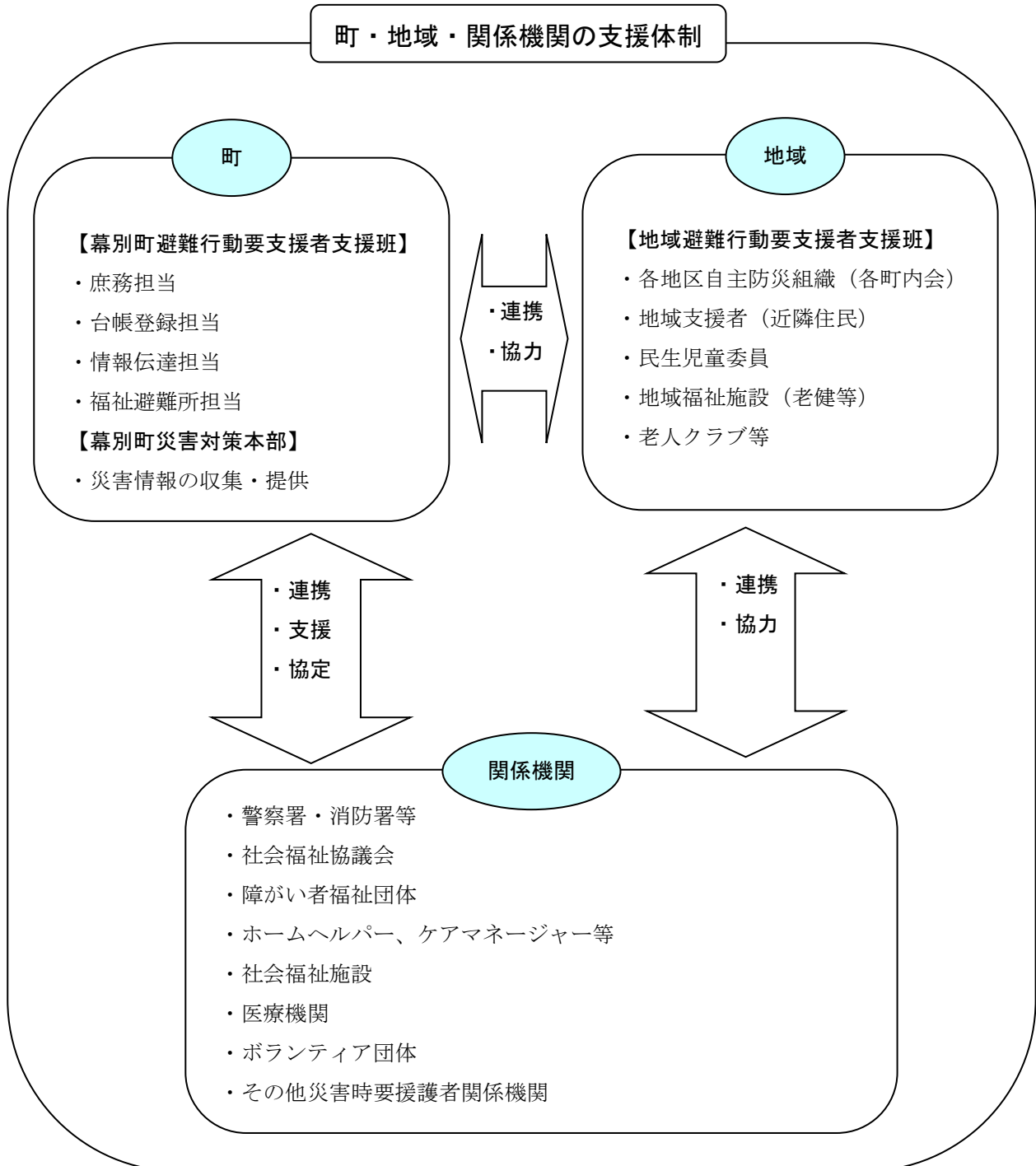
町支援班は、各地区避難行動要支援者団体間の連絡調整を行う事務局の役割も担う。

【町支援班体制】

各担当	担当課	活動内容
庶務担当	福祉課 保健福祉課	① 町支援班の運営事務に関すること ② 町支援班内の連絡調整に関すること ③ 災害対策本部との連絡調整及び活動状況取りまとめに関すること
避難行動要支援者 台帳登録担当	福祉課 保健福祉課 保健課 防災環境課	① 要配慮者情報の把握 ② 避難行動要支援者名簿への登録・台帳の作成 ③ 避難行動要支援者情報の関係機関との共有・活用・協定の締結
情報伝達担当	福祉課 保健福祉課 保健課 こども課	① 災害情報伝達体制の整備 ② 地域災害時要配慮者団体及び自主防災組織の活動支援 ③ 防災学習会や防災訓練の支援など要配慮者支援活動の普及活動
福祉避難所担当	福祉課 保健福祉課 保健課 こども課	① 福祉避難所の確保、整備 ② 避難所での要配慮者支援体制の整備、調整 ③ 医療支援体制スタッフの確保 ④ 避難所内の情報伝達体制の整備

2-2 地域避難行動要支援者支援班の組織

各地域の自主防災組織（町内会）において、民生委員・児童委員（以下「民生児童委員」という。）、老人クラブ等で構成する地域避難行動要支援者支援班（以下「地域支援班」という）を設置し、具体的な要配慮者の支援活動に取り組む。



【地域避難行動要支援者支援班の活動内容】

- ① 要配慮者情報の収集
- ② 避難行動要支援者の把握
- ③ 避難行動要支援者の避難支援等

2-3 避難行動要支援者名簿の作成及び活用

災害が発生したとき又は、そのおそれがある場合に、地域の住民等が協力し、要配慮者の避難誘導や安否確認等の支援活動が、円滑に行われるよう予め、防災環境課、福祉課、保健課、保健福祉課及び地域が協力し避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

【避難行動要支援者名簿の作成手順】

1 地域防災計画での位置づけ

避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を記載。

「幕別町地域防災計画」（本編）第4章第7節要配慮者対策計画による



2-1 要配慮者の把握

関係部局が把握している要介護者や障がい者等の情報を把握するとともに、難病患者等に係る情報等市町村で把握できない情報については、北海道等へ情報の提供を求めるなどして把握する。

また、自主防災組織(町内会)、民生児童委員、老人クラブ及び社会福祉協議会等と連携し、要配慮者の把握に努める。



2-2 避難行動要支援者名簿の作成

要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、名簿を作成する。また、必要に応じてマップを作成するなど、円滑な支援体制が講じられるよう整備する。

【様式1】 【様式2】 【様式3】



2-3 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

避難支援に必要となる情報を適時更新し、共有する。

【様式1】 【様式2】 【様式3】

更新月：4月、10月



2-4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、消防機関、警察、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織（町内会）等の避難支援等関係者に名簿を提供する。

【様式3】、同意書



3 個別計画の策定

名簿情報に基づき、町は民生児童委員等の協力をいただき、具体的な避難方法等について避難行動要支援者と打ち合わせ、個別の計画を策定する。 【様式2】

【発災時等における避難行動要支援者名簿の活用】

4-1 避難のための情報伝達

防災行政無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール、登録制メール、LINE 等により広く周知するとともに、避難行動要支援者が円滑に避難できるよう情報伝達について配慮する。



4-2 避難行動要支援者の避難支援

発災又は発災のおそれが生じた場合など、生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、様式3における同意の有無に関わらず、名簿を避難支援者に提供する。

○様式3において名簿情報の提供同意した者については、避難支援者が中心となって事前に定められた個別計画等に基づき、避難行動の支援を実施。

○様式3において名簿情報の提供に同意した者以外のものであっても、避難行動の支援を実施。



4-3 避難行動要支援者の安否確認の実施

避難支援が及ばなかった避難行動要支援者（様式3において名簿提供に不同意であったものも含む。）も含め、安否確認を行う。



4-4 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

地域防災計画に基づき、避難行動要支援者等の引継ぎや避難場所から避難所への移送を行う。



4-5 福祉避難所の設置及び移送

避難が長期に及ぶなど、要配慮者の避難生活が円滑かつ保健福祉サービスの提供ができるよう福祉避難所の開設を行うとともに、その対象者の移送を的確に行う。

2-4 避難行動要支援者名簿・マップの保管及び情報の提供

避難行動要支援者名簿及びマップは個人情報保護条例に基づき厳重に保管し、利用目的以外に利用しないよう関係者に充分周知し、平時・災害発生時の状況によって以下の取り扱いをする。

【平時の取り扱い】

地域支援者等から防災指導や避難訓練などの活動を行う際には、同意を得られた者に限り避難行動要支援者名簿及びマップの提供を行う。

【災害発生時の取り扱い】

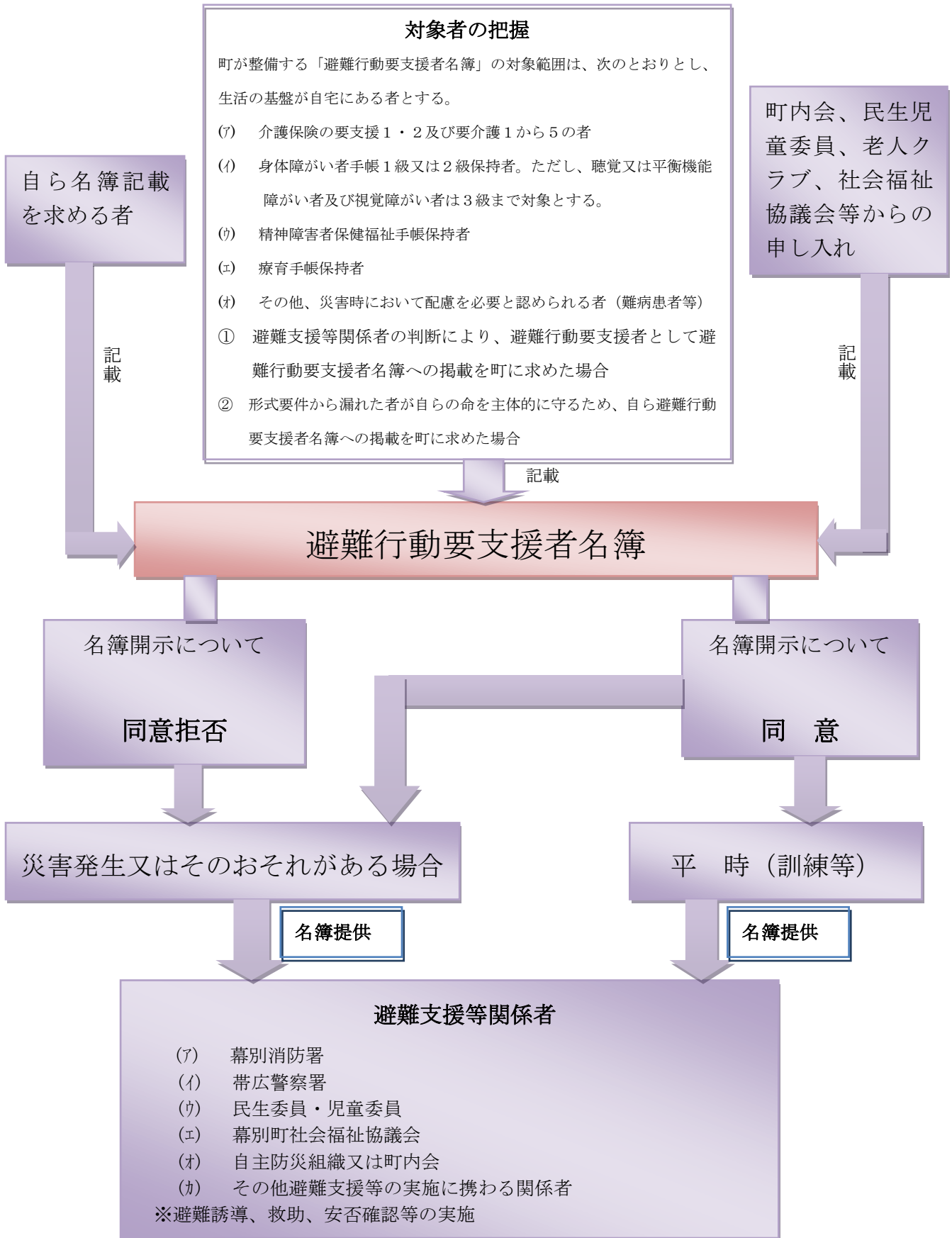
発災時又はそのおそれがある場合は、同意の有無に関わらず避難行動要支援者名簿及びマップを避難支援等関係者に開示するものとする。

○避難支援等関係者

避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

- (ア) 幕別消防署
- (イ) 帯広警察署
- (ウ) 民生委員・児童委員
- (エ) 幕別町社会福祉協議会
- (オ) 自主防災組織又は町内会
- (カ) その他避難支援等の実施に携わる関係者

【要配慮者の支援体制】



2-5 災害情報伝達体制の整備

重要な災害情報を要配慮者や避難支援者に対して、迅速かつ正確に伝達するため、要配慮者の特性に応じた情報伝達ルート、手段を整備する。

(1) 多様な手段の活用による通信の確保

要配慮者や避難支援者への避難準備情報等の伝達や、災害時に様々な関係機関との間で連携を図るため、防災行政無線、消防無線、関係者による直接口頭、電話、FAX、メール、広報車等により情報伝達を行う。

2-6 福祉避難所の確保

災害時の避難所には、小中学校の体育館や地域のコミセン等が指定されている。要配慮者については、身体介護や健康相談等の特別な配慮が必要であり、安心して避難生活ができる体制を整備した避難所を、福祉避難所として、災害の状況を勘案し開設する。

(1) 福祉避難所

風水害が予想される場合や大規模地震発生直後の避難においては、まず、各行政区ごとに指定されている避難所に避難する。その後、災害状況や避難期間等を勘案し、要配慮者が介護や健康相談等を受けることができるなど、一定の配慮がなされたエリア（一般の避難所内に確保する場合）や施設を確保し、「福祉避難所」として開設する。

【要配慮者への配慮すべき事項】

- ・ 避難施設の段差解消、スロープの配置、多目的トイレの整備
- ・ 要配慮者のニーズに応じた物資（医薬品、介護機器等の手配、車椅子の確保等の調達・確保
- ・ 要配慮者に対する生活必需品の優先的供給・分配
- ・ メンタルケア・巡回健康相談等の実施
- ・ 心身両面の健康管理
- ・ 保健福祉サービスの提供（介護士や保健師等の派遣など）
- ・ 病院や社会福祉施設等への受け入れ支援
- ・ その他、配慮すべき対策の実施

2-7 要配慮者の特性ごとに把握すべき内容

種別	身体状況等の特性	配慮事項、特徴的ニーズ
① 視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○被害の状況を知ることができない。(視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多い。) ○災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変し、いつもどおりの行動ができなくなる。 ○避難所等慣れない場所で行動することが難しい。(単独では素早い行動ができない。) 	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚による緊急事態等の覚知が不可能な場合や瞬時に覚知が困難な場合が多いため、音声による情報伝達及び状況説明が必要。 ○日常の生活圏外では、介護者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要。
② 聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○音声による情報が伝わらない。(視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない。) ○言葉で人に知らせることが難しい。外見からは、障害があることがわからない。 ○知覚障がいや肢体障がい、視覚障がい、精神障がいなどの障害を併せ持つ重複聴覚障がい者もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○音声による避難・誘導の指示が認識できないため、手話・要約筆記・文字・絵などを活用した情報伝達及び状況説明が必要である。 ○重複聴覚障がい者の場合には、さらに併せ持つ障がいに応じたニーズがあることに留意。
③ 言語障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○平常時でも、言葉で人に知らせることが難しい。 ○外見からは障害があることがわからない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難である場合が多いため、状況に応じて筆談を用いたり、こちらの要件をじっくり明確に伝え、相手の話す言葉をじっくり聞くなど様々な方法による状況把握が必要である。
④ 肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の身体の安全を守ることが難しい。 ○自力で避難することが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車椅子等の補助器具が必要である。この場合、メンテナンスキット(空気入れ、パンク修理、工具)も必需品である。
⑤ 内部障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 ○外見からは障害があることがわからない。 ○心臓、腎臓、呼吸器などに機能障害があり、人工透析など医療的援助が必要な場合がある。 ○医薬品を携帯する必要がある。 ○常時医療機材(人工呼吸器、酸素ボンベなど)を必要とする人がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車椅子等の補助器具が必要である。この場合、メンテナンスキット(空気入れ、パンク修理、工具)も必需品である。 ○医薬品や医療機材を携帯する必要があるため、医療機関等による支援が必要である。 ○ストマ着用者にとってはストマ用装具が必要である。
⑥ 知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○急激な環境の変化に順応しにくい。 ○一人では理解や判断することが難しく、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。(緊急事態等の認識が不十分な場合がある。) 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、何が起こったかを短い言葉や文字、絵、写真などを用いてわかりやすく伝えて事態の理解を図るとともに、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちを落ちつかせながら安全な場所へ誘導する必要がある。

種別	身体状況等の特性	配慮事項、特徴的ニーズ
⑦ 発達障がい者	<p>○自分で情報を判断したり、自分の状況を伝えることが困難な場合がある。</p> <p>○災害の深刻さや状況を理解しにくく、精神的動揺が激しい場合がある。</p> <p>○集団生活に馴染めない場合がある</p> <p>○否定的な表現や強制はパニックを引き起こす場合があるため、肯定的な表現が必要である。</p>	<p>○肯定的な表現を用いる。常に落ち着かせるなど精神面での配慮が必要である。</p> <p>○避難所で個室や間仕切りの確保等の配慮が必要な場合もある。</p> <p>○先の見通しを持った予告は効果的であるが、予告が実現できなかった場合、混乱を引き起こすことがあるので、実現可能な情報提供が必要である。</p>
⑧ 精神障がい者	<p>○災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合がある。</p> <p>○自分で危険を判断し、行動することができない場合がある。</p> <p>○普段から服用している薬を携帯する必要がある。</p>	<p>○災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合があるため、気持ちを落ち着かせることが必要である。</p> <p>○服薬を継続することが必要な人が多いため、日頃から自ら薬の種類を把握するよう指導するとともに、医療機関による支援が必要である。</p>
⑨ 難病・特定疾患患者	<p>○疾患によって、身体障がい者手帳を所持し、あるいは、障害者に準ずる状態にあることから、それぞれの特性に配慮した対応を取ることが必要。</p> <p>○治療法が確立していない疾患であることから、日常的に必要な医薬品等を確保する必要がある。</p>	<p>○肢体が不自由な場合や、外見からは障がいがあることがわからない場合があるため、それぞれの病態や症状に応じた避難誘導等の援助が必要である。</p> <p>○人工呼吸器装着者などは電源の確保や医療機関の支援が必要である。</p> <p>○人工透析患者は3日～4日以内の透析が必要なため、医療機関の支援が必要である。</p> <p>○慢性疾患患者が多く、医薬品の確保について医療的援助が必要な場合がある。</p>
⑩ 認知症高齢者	<p>○時間、場所、人に関する認識が混乱することがある。</p> <p>○食事をしたことを忘れて要求するなど、最近の出来事をすっかり忘れることがある。</p> <p>○言葉が出てこなかったり、意味を理解できないことがある。</p> <p>○身の回りの物の用途がわからなくなることがある。</p> <p>○服の着替えがうまくできないことがある。</p> <p>○環境の変化に脆弱である。</p>	<p>○緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちを落ち着かせる必要がある。</p>
⑪ 高齢者	<p>○迅速な移動や単独での移動が困難な場合がある。</p> <p>○①～⑩には該当しないが、それに準ずる身体の不自由を持つ可能性がある。</p>	<p>○本人の意向を確認の上、避難所の介助や避難所でのスペース(出入り口やトイレ等の近く)、補助器具(補聴器、車椅子など)について配慮する必要がある。</p>

種別	身体状況等の特性	配慮事項、特徴的ニーズ
⑫ 妊産婦	<p>○妊娠時期によるが、迅速な移動が困難であったり、精神的に情緒不安定となる可能性がある。</p> <p>○災害時の環境変化やストレス等が流産や早産につながる可能性がある。</p>	<p>○本人の意向を確認の上、避難時の介助が必要な場合がある。</p> <p>○避難所での保険料サービスの提供や、心のケア対策などが重要である。</p> <p>○避難所生活中、十分な栄養が取れるように努める。</p> <p>○居室・被服による温度調節（体を冷やさないように）に努める。</p>
⑬ 乳幼児	<p>○摂取できる食事に制約がある場合がある。（ミルク、離乳食、アレルギー等による食事制限等）</p> <p>○夜泣き、夜尿症等を伴う場合がある。</p> <p>○災害時のストレスに伴う心身の変調を自分で認識し、説明できないため、健康状態・精神状態への周囲のケアが必要である。</p>	<p>○粉ミルク、離乳食、哺乳瓶、おむつ等を確保する。</p> <p>○避難所に授乳場所を確保する。</p> <p>○育児室を就寝場所から離れた場所に設置するなど、ゾーニング上の配慮が必要である。</p>
⑭ 外国人	<p>○日本語でのコミュニケーションが困難な場合があり、発災時の災害情報や避難所での掲示情報を正しく認識できない。</p> <p>○宗教・文化が異なるため、トラブルの原因となる可能性がある。</p>	<p>○災害発生時の災害情報、避難経路、避難場所等について多言語やピクトグラム、絵等で伝達する等の工夫が必要である。</p> <p>○情報の伝達に日本語を用いる場合は、できるだけわかり易い言葉を使い、漢字にはルビをふったり絵なども使用する。</p> <p>○宗教・文化の違いに配慮した避難所でのゾーニング等が必要である。</p>

2-8 関係機関との連携について

(1) 要配慮者対策会議の開催

要配慮者対策に係る各部門が年に1回程度、以下の項目について内部で協議する場を設けることが必要。

【参集範囲】

防災関係部局、福祉・保健関係部局、民生児童委員、社会福祉協議会、各種障害者団体、福祉ボランティア団体、老人クラブ、消防・警察機関、自主防災組織、医療機関、その他関係機関

【主要課題】

- ①関係機関の連絡体制及び連絡様式の確認
- ②避難誘導體制に関する役割の確認
- ③避難行動要支援者名簿に基づく要配慮者名簿・マップの更新・点検
- ④避難誘導時必要物品の配備・点検
- ⑤各避難所におけるバリアフリー化設備の配備状況の確認
- ⑥受入れ施設等の確認・協力要請
- ⑦その他必要な情報交換等

(2) 受入れ協力施設との連携

指定避難所などでは避難生活が困難と思われる要配慮者の避難施設として、福祉避難所の整備を行うほか、民間福祉施設などを利用できる体制を整備するため、協力施設との協定を締結する。

町はあらかじめ避難行動要支援者名簿に基づき、指定避難所での避難生活が困難であると判断された要配慮者の人数を把握し、協力施設との協定を計画する。

第3章 災害発生時の要配慮者支援

3-1 「警戒レベル3 高齢者等避難」(災害の恐れあり)発令時の避難【風水害等】

(1) 「警戒レベル3 高齢者等避難」発令時の行動

町支援班は、地域支援班を通して、避難行動要支援者の避難状況を確認する。

【確認内容(例)】

■■さんですか？

ただ今〇時〇分に〇〇地区に対して「警戒レベル3 高齢者等避難」が発令されました。

自力または家族で避難することはできますか？

・自主避難可能な場合

避難の準備を直ちに行い、〇〇学校へ避難を始めて下さい。〇〇道路は通れませんので△△道路を回って下さい。

・自主避難が困難な場合

後ほど再度連絡(お伺い)しますので、持ち物を準備して待機して下さい。

【伝達方法】

電話、FAX、メール、個別訪問による伝達など、対象者に合わせた伝達方法を取る。

(2) 避難誘導

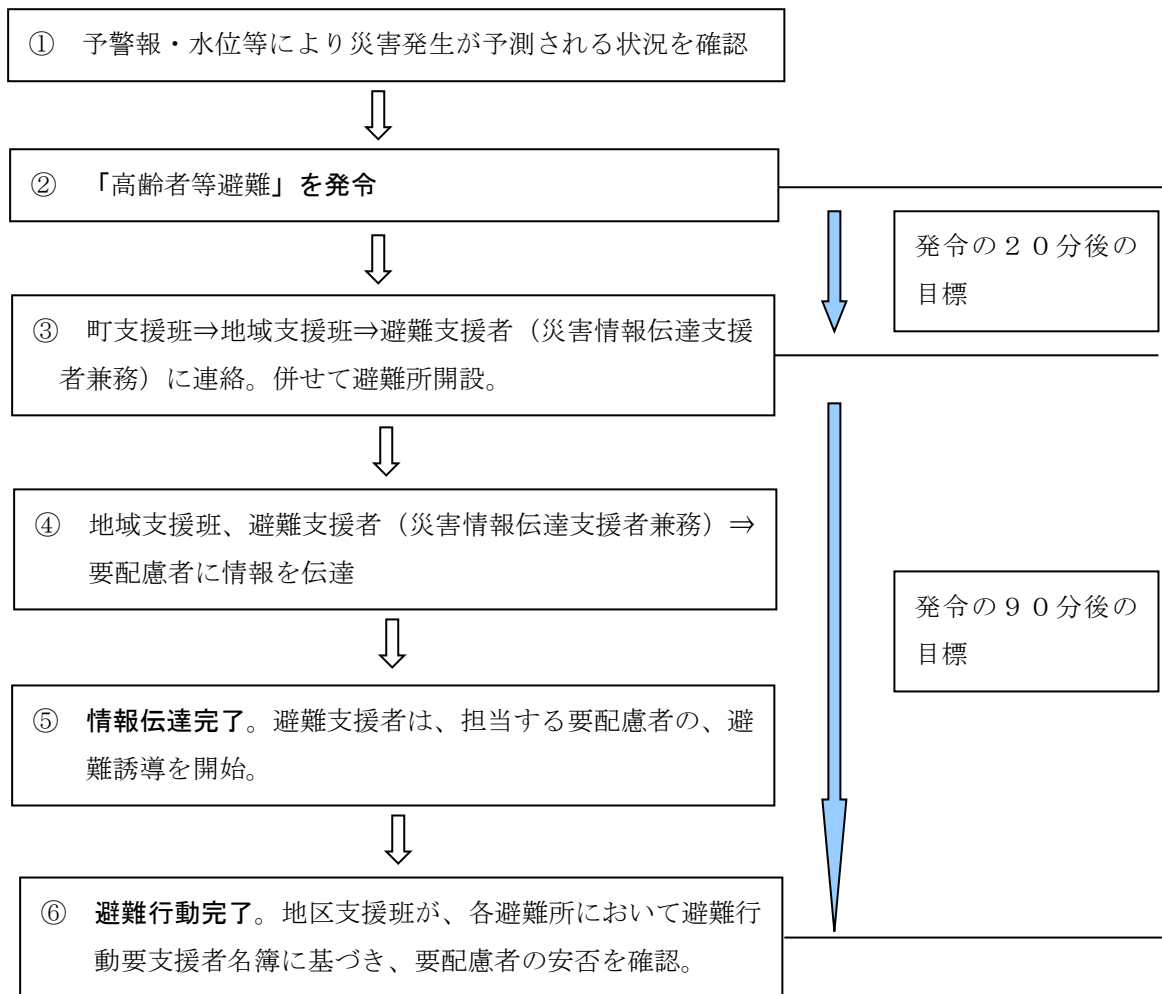
避難支援者は、「警戒レベル3 高齢者等避難」が発令された場合は、一般住民に先駆けて要配慮者を「避難行動要支援者名簿」に基づき、避難所に避難させる。

避難支援者は2人以上の組になって避難行動要支援者宅へ出動し、状況に合わせた装備を準備の上、誘導および移送介助を行う。避難誘導の実施状況を地域支援班に報告する。

【持参物品】 2人以上の組で行動

地図、避難行動要支援者名簿、車いす、担架、リヤカーなど

【「警戒レベル3 高齢者等避難」伝達の流れ】（風水害等の場合）



(3) 安否の確認

ア 在宅要配慮者の安否情報の把握

- ① 地域支援班等は、各避難所において、あらかじめ把握している「避難行動要支援者名簿」に基づき、要配慮者の安否確認を開始する。
- ② 安否確認できない要配慮者がいる場合は、速やかにその要配慮者宅に安否確認を行う。
- ③ 地域支援班は、要配慮者の安否が確認できない場合、速やかに、その旨を町支援班に報告する。
- ④ 町支援班は、各避難所に照会するなど安否不明の要配慮者の所在確認をするとともに、必要に応じて、消防や警察署等に安否不明の要配慮者の救助を要請する。
- ⑤ 支援班は、要配慮者の安否情報を集約する。

イ 社会福祉施設等に入所している要配慮者の安否情報の把握

町支援班は、社会福祉施設等についても、被害状況や負傷者等の情報を集約する。

3-2 災害発生後～6時間までの対応【風水害等及び震災】

(1) 指定避難所の開設

「災害の可能性が高まった段階から避難までの対応」における(2)指定避難所の開設と同じ。

(2) 避難誘導

避難支援者は、自分や家族の安全を確保した後、直ちに、要配慮者を避難行動要支援者名簿に基づき、避難所等に避難させる。

(3) 安否確認

「災害の可能性が高まった段階から避難までの対応」における(4)安否確認と同じ。

3-3 避難救命期(6時間～72時間)の対応【風水害等及び震災】

(1) 指定避難所の運営

町は、各避難所を円滑に運営するために設置する「避難所運営委員会」と連携し、要配慮者の健康管理や健康相談、災害情報の提供、ニーズに応じた生活用品や物資等の提供を行う。

また、必要に応じ福祉避難所、民間の社会福祉施設、病院への移送を行う。

ア 情報の提供

要配慮者にも情報がもれなく伝達されるように、複数の情報伝達手段を使って情報を提供する。

イ 相談窓口の設置等

指定避難所内における要配慮者のニーズを把握するため、要配慮者のための相談窓口を設置する。

ウ ニーズに応じた物資等の提供

要配慮者のニーズに応じた生活用品や物資等を提供する。

エ 病院や福祉避難所等への移送

要配慮者の定期的な体調把握に努め、福祉避難所及び民間社会福祉施設等への入所が適切と判断した要配慮者を順次移送する。

また、医療機関での治療が必要となった要配慮者を速やかに病院に搬送する。

(2) 福祉避難所等の開設・運営

身体介護や健康相談等必要な生活支援の提供体制や生活物資等の供給体制が整備され次第、福祉避難所を開設する。

ア 保健師等支援スタッフの配置

要配慮者の健康管理や健康相談等にあたれるよう、保健師等を配置する。

イ 情報の提供

要配慮者にも情報がもれなく伝達されるように、複数の情報伝達手段を使って情報を提供する。

ウ 相談窓口の設置等

福祉避難所内における要配慮者のニーズを把握するため、要配慮者のための相談窓口を設置する。

エ ニーズに応じた物資等の提供

福祉避難所における要配慮者のニーズに応じた生活用品や物資等を提供するとともに、指定避難所及び民間社会福祉施設等への生活物資等の供給支援を行う。

オ 病院への移送

要配慮者の定期的な体調把握に努め、医療機関での治療が必要となった要配慮者を速やかに病院に搬送する。

カ 指定避難所への支援

指定避難所に対し、保健師等支援スタッフ等の巡回や物資の提供などの支援を行う。

3-4 応急対策期（72時間～1週間）の対応【風水害等及び震災】

(1) 福祉避難所等の充実

ア 支援スタッフの配置

自分の力だけでは生活が困難な要配慮者に対しては、介護等の必要性に応じて、生活活動を支援するスタッフを配置する。

日常的な行動に介護を要する者	ホームヘルパー等
聴覚障害者	手話通訳者、要約筆記奉仕員等
視覚障害者	ガイドヘルパー、音訳奉仕員等

イ ボランティアとの連携

災害時ボランティアセンター等と連携し、必要な場所に要配慮者支援のためのボランティアを配置する。

ボランティアの活動に対するニーズは刻々と変化するため、町支援班、社会福祉協議会等は、随時、ニーズの把握に努め、情報を共有し、ボランティアに最新の情報を提供する。

ウ 要配慮者の特性に配慮した物資等の配布

日常的に使われている物資等が要配慮者の特性によって異なるため、相談窓口の設置や巡回相談等により要配慮者のニーズを把握し、要配慮者の特性に配慮した物資等を配布する。

食物アレルギーのある方は、一般の救援物資などが食べられないため、アレルギー用食品等を提供できるように、薬局等と事前協定等を結ぶように努める。

高齢者	車椅子、携帯トイレ、紙おむつ等
身体障害者	車椅子、携帯トイレ、紙おむつ、ストーマ装具等

エ 指定避難所内の要配慮者支援の強化

保健師など支援スタッフの派遣や災害ボランティアの参加等により、福祉避難所の運営体制が充実した段階で、刻々と変化するニーズに応じた支援スタッフやボランティアの配置、生活必需品や救援物資等の配布等、指定避難所における要配慮者支援の強化を図る。

3-5 復旧期（1週間～）の対応【風水害等及び震災】

(1) 要配慮者への相談体制の整備

ア 災害時要配慮者総合相談窓口の設置

保健福祉主管課の相談窓口には災害時要配慮者総合相談窓口を設置し、総合的な保健福祉に関する相談等を行う。

スタッフは、保健福祉主管課職員や幕別町社会福祉協議会職員、手話通訳者等の中から人選する。

イ 巡回相談の実施

保健師、ケースワーカー等の保健福祉専門職員等による巡回相談チームを編成し、要配慮者の実態調査、ニーズの把握に努めるとともに、必要な健康相談や保健指導を行う。

巡回相談の実施方法

- ① 実態調査、ニーズの把握には、災害時要配慮者調査票を作成し、迅速かつ効果的に行う。
- ② 地域支援班や民生児童委員等と連携し、個別訪問による要配慮者の実態調査、ニーズの把握を行う。

(2) 保健福祉サービスの提供

巡回相談チームによる実態調査とニーズの把握に基づき、必要な保健福祉サービスを継続に提供するため、調査の集約やニーズ量を算出し、保健福祉サービス事業者と調整を行い、サービスの提供を開始する。

3-6 復旧対策期（2週間～）の対応【震災・必要に応じて風水害等】

(1) 要配慮者に対するメンタルケアの実施

災害発生時の恐怖や避難所での厳しい生活等から、心的外傷後ストレス（PTSD）等の心配があるため、被災した要配慮者に対するメンタルケアを行う。

(2) 要配慮者に配慮した応急仮設住宅対策

ア 要配慮者等の優先入居

町は、要配慮者の住居の損害が大きく、避難生活が長期化する場合には、速やかに仮設住宅を配置し、要配慮者の優先入居に配慮する。

イ 要配慮者にやさしい仮設住宅の配置

要配慮者が生活行動等に支障がないよう、要配慮者の障害等に対応した使いやすいバリアフリーの仮設住宅の設置に努める。

また、要配慮者の生活環境は、災害前の生活圏内が望ましいことから、仮設住宅については可能な限り災害前の居宅に近い場所に設置か若しくは、居住地域ごとに設置するよう努める。

ウ 定期巡回の実施

要配慮者が居住する仮設住宅については、保健師、民生児童委員、ホームヘルパー等による定期的な巡回訪問により、安否や健康状態、生活状況等の確認を行うとともに、必要に応じて在宅福祉サービスを提供する。

(3) 住宅の斡旋

要配慮者の健康状態、必要な介護の状態等を考慮し、公営住宅等の斡旋をする。

避難時に配慮 しなくてはなら ない事項	あてはまるものすべてに <input checked="" type="checkbox"/> を付けてください。	
	<input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 物が見えない(見えにくい) <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> その他 [<input type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞き取りにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない]

【避難場所等情報】

指定避難所	
避難誘導時等注意すべき事項	

【地図】

町内会長		住所		電話番号	
民生児童委員		住所		電話番号	

【問い合わせ】

幕別町住民生活部防災環境課防災危機管理係
 電話 0155-54-6601
 FAX 0155-55-3008

様式3

同意の意思確認書

◆避難行動要支援者に関する情報			
フリガナ		性別	
氏名		生年月日	
住所	(住所に変更がある場合は訂正してください)		
ご本人の 連絡先	自宅電話		FAX
	携帯電話		
緊急時の ご家族連絡先	氏名		電話番号
	住所		ご本人との関係
名簿記載情報	※ あなたの該当する、次の情報が名簿へ記載されます。 <input type="checkbox"/> 要支援認定者(要支援1・要支援2) <input type="checkbox"/> 要介護認定者(要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5) <input type="checkbox"/> 手帳所持者(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳) <input type="checkbox"/> 難病等(指定難病・小児慢性・在宅酸素・介護保険事業対象者)		
	※上記には該当しないが、名簿登録をご希望の方はご記入ください。 <input type="checkbox"/> 希望者(理由: _____)		

同意欄

あなたの情報を、避難支援関係者（町内会・民生委員・社会福祉協議会・福祉関係者・消防機関・警察）へ提供することにより、災害時に避難の支援を受けられる可能性が高まります。

ただし、災害の状況によっては、支援を受けられないこともあります。

また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、上記の情報を幕別町地域防災計画に定める避難支援等関係者へ提供することに、

 同意

 趣旨を十分理解したが不同意

 施設入所中のため対象外

 入院中のため対象外

※ 当てはまるものへチェックし、ご返送ください。

※ 施設入所中・入院中の方は、名簿対象外となります。(詳細はパンフレットをご覧ください。)

令和 年 月 日

本人氏名 _____

(代筆の場合) 代筆者氏名 _____

ご本人との関係 _____

代筆者連絡先 _____

※ 本人が記入できない場合は、代筆者（家族等）が代筆記入してかまいません。

第3期

幕別町防災備蓄計画

(令和7年～令和11年)

令和7年3月(令和7年12月改正)
幕別町

幕別町防災備蓄計画

目次

I. 総則	1
1. 本計画の位置付け	
2. 基本的な考え方	
(1) 備蓄体制	
(2) 備蓄配分	
(3) 備蓄物資供給対象者	
(4) 備蓄数量	
II. 備蓄品目	4
1. 食料	
2. 生活必需品	
3. 避難所資機材	
III. 備蓄目標（公的備蓄）	6
1. 食料	
2. 生活必需品	
3. 避難所資機材	
IV. 整備（購入）計画	13
1. 食料	
2. 生活必需品	
3. 避難所資機材	
V. 防災備蓄倉庫	14
1. 防災備蓄倉庫の機能・役割	
2. 防災備蓄倉庫の区分	
3. 防災備蓄倉庫の整備計画	
(1) 幕別地域	
(2) 札内地域	
(3) 糠内地域	
(4) 忠類地域	

【資料】災害用備蓄品整備計画

I. 総則

1. 本計画の位置付け

本町の防災備蓄は、従来から不測の事態に備えて必要最小限として一定数を確保してきましたが、平成26年3月に北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会による十勝の地震被害想定値が報告されましたことから、その想定値により、備蓄数量や品目など本町の今後の備蓄のあり方を示した「幕別町防災備蓄計画」（計画期間 平成27年度から平成31（令和元）年度まで）を平成27年4月に策定し、必要に応じて修正を加えながら、食料等の備蓄を進めてきました。

令和2年3月には、平成28年4月の熊本地震における災害関連死の問題や、平成30年9月の北海道胆振東部地震におけるブラックアウトの課題を教訓として、公的備蓄に係るニーズの変化（品質や数量など）を踏まえ、計画の改定（計画期間 令和2年度から令和6年度まで）を行い、「第2期幕別町防災備蓄計画」（以下、「第2期計画」とする。）を策定しました。

今回、第2期計画の策定から5年が経過し、令和7年3月末で計画期間が満了することから、令和6年1月1日に発生した能登半島地震における避難生活の不便さや生活環境を確保することの難しさなどの課題や教訓を踏まえ、備蓄数量や品目の見直しを図りました。

本計画は、幕別町地域防災計画における「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」に基づき、その個別計画である「第3期幕別町防災備蓄計画」（計画期間 令和7年度から令和11年度まで）として策定します。

2. 基本的な考え方

(1) 備蓄体制

本計画における防災備蓄については、①自助（自らの力で行う）、②共助（自主防災組織、事業所等が助け合う）、③公助（公的機関が支援を行う）の考え方により実施することとします。

なお、備蓄体制については、町が行う公的備蓄を基本として、住民による家庭内備蓄を促進し、町内会や自主防災組織等の地域内備蓄、事業所内備蓄、流通在庫備蓄の他、国や道などの防災関係機関が一体となって災害に対応することを目的として整備を推進することを基本としています。

① 家庭内備蓄

家庭内備蓄とは、住民が自らの家庭内において3日以上以上の食料や飲料水の備蓄を行うなど、日頃から災害時に必要な備えをしておくことをいいます。

災害時には被災地域における流通機能が停止したり、外部からの救援物資が届きにくい状態になることが想定されることから、各家庭における備蓄を促進していく必要があります。

② 地域内備蓄等

地域内備蓄とは、町内会や自主防災組織等が、平常時に自主的に食料や飲料水等の

備蓄品を確保しておくことをいいます。

また、事業所等においては、3日分以上の備蓄品の確保を推進するとともに、従業員との連絡方法を定め、災害が発生した場合には、地域住民と協働して災害対応を行うことが求められます。

③ 流通在庫備蓄

流通在庫備蓄とは、食料品を扱う町内の事業所等と町があらかじめ協定等を締結し、災害時に必要な物資（食料や生活必需品等）を調達することをいいます。

この流通在庫備蓄を活用することにより、町全体の備蓄体制の構築が図れることから、今後も新たな事業所等との協定を積極的に進め、円滑な物資の調達体制を確保していくことが必要です。

④ 公的備蓄

公的備蓄とは、町が平常時から行う食料等の備蓄をいいます。

大規模な災害時には、家屋の倒壊、焼失等により、多数の避難者や負傷者が発生することが予想されることから、公的備蓄として平常時から食料、生活必需品及び避難所運営に必要な資機材の備蓄を行うことが必要です。

(2) 備蓄配分

備蓄配分については、備蓄体制別に次の割合を目安に目標を設定します。

【備蓄体制別に目安とする備蓄配分】

	家庭内備蓄 地域内備蓄 事業所内備蓄	流通在庫備蓄	公的備蓄	合計
食料・飲料水	1/3	1/3	1/3	1
毛布	-		1	1
その他	個別に備蓄目標値を設定する			

(3) 備蓄物資供給対象者

備蓄物資供給対象者については、平成30年2月に北海道が公表した「平成28年度地震被害想定調査結果」における十勝平野断層帯主部の地震（M7.4）想定値に基づいて算出します。

「冬季の早朝」「夏季の昼12時」「冬季の夕方18時」の3つのパターンで想定したうち、雪による被害の影響や屋内にいる時間帯などを考慮し、十勝管内において人的被害が最大となる地震を「冬季の夕方18時」と想定しています。

なお、町内比率は従前の値を使用し、総人口については令和6年7月末時点の人数を使用し人的被害数を算出しています。

●十勝平野断層帯主部の地震（M7.4）が冬季の夕方18時に発生した時の被害想定

（町内比率は、「平成28年度地震被害想定調査結果」を、総人口は令和6年7月末時点のデータを使用）

十勝平野断層帯主部の地震 マグニチュードM7.4 最大震度7（6.8）		幕別町	
		想定値	町内 比率
人的被害	死者数	11	0.04%
	重症者数	21	0.08%
	軽傷者数	204	0.8%
	避難者数	7,954	31.3%
	避難所生活者数	5,159	20.3%
総人口		25,410	100.0%

(4) 備蓄数量

備蓄数量については、避難所生活者想定数5,159人を基本として、備蓄配分により備蓄数量を求めます。

【備蓄体制別の備蓄量の目安】

	計算基礎	必要数 1日分	必要量 3日分	家庭内備蓄・地域 内備蓄等	流通在庫 備蓄等	公的備蓄 (幕別町)
食料	1日3食	15,477食	46,431食	15,477食	15,477食	15,477食
飲料水	1人500ml/日	2,580ℓ	7,740ℓ	2,580ℓ	2,580ℓ	2,580ℓ
毛布	1人1枚	5,159枚	5,159枚	—		5,159枚

※飲料水は耐震性貯水槽などの他に備蓄する数量としています。

※毛布は公的備蓄で必要枚数を確保することを目的とします。

II. 備蓄品目

備蓄品目については、家屋の全壊、焼失等により避難した住民にとって、避難所生活において緊急かつ不可欠な食料、生活必需品及び避難所運営に必要な資機材などを選定します。また、感染症等の対策に必要な資機材や消耗品等についても備蓄します。

1. 食料

食料については、一般的な主食である米飯やパンを中心とし、避難所生活をするにあたり必要と思われる次の物資を備蓄することとします。

(1) アルファ米（白かゆ・梅かゆ）

1歳～2歳の幼児用として、白かゆ（アレルギー対応品）を備蓄します。また、高齢者用として梅かゆを備蓄します。

(2) アルファ米（五目ご飯・わかめご飯 等）

一般用として、アレルギー対応のもので、栄養面でも優れており、副食がなくても食べやすく、かつ広く親しまれる味のものを備蓄します。

(3) 缶詰パン

水やお湯を使用せず、調理が不要で、そのままの状態で食べることができる缶詰パンを備蓄します。

(4) 粉ミルク

0～1歳の乳児用として、粉ミルクを備蓄します。

衛生上の観点から、小分けにされているスティックタイプ又はキューブタイプのものとします。（ミルクアレルギーに対応した粉ミルクも一部備蓄します。）

(5) 液体ミルク

0～1歳の乳児用として、液体ミルクを備蓄します。

保存期間については、粉ミルクと同等の18か月のものとします。

(6) 飲料水

耐震性貯水槽による備蓄の他に、使いやすさを考慮して500mlのペットボトル型の飲料水を備蓄します。

2. 生活必需品

生活必需品については、避難所生活を行う際に必要と思われる次の物資を備蓄します。

- (1) 毛布
- (2) 紙おむつ（乳幼児用）
- (3) 紙おむつ（高齢者用）
- (4) 災害用簡易トイレ袋
- (5) 哺乳瓶
- (6) 食器
- (7) 生理用品
- (8) トイレットペーパー
- (9) タオル
- (10) 防寒シート
- (11) アルミマット
- (12) マスク、カイロ等
- (13) 石けん、消毒液、次亜塩素酸ナトリウム、ペーパータオル 等
- (14) 使い捨て手袋、ビニールエプロン、フェイスシールド、ポリ袋、ごみ袋 等

3. 避難所資機材

避難所資機材については、各避難所において避難所生活や避難所運営等に必要な資機材を備蓄します。

- (1) 冷暖房器具（ポータブルストーブ、ジェットヒーター、工場扇（大型扇風機））
- (2) 発電機
- (3) バルーンライト
- (4) 投光器
- (5) ガソリン缶
- (6) コードリール
- (7) ポータブルトイレ、自動ラップ式トイレ
- (8) ポリタンク（飲料水用、灯油用）
- (9) 炊出し用釜
- (10) 救急セット、避難所開設持出用かばん
- (11) 浸水対策備品
- (12) 体温計（非接触型、わき下型）
- (13) パーテーション、クリアパーテーション、ビニールシート
- (14) 簡易ベッド
- (15) エアーテント
- (16) 消毒作業に必要な資機材
- (17) 避難所への物資運搬用資機材
- (18) 懐中電灯、ヘルメット、ロープ、ふた付ゴミ箱、収納箱、クリップペンシル 等

Ⅲ. 備蓄目標（公的備蓄）

1. 食料

食料については、避難所における必要量 46,431 食の 1/3 である 15,477 食及び避難所外生活者（想定数 2,795 人）分の 2,795 食を合計した 18,272 食（≒18,300 食）を目標に、次のとおり備蓄を進めることとします。

なお、米飯とパンの割合は 2 : 1 とします。（米飯 12,200 食、パン 6,100 食）

- (1) アルファ米（白かゆ・梅かゆ）・・・《対象：1～2 歳、65 歳以上の 1/3》

・白かゆ

5,159 人 × 1.1%（1～2 歳割合）= 57 人

57 人 × 3 食 × 3 日 × 1/3 = 171 食

・梅かゆ

5,159 人 × 35%（65 歳以上割合）× 1/3（梅かゆを必要とする方の想定）= 602 人

602 人 × 3 食 × 3 日 × 1/3 = 1,806 食

【目標数量】171 食 + 1,806 食 = 1,977 食 ≒ **2,000 食** ※保存期間 5 年

- (2) アルファ米（五目ご飯・わかめご飯 等）

・・・《対象：3～64 歳、65 歳以上の 2/3》

【目標数量】12,200 食 - 2,000 食 = **10,200 食** ※保存期間 5 年

- (3) 缶詰パン・・・《対象：3 歳以上》

全体数量の 1/3 とします。

【目標数量】18,300 食 × 1/3 = **6,100 食** ※保存期間 5 年

- (4) 粉ミルク、液体ミルク・・・《対象：0 歳（避難所外避難者含む）》

1 回当たりの調乳量を 200ml（粉換算 25g）とし、1 人当たり 1 日 5 回分（粉換算 125g）を目安として備蓄します。

粉ミルク、液体ミルクともに保存期間が 1.5 年であることから毎年購入することとします。

粉ミルクと液体ミルクの備蓄比率はおおよそ 1 : 1 とします。

・5,159 人 × 0.5%（0 歳児割合）= 26 人

・避難所外避難者 2,795 人 × 0.5% = 14 人

【目標数量】(26 人 + 14 人) × 125 g × 3 日 × 1/3 = **5,000 g** ※保存期間 1.5 年

- (5) 飲料水・・・《対象：全員 + 避難所外生活者の 1/5》

1 人当たり 1 日の必要量として 500ml（ペットボトル）を備蓄します。

避難所外生活者は自宅の水道を使用できることや、断水時においても耐震性貯水槽の水を供給できることから、必要数は 1/5 と想定します。

避難所外生活者 2,795 人 × 1/5 = 559 人

【目標数量】 $(5,159 \text{ 人} + 559 \text{ 人}) \times 500\text{ml} \times 3 \text{ 日} \times 1/3 = 2,859 \div 3,000 \text{ (6,000 本)}$
 ※保存期間 5 年以上

2. 生活必需品

(1) 毛布・・・《対象：全員》

【目標数量】 5,159 人 = 5,159 枚

(2) 紙おむつ（乳幼児用）・・・《対象：0～2 歳》

年齢対象率 1.6% ≒ 2.0% とし、排泄回数は 8 回とします。

【目標数量】 $5,159 \text{ 人} \times 2.0\% \times 8 \text{ 回} = 826 \div 900 \text{ 枚}$

※保存期間の目安 3 年（メーカーの推奨期間）

(3) 紙おむつ（高齢者用）・・・《対象：65 歳以上》

年齢対象率 35% のうち 1/10 程度が使用すると想定し、排泄回数は 8 回とします。

【目標数量】 $5,159 \text{ 人} \times 35\% \times 1/10 \times 8 \text{ 回} = 1,445 \div 1,500 \text{ 枚}$

※保存期間の目安 3 年（メーカーの推奨期間）

(4) 災害用トイレ袋・・・《対象：紙おむつ使用者を除く全員》

平均の排泄回数を 5 回（内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成 28 年 4 月）」より）とし、避難者のうち、紙おむつ使用者（乳幼児 2%、高齢者 3%）を除く 95% を対象者と想定します。

【目標数量】 $5,159 \text{ 人} \times 95\% \times 5 \text{ 回} = 24,506 \div 25,000 \text{ 枚}$ ※保存期間 10 年以上

(5) 哺乳瓶・・・《対象：0 歳》

目標数を 10 本とします。

また、衛生面に配慮して使い捨て哺乳瓶の備蓄についても検討します。

【目標数量】 10 本

(6) 食器・・・《対象：全員》

備蓄しているアルファ米は容器を必要とせず、スプーンも付属していることから、給食センターの食器入れ替えの際の払受数量を目標数とします。

【目標数量】 仕切り皿：1,400 枚、茶碗：5,100 個

(7) 生理用品・・・《対象：10 歳～60 歳の女性》

女性率 52.49%、年齢対象率 26.92%、対象者 3/10、平均 6 枚/日とします。

【目標数量】 $5,159 \text{ 人} \times 52.49\% \times 26.92\% \times 3/10 \times 6 \text{ 枚} = 1,312 \div 1,400 \text{ 枚}$

※保存期間の目安 3 年（メーカーの推奨期間）

(8) トイレトペーパー・・・《対象：全員》

1 人 1 年あたり使用量 50 個（平成 28 年総務省統計局調査より）

$50 \text{ 個} \div 365 \text{ 日} = 0.137 \text{ 個}$ （1 人 1 日あたり）

【目標数量】 $5,159 \text{ 人} \times 0.137 \times 3 \text{ 日} \times 1/3 = 707 \div \boxed{800 \text{ 個}}$

(9) タオル・・・《対象：全員》

【目標数量】 $5,159 \text{ 人} \times 1/3 = 1,720 \text{ 枚} \div \boxed{2,000 \text{ 枚}}$

(10) 防寒シート・・・《対象：全員》

毛布を補完するものとして 250 枚を目標数とします。

【目標数量】 $\boxed{250 \text{ 枚}}$

(11) アルミマット・・・《対象：全員》

目標数を 1,000 枚とします。

【目標数量】 $\boxed{1,000 \text{ 枚}}$

(12) マスク・・・《対象：乳幼児を除く全員》

避難者の 3 日分及び避難所運営スタッフ等に必要な枚数を備蓄するものとします。

【目標数量】 避難者 $5,159 \text{ 人} \times 1 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日} \div \boxed{16,000 \text{ 枚}}$
 運営スタッフ等 $300 \text{ 人} \times 2 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日} = \boxed{1,800 \text{ 枚}}$

(13) カイロ・・・《対象：全員》

避難所での防寒対策として備蓄するものとします。

【目標数量】 避難者 $5,159 \text{ 人} \times 1 \text{ 枚} = 5,159 \text{ 枚} \div \boxed{5,200 \text{ 枚}}$

(14) 石けん

指定避難所（一次、二次）の運営に必要な個数を備蓄するものとします。

※ ポンプ 250ml（1 個あたり）、詰替 800ml（1 個あたり）

【目標数量】 大規模避難所（通常収容人数 500 人以上）

ポンプ 2 個 $\times 15 \text{ 箇所} = \boxed{30 \text{ 個}}$

詰替 10 個 $\times 15 \text{ 箇所} = \boxed{150 \text{ 個}}$

小規模避難所

ポンプ 2 個 $\times 17 \text{ 箇所} = \boxed{34 \text{ 個}}$

詰替 4 個 $\times 17 \text{ 箇所} = \boxed{68 \text{ 個}}$

(15) アルコール消毒液

避難所入所時の手指消毒に必要な個数を備蓄するものとします。

※ 800ml（1 本あたり）

【目標数量】 $5,159 \text{ 人} \times 3\text{ml} \text{（1 回あたり）} = 15,477\text{ml} \div \boxed{20,000\text{ml} \text{（25 本）}}$

(16) 次亜塩素酸ナトリウム

指定避難所内の消毒に必要な個数を備蓄するものとします。

※ 1,500ml（1 本あたり） 60ml に対し水 10l で希釈

【目標数量】 大規模避難所 2 本 $\times 15 \text{ 箇所} = \boxed{30 \text{ 本}}$

小規模避難所 1 本 $\times 17 \text{ 箇所} = \boxed{17 \text{ 本}}$

(17) ペーパータオル

指定避難所の手洗後の手拭用に必要な個数を備蓄するものとします。

※ 200 枚（1 個あたり）

【目標数量】大規模避難所 40 個×15 箇所＝ $\boxed{600}$ 個

小規模避難所 20 個×17 箇所＝ $\boxed{340}$ 個

(18) 使い捨て手袋

指定避難所のゴミの搬出や清掃等に必要な個数を備蓄するものとします。

【目標数量】大規模避難所 50 枚/日×3 日×15 箇所＝ $\boxed{2,250}$ 枚

小規模避難所 30 枚/日×3 日×17 箇所＝ $\boxed{1,530}$ 枚

(19) ビニールエプロン

指定避難所のゴミの搬出や清掃等に必要な個数を備蓄するものとします。

【目標数量】大規模避難所 50 枚/日×3 日×15 箇所＝ $\boxed{2,250}$ 枚

小規模避難所 30 枚/日×3 日×17 箇所＝ $\boxed{1,530}$ 枚

(20) フェイスシールド

指定避難所での健康状態の確認やゴミの搬出、清掃等に必要な個数を備蓄するものとします。

【目標数量】大規模避難所 20 枚/日×3 日×15 箇所＝ $\boxed{900}$ 枚

小規模避難所 10 枚/日×3 日×17 箇所＝ $\boxed{510}$ 枚

3. 避難所資機材

(1) 冷暖房器具（ポータブルストーブ、ジェットヒーター、工場扇（大型扇風機））

① ポータブルストーブ

指定避難所 35 箇所のうち主要な避難所※16 箇所各 6 台、小・中規模な避難所 19 箇所各 2 台を使用することを想定し、全体の 2/3 を備蓄します。

【目標数量】(16 箇所×6 台+19 箇所×2 台)×2/3＝ $\boxed{90}$ 台

※地震及び洪水時の避難所に指定されている施設

② ジェットヒーター

定期的な換気に伴う室温低下への対策として、3 地域（幕別、札内、忠類）の大規模避難所各 1 箇所各 6 台を使用することを想定して備蓄します。

【目標数量】3 箇所×6 台＝ $\boxed{18}$ 台

③ 工場扇（大型扇風機）

指定避難所 35 か所のうち、スポットエアコンが整備されており、また、教室にエアコンが設置されていることから町内小中学校 12 か所は除き、小中学校以外の 23 か所に整備を進めます。

なお、数量については、収容可能人数が100人以上の施設（10施設）に2台、100人未満の施設（13施設）に1台とします。

【目標数量】（10箇所×2台+13箇所×1台）= $\boxed{33}$ 台

(2) 発電機

① 照明用

指定避難所 36箇所各1台、本部で2台、忠類総合支所及び札内支所各1台を使用することを想定し、全体の1/2を備蓄します。（出力2.3KVA）

また、バルーンライトを稼働させるための小型発電機について、主要避難所16箇所各1台、本部で2台、忠類総合支所及び札内支所各1台を使用することを想定し、全体の1/2を備蓄します。

【目標数量】発電機（2.3KVA）（36箇所+2+1+1）×1/2= $\boxed{20}$ 台

小型発電機（16箇所+2+1+1）×1/2= $\boxed{10}$ 台

② 災害拠点の機能維持及び主要避難所用

自家発電機を備えていない忠類総合支所及び糠内出張所の機能維持、主要避難所（16箇所）での暖房機器の電力源及び住民への電力供給などを目的として備蓄します。

また、その他の避難所については、必要に応じて今後整備を検討します。

【目標数量】発電機（2.4KVA、インバータ機能付き） $\boxed{14}$ 台

発電機（1.8KVA、インバータ機能付き） $\boxed{4}$ 台

③ 隔離スペースの電源用

感染症の疑いがある方を別室に隔離した場合の、照明や暖房機器などへの電力供給を目的として、3地域（幕別、札内、忠類）の大規模避難所各1箇所で2台を使用することを想定して備蓄します。

【目標数量】3箇所×2台= $\boxed{6}$ 台（1.8KVA、インバータ機能付き）

(3) バルーンライト

① 主要避難所等の機能維持用

主要避難所16箇所各1台、本部で2台、忠類総合支所及び札内支所各1台を使用することを想定し、全体の1/2を備蓄します。

【目標数量】（16箇所+2+1+1）×1/2= $\boxed{10}$ 台

② 隔離スペースの照明用

感染症の疑いがある方を別室に隔離した場合の照明として、3地域（幕別、札内、忠類）の大規模避難所各1箇所で2台を使用することを想定して備蓄します。

【目標数量】3箇所×2台= $\boxed{6}$ 台

(4) 投光器

【目標数量】 $\boxed{17}$ 台（幕別4台、札内9台、糠内2台、忠類2台）

- (5) ガソリン缶
【目標数量】**25 缶** (幕別 3 缶、札内 5 缶、忠類 1 缶、主要避難所 16 缶)
- (6) コードリール
【目標数量】**49 台** (幕別 4 台、札内 9 台、糠内 1 台、忠類 3 台、主要避難所 32 台)
- (7) ポータブルトイレ、自動ラップ式トイレ (隔離スペースでの感染症防止用)
【目標数量】ポータブルトイレ **47 台** (幕別 10 台、札内 30 台、忠類 7 台)
自動ラップ式トイレ **6 台** (幕別 2 台、札内 2 台、忠類 2 台)
- (8) ポリタンク
【目標数量】飲料水用 **10 個** (札内 10 個) ※その他は水道事業用ポリパック対応
灯油用 **28 個** (幕別 8 個、札内 14 個、糠内 2 個、忠類 4 個)
- (9) 炊出し用釜
【目標数量】大釜 **2 基** (幕別 1 基、札内 1 基)、小釜 **1 基** (忠類 1 基)
- (10) 救急セット、避難所開設持出用かばん
【目標数量】救急セット **9 個** (幕別 2 個、札内 6 個、忠類 1 個)
避難所開設持出用かばん **31 個**
- (11) 浸水対策備品
指定避難所のうち、最大浸水深 0.5m未満エリアに位置する札内コミュニティプラザについて、浸水対策として次の備品を備蓄します。
- ① 浸水シャッター
各出入口に設置し、ドアからの浸水を防ぐ。
【目標数量】1 間用：**2 式** (東西出入口)、半間用：**1 式** (職員用出入口)
 - ② 吸水性土嚢
低い窓沿いに敷き詰め、窓からの浸水を防ぐ。
【目標数量】**300 枚**
- (12) 体温計
避難所入所時の体温確認に必要な個数を備蓄するものとします。
【目標数量】非接触型 大規模避難所 2 個×15 箇所=**30 個**
小規模避難所 1 個×17 箇所=**17 個**
わき下型 **10 個**
- (13) パーテーション
プライバシーの保護や避難所内での飛沫感染の防止などを目的として備蓄します。
【目標数量】居住スペース用 500 台 (幕別 100 台、札内 300 台、忠類 100 台)
着替室、授乳室用 12 台 (幕別 4 台、札内 4 台、忠類 4 台) ※屋根付

(14) 簡易ベッド

避難所における健康被害（エコノミー症候群、呼吸器疾患、床冷え）の防止などを目的として備蓄します。

【目標数量】1,000台（幕別200台、札内600台、忠類200台）

※居住スペース用パーテーション500台×2

(15) エアーテント

感染症等の感染拡大防止策として、避難所入所前に体温測定や健康チェックなどを一人ひとり実施し、健康な人と感染の疑わしい人との振り分けが必要となるため、3地域（幕別、札内、忠類）に1台ずつ備蓄します。

【目標数量】3台

(16) 消毒作業に必要な資機材

不織布製防護服	【目標数量】	50着
不織布製ヘッドキャップ	【目標数量】	480枚
袖付き簡易エプロン	【目標数量】	480着
使い捨て靴カバー	【目標数量】	480枚

(17) 避難所への物資運搬用資機材

台車	【目標数量】	3台
脚立	【目標数量】	2台

(18) その他（懐中電灯、防災用ヘルメット、ロープ、ふた付ゴミ箱、クリップペンシル 等）

IV. 整備（購入）計画

食料、生活必需品及び資機材の公的備蓄は、前計画（令和2年度から7年度）まででほぼ整備を終えました。本計画（令和7年度から11年度まで）では、目標数量に達していないものの整備及び目標数の維持を行います。

また、感染症等の対策に必要な資機材や消耗品のほか、避難所内を良好な生活環境とするための資機材（冷暖房設備等）についても備蓄します。

1. 食料

(1) アルファ米及び缶詰パン

5年間の保存期間のあるものを計画的に購入します。

(2) 粉ミルク、液体ミルク

1.5年間の保存期間のあるものを計画的に購入します。

(3) 飲料水

5年以上の保存期間のあるものを計画的に購入します。

なお、各年度内に保存期限を迎える食料については、町の防災訓練の他、地域での避難訓練や防災出前講座などで計画的に活用することによって、住民の防災意識の高揚を図ります。

2. 生活必需品

(1) 毛布

長期保存が可能な真空パック入りの毛布を計画的に購入し、既存の真空パック以外の毛布については、今後、衛生面に配慮しながらその活用方法について検討します。

(2) 哺乳瓶・紙おむつ・生理用品・マスク

備蓄品の保存状態や衛生面に配慮しながら、計画的に購入します。

(3) 災害用トイレ袋・トイレットペーパー・タオル・消毒液

災害用トイレ袋は、10年以上の長期保存が可能な物を計画的に購入し、トイレットペーパーやタオル、消毒液についても、保存状態や衛生面に配慮しながら計画的に購入します。

3. 避難所資機材

各避難所の規模や特徴を考慮しながら計画的に購入します。

V. 防災備蓄倉庫

1. 防災備蓄倉庫の機能・役割

本町においては、これまで、安全かつ適切な管理を行うため、幕別町役場備蓄庫、札内コミュニティプラザ備蓄庫、忠類コミュニティセンター、幕別消防署糠内分遣所に備蓄品を集中配備してきました。

しかしながら、東日本大震災等のように交通網に甚大な被害を及ぼす災害が発生した場合は、各避難所に支援物資を迅速に供給することが困難であると予想されます。

こうしたことから、発災直後から公的備蓄による支援物資を各避難所に円滑に供給するため、小・中学校やコミュニティセンター等の主要避難所に分散備蓄倉庫の整備を進めており、今後も新たな整備について検討を続けます。

なお、主要避難所となる学校においては、一時的余裕教室等のスペースを活用した分散備蓄を進めることを基本として、備蓄品目や保管場所、管理方法等について検討し、関係機関と協議します。

2. 防災備蓄倉庫の区分

(1) 集中備蓄倉庫

集中備蓄倉庫とは、当該地域の必要物資を備蓄するほか、分散備蓄倉庫への補充物資等を備蓄する倉庫をいいます。

また、救援物資等の一時保管場所としての役割も果たします。

(2) 分散備蓄倉庫

分散備蓄倉庫とは、避難所への避難者等に対し、必要な物資を速やかに供給できるように主要避難所に整備する倉庫をいいます。(学校の一時的余裕教室等の利用を含む。)

3. 防災備蓄倉庫の整備計画

(1) 幕別地域

① 集中備蓄倉庫

役場庁舎改築に合わせて、隣接する旧中央会館跡地に幕別本町地区防災備蓄倉庫を整備しました。

② 分散備蓄倉庫

主要避難所である幕別小学校及び幕別中学校、並びに福祉避難所である幕別南コミュニティセンター及び幕別町保健福祉センターが集中する幕別南地区において、いずれかの施設への分散備蓄倉庫の設置について検討します。

なお、学校や保健福祉センターについては一時的余裕教室等の活用を、幕別南コミュニティセンターについては独立した分散備蓄倉庫の整備を検討します。

(2) 札内地域

① 集中備蓄倉庫

札内コミュニティプラザ駐車場内に札内地区防災備蓄倉庫を整備しました。

② 分散備蓄倉庫

札内南地区は札内南コミュニティセンターの駐車場に札内南地区防災備蓄倉庫を整備しました。

今後は、主要避難所である札内北小学校及び札内北コミュニティセンターが所在する札内北地区での整備を進める必要がありますが、防災備蓄の全体数は現状でほぼ充足しておりますことから、町全体での効率的な分散備蓄の手法について検討します。

なお、札内北地区は地形的に低く、洪水が発生した場合には浸水が想定される区域となっておりますことから、備蓄倉庫を整備する場合は基礎の嵩上げ等の措置が必要となります。

これらにつきましては、区域内施設の整備計画等との調整が必要となりますことから、関係機関との慎重な協議を進めます。

(3) 糠内地域

・ 分散備蓄倉庫

幕別消防署糠内分遣所内に整備しました。

当該地域は人口が少ないことから集中備蓄倉庫ではなく、分散備蓄倉庫の位置付けとします。

(4) 忠類地域

① 集中備蓄倉庫

忠類コミュニティセンター内の一時的余裕スペースに備蓄庫を整備しました。

② 分散備蓄倉庫

主要避難所となる忠類小学校及び忠類中学校については、集中備蓄倉庫のある忠類コミュニティセンターと近い位置に所在していることから、基本的に分散備蓄倉庫の整備の必要はありませんが、一時的余裕教室等の活用や管理体制の確立が図れる場合には整備を検討します。

【集中備蓄倉庫】

備蓄倉庫名	所在地	整備状況
幕別本町地区防災備蓄倉庫	幕別町本町 129 番地の 2	整備済
札内地区防災備蓄倉庫 (札内コミュニティプラザ駐車場内)	幕別町札内青葉町 311 番地の 3	整備済
忠類地区防災備蓄倉庫 (忠類コミュニティセンター内)	幕別町忠類錦町 439 番地 1	整備済

【分散備蓄倉庫】

地区別	備蓄倉庫名	所在地	整備状況
幕別地域 (幕別南地区)	幕別小学校	幕別町緑町 26 番地の 1	いずれかの 1 箇所で整備を検討
	幕別中学校	幕別町緑町 20 番地	
	幕別町保健福祉センター	幕別町新町 122 番地の 1	
	幕別南コミュニティセンター	幕別町新町 139 番地の 3	
札内地域 (札内北地区)	札内北小学校	幕別町札内北町 117 番地の 1	いずれかの 1 箇所で整備を検討
	札内北コミュニティセンター	幕別町札内桜町 132 番地の 1	
(札内南地区)	札内南地区防災備蓄倉庫	幕別町札内文京町 28 番地の 8	整備済
糠内地域	幕別消防署糠内分遣所	幕別町字五位 349 番地の 9	整備済

【資料】災害用備蓄品整備計画												
種 類	計画数値	※計画数値 上段:第3期(R7~R11) 下段:第2期(R2~R6)										
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
アルファ米 (白飯・五目ご飯等) ※保存期限 5年間	購入	2,500	2,800	2,800	2,800	3,303	2,500	2,800	2,800	2,800	3,303	2,500
	消費	1,849	2,400	5,300	5,800	4,400	2,500	2,800	2,800	2,800	3,303	2,500
	計	18,597	18,997	16,497	13,497	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400
缶入りりんご (チョコ・レーズン等) ※保存期限 5年間	購入	1,440	1,368	1,368	1,368	1,016	1,440	1,368	1,368	1,368	1,016	1,440
	消費	288	1,608	576	1,368	1,656	1,440	1,368	1,368	1,368	1,016	1,440
	計	6,288	6,048	6,840	6,840	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200
飲料水 (0.5リットル) ※保存期限 5年間	購入	1,320	1,512	1,512	768	760	0	240	1,320	0	1,512	1,512
	消費	0	279	758	2,448	2,880	0	240	1,320	0	1,512	1,512
	計	7,813	9,046	9,800	8,120	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
粉ミルク 保存期間1.5年	購入(g)	9,360	9,360	6,240	5,720	5,720	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	購入(箱)	72	72	48	44	44	20	20	20	20	20	20
	消費	8,500	9,360	9,360	6,240	5,720	5,720	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
計	9,360	9,360	6,240	5,720	5,720	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	
※粉ミルクと液体ミルク 合わせて5,000g備蓄	1箱10g×13包 =130g											
液体ミルク 保存期間1.5年	購入(g)	0	0	2,160	2,790	2,790	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	購入(本)	0	0	72	93	93	100	100	100	100	100	100
	消費	0	0	0	2,160	2,790	2,790	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
計	0	0	2,160	2,790	2,790	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	
※粉ミルクと液体ミルク 合わせて5,000g備蓄	1本200ml 200ml=25g											
ミルク計 (粉ミルク+液体ミルク)	g	9,360	9,360	8,400	8,510	8,510	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100
毛布	購入						320	320	320	320	296	0
	使用											
	計	3,583	3,583	3,583	3,583	3,583	3,903	4,223	4,543	4,863	5,159	5,159

石けん(詰替)	218	個	購入 廃棄 計	228	228	228	228	228	228	228	228	228	228	228	228	228	228	228	228	228	228
アルコール消毒液	25	本	購入 廃棄 計	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
次亜塩素酸 ナトリウム	47	本	購入 廃棄 計	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
ペーパータオル	940	個	購入 廃棄 計	940	940	940	940	940	940	940	940	940	940	940	940	940	940	940	940	940	940
フェイスシールド	1,410	個	購入 廃棄 計	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410	1,410
タオル	2,000	枚	購入 廃棄 計	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
使い捨て手袋	3,780	枚	購入 廃棄 計	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
ビニールエプロン	3,780	枚	購入 廃棄 計	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000

ほ乳ビン	10 本	購入																	
		廃棄	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
		計																	
アルミマット	1,000 枚	購入																	
		廃棄	1,201	1,201	1,201	1,201	1,201	1,201	1,201	1,201	1,201	1,201	1,201	1,201	1,201	1,201	1,201	1,201	1,201
		計																	
使い捨てカイロ	5,200 (一) 枚	購入																	
		廃棄						1200	1200	1200	1200	960	960	960	880	880	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	1,200	2,400	3,360	4,320	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200
灯油ストーブ	90 (68) 台	購入																	
		廃棄							5	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
		計	70	70	70	70	70	72	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90
ジェットヒーター	18 台	購入	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
		廃棄	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
		計																	
工場扇(大型扇風機)	33 (一) 台	購入																	
		廃棄							7	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
		計	0	0	0	0	0	7	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
発電機	44 台	購入	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
		廃棄																	
		計	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44
発電機 (ハルーンライト用)	10 台	購入																	
		廃棄																	
		計	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

幕別町強靱化計画



令和7年12月

幕別町

【目次】

17-7-1

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	1
2	改定で踏まえるべき社会情勢の変化	1
3	計画の位置付け	2
4	地域防災計画との関係	2
5	計画の推進期間	3
第2章	計画の基本的な考え方	
1	強靱化の目標	4
2	計画の対象とするリスク	4
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	7
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	7
3	評価の実施手順	8
4	評価結果のポイント	9
第4章	強靱化のための施策プログラム	
1	施策プログラム策定の考え方	11
2	施策推進の指標となる目標値の設定	11
3	施策プログラム一覧	11
4	リスクシナリオ別の脆弱性評価・施策プログラム	14
第5章	計画の推進管理	
1	施策毎の推進管理	42
2	P D C Aサイクルによる計画の着実な推進	42

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

平成23年に発生した東日本大震災を契機に、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱性が顕在化し、首都直下地震や南海トラフ地震など、今後発生が予想される大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなりました。

こうした中、国では、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)を施行し、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が閣議決定されました。その後、国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見等を反映するため、平成30年12月及び令和5年7月に基本計画の見直しを行いました。

また、北海道では、高確率の発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪等の自然災害リスクに対する取組を進め、北海道における国土強靱化を図るための地域計画として、平成27年3月に「北海道強靱化計画」を策定し、令和7年3月には、これまでの取組の検証結果や、能登半島地震など近年の自然災害から得られた知見、国の基本計画の改定内容などを踏まえ、同計画を改定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みを順次整備してきました。

この間、幕別町においても、平成28年8月台風による豪雨災害、平成30年9月の北海道胆振東部地震などの経験を踏まえ、「幕別町地域防災計画」の見直しを含め、防災・減災の取組を強化してきたところですが、自然災害に対する脆弱性を見つめ直し、強靱化を図ることは、今後の大規模自然災害に備え、町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国や北海道全体の強靱化にも資することから、国、北海道、民間事業者、町民が連携し、これまでの取組をさらに加速させる必要があります。

このような認識のもと、幕別町における国土強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年12月に「幕別町強靱化計画」を策定しましたが、令和7年12月に推進期間が満了となることから、本計画を改定し、施策の充実・強化を図るものです。

2 改定で踏まえるべき社会情勢の変化

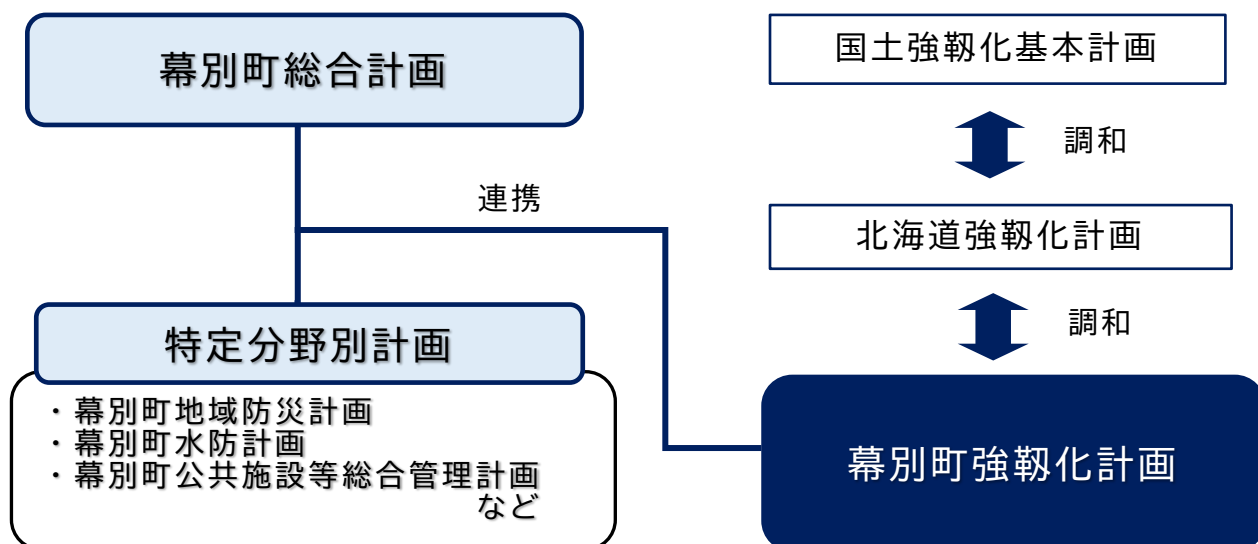
近年、気候変動等に伴い、本町においてもこれまでに経験したことのないような猛暑や大雪などが発生しており、町民の生活にも多大な影響を及ぼしています。また、令和2年1月に国内で初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症が、瞬く間に世界的に流行したことは記憶に新しく、これまで想定していなかった新たな感染症など、あらゆる事象を想定しなければなりません。

一方で、デジタル技術等の進化により、地域や社会の在り方、産業構造が急速に変化しており、これらの技術を活用した、防災・減災の取組をより効率的に進めることが重要となります。このような社会情勢の変化を踏まえて、計画を改定します。

3 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定するものであり、地方公共団体における各分野の計画において、国土強靱化に関する施策の指針として位置付けられます。そのため、本町の総合計画や特定分野別計画と連携しながら、防災、産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通など、国土強靱化に関連する施策を重点的かつ分野横断的に推進します。

また、国の基本計画や北海道強靱化計画との調和を図りながら、長期的な視点に立った一体的な推進を目指します。



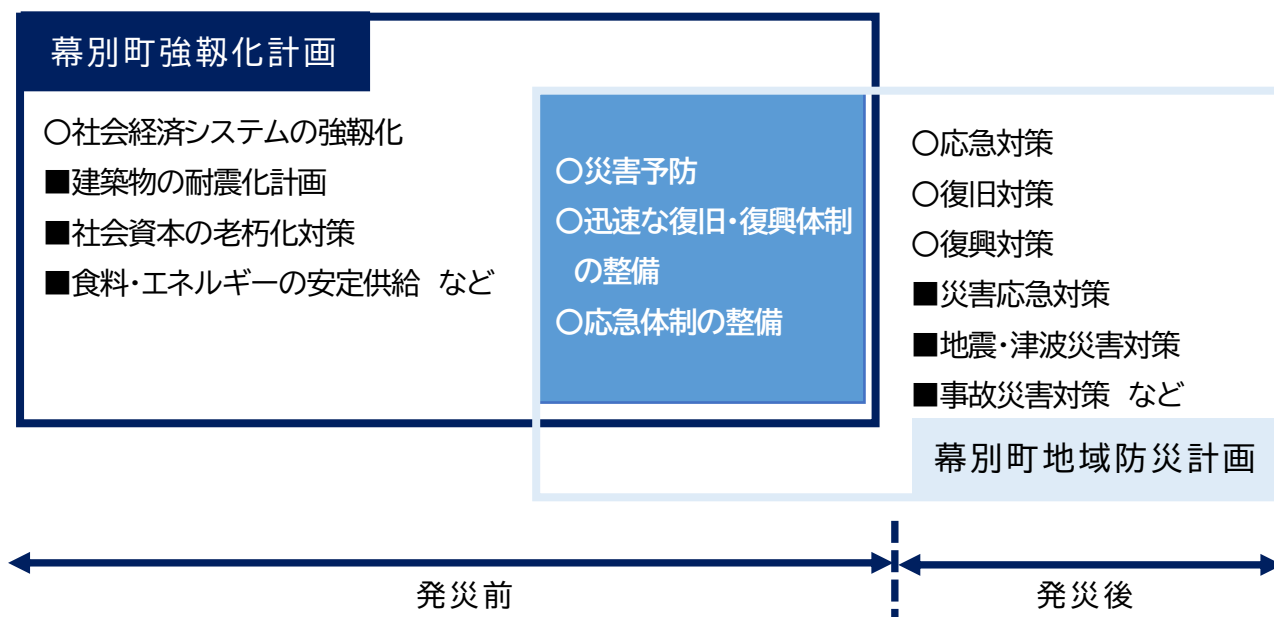
4 地域防災計画との関係

本計画は、大規模自然災害等に対する脆弱性や災害のリスクを特定し、最悪の事態を回避するため、平時の備えを中心に、まちづくりの視点も踏まえたハード・ソフト両面の包括的な計画です。

一方、地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、地震や洪水など災害の種類ごとに防災業務を定めるものであり、予防や発災後の応急対策、復旧などに重点を置いた計画です。

両計画は、災害の発生前後に応じた役割分担を担いながら、相互に補完し合う関係にあり、本町では、これらの計画を連携させ、強靱化の取組を着実に推進してまいります。

【強靱化計画と地域防災計画との役割分担イメージ】



5 計画の推進期間

本計画の推進期間は、社会情勢の変化や国・北海道の計画との調和を踏まえ、概ね5年（令和8年から令和12年まで）とします。

また、本計画は、本町の各分野別計画における強靱化施策の指針として位置付けられるため、関連する分野別計画の見直しや改定の際には、本計画との整合性を確保するよう、必要な検討を行ってまいります。

1 強靱化の目標

幕別町の強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、地域資源を活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにあります。

また、災害対応にとどまらず、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野において、平時から機能強化を図ることで、人口減少や地域活性化といった政策課題にも対応し、持続的な成長につなげることが求められます。

こうした観点から、国や北海道、市町村、民間事業者が持つ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要があります。

以上の考え方を踏まえ、強靱化の推進に当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護が最大限図られること」、「国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」、「国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標及び北海道強靱化計画に示された「大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「北海道の持続的な成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次の3つを幕別町独自の目標として設定し、関連施策の推進に努めます。

なお、強靱化の推進は、持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも寄与するものであり、本町においても、SDGsの視点を踏まえた施策の推進に努めてまいります。

幕別町強靱化の目標

- (1)大規模自然災害から町民の生命・財産と幕別町の社会経済システムを守る
- (2)幕別町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3)幕別町の持続的な成長を促進する

2 計画の対象とするリスク

本計画の対象となるリスクは、自然災害に限らず、大規模事故なども含めた幅広い事象が想定されますが、北海道強靱化計画が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなどを踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とします。

また、大規模自然災害の範囲については、目標(1)に掲げる「大規模自然災害から町民の生命・財産と幕別町の社会経済システムを守る」という観点から、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標(2)に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外で発生する大規模自然災害についてもリスクの対象とします。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に示します。

2-1 幕別町(北海道)における主な自然災害リスク

(1)地震・津波

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震
 - ・ 十勝沖～択捉島沖における、30年以内にM8.8以上の地震発生確率は、7～40%
(2024年 地震調査研究推進本部長期評価)
 - ・ 根室沖における、30年以内にM7.8～8.5程度の地震発生確率は、約80%(同上)
 - ・ 最大クラスの津波が発生した場合、沿岸最大水位は26.5mと想定
 - ・ 被害想定(2020年 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定)
日本海溝モデル:全壊棟数 約13.4万棟、死者数 約14.9万人
千島海溝モデル:全壊棟数 約5.1万棟、死者数 約10.6万人
- 十勝沖地震
 - ・ 30年以内のM8.0～8.6程度の地震発生確率は約10%
- 内陸型地震(十勝平野断層帯主部)
 - ・ 30年以内のM8.0以上の地震発生確率は約1%
- 太平洋沿岸における津波浸水想定(2021年7月 北海道防災会議)
 - ・ 幕別町の最大浸水想定面積:108ha
 - ・ 大樹町の最大津波高:12.6m～19.9m
 - ・ 大樹町の最大津波到達時間:35分～39分

(2)豪雨・暴風雨・竜巻

- 台風・豪雨の傾向
 - ・ 過去30年間の台風接近数は、年平均1.9個(全国平均約11.7個)と比較的少ない
 - ・ 1981年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害が道内各地で発生
 - ・ 近年では集中豪雨による災害が頻発
- 2016年8月の台風被害(台風7号・9号・10号・11号)
 - ・ 全道各地で甚大な被害(死者4人・行方不明者2人)
 - ・ 住宅被害:全壊39棟、半壊113棟
 - ・ 幕別町でも床上浸水33棟、床下浸水18棟などの被害が確認された
- 将来の降雨の変化等に関する評価
(2021年4月 気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会)
 - ・ 気候変動シナリオ(2℃上昇時):北海道1.15倍、その他地域1.10倍
 - ・ 気候変動シナリオ(4℃上昇時):北海道1.40倍、その他地域1.10倍
 - ・
- 竜巻の発生状況
 - ・ 1991年～2024年の間に、道内で51件の竜巻等突風が発生
 - ・ 2006年、佐呂間町で発生した竜巻により死者数は9人

(3)豪雪・暴風雪

- 豪雪・吹雪による影響
 - ・ 北海道は積雪寒冷地域であり、大雪・雪崩・吹雪による交通障害、家屋倒壊、人的被害が頻繁に発生
- 2013年の暴風雪被害
 - ・ 道東を中心に暴風雪が発生し、死者数は9人

2-2 北海道外における主な自然災害リスク

(1)首都直下地震

- 発生確率
 - ・ M7クラスの地震が、30年以内に発生する確率は約70%
- 被害想定
 - ・ 死者数：約2.3万人
 - ・ 負傷者数：約12.3万人
 - ・ 避難者数：約720万人
 - ・ 建物全壊：約61万棟
 - ・ 経済被害：約95.3兆円
 - ・ 被害範囲：1都8県

(2)南海トラフ地震

- 発生確率
 - ・ M8～9クラスの地震が、30年以内に発生する確率は約70～80%
- 被害想定
 - ・ 死者数：約23.1万人
 - ・ 負傷者数：約52.5万人
 - ・ 避難者数：約880万人
 - ・ 建物全壊：約209.4万棟
 - ・ 経済被害：約213.7兆円
 - ・ 被災範囲：40都府県（関東・北陸以西）

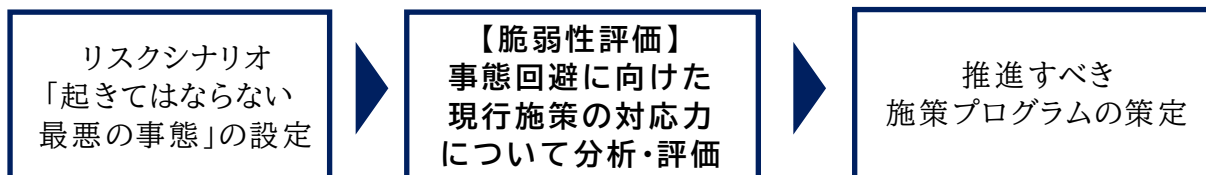
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること(以下、「脆弱性評価」という。)は、国土強靱化に関する施策の策定及び効果的・効率的な推進に必要不可欠なプロセスであり、基本法第9条第5項においてもその重要性が明記されています。

また、国の基本計画及び北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されており、本町においても、本計画に掲げる指標や施策の進捗状況を点検し、必要な対応事項を明らかにするため、国が示す評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、次の枠組みにより脆弱性評価を実施しました。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

脆弱性評価を実施するに当たり、国の基本計画や北海道強靱化計画において設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」を踏まえ、積雪寒冷など幕別町の地域特性や施策の重複を考慮した上で、脆弱性評価の前提となるリスクシナリオを設定しました。

このリスクシナリオは、7つのカテゴリーに分類し、それぞれのカテゴリーに対応する形で21項目のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を設定しています。これにより、脆弱性評価の対象を体系的かつ網羅的に捉え、施策の重点化と効果的な推進につなげることを目的としています。

【リスクシナリオ：21の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による死傷者の発生

		1-3 大規模津波による死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域的かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 暴風雨及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6 積雪寒冷や猛暑を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
		4-5 地域生活を支えるインフラの安全性・持続性の低下
5	経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下
6	二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 評価の実施手順

設定した 21 項目のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行施策の推進状況や課題を整理し、事態の回避に向けた対応力について、分析・評価を行いました。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するために、現状の数値データを収集し、参考指標として活用しました。

4 評価結果のポイント

脆弱性評価の結果は第 4 章の「強靱化のための施策プログラム」において詳細に示していますが、ここでは、7 つのカテゴリーごとに整理した評価結果の要点を以下に示します。

(1) 「人命の保護」に関する事項

- ① 公共施設をはじめとする建築物等については、今後老朽施設の増加が見込まれることから、耐震化や長寿命化に向けた取組を計画的に進める必要がある。
- ② ハザードマップの作成、避難計画、防災訓練などソフト面の対策については、国や北海道など関係機関と連携し、対応の強化を図る必要がある。また、厳冬期における災害対応についても、所要の対策を講じることが求められる。
- ③ 災害時の避難誘導など、的確かつ迅速な対応を図るため、関係機関相互の災害情報の共有や、住民等への情報伝達体制の強化が必要である。
- ④ 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達や避難誘導體制の整備など、きめ細やかな防災対策を講じる必要がある。

(2) 「救助・救急活動等の迅速な実施」に関する事項

- ① 被災地への救助・救援活動、医療支援、物資供給などの災害時対応については、関係行政機関の連携体制はもとより、民間事業者等との協力体制が進んでいるが、これらの体制の一層の強化を図るとともに、町外の災害対応も視野に入れた取組が必要である。
- ② 災害対応における物資の備蓄や避難場所の確保などについては、引き続き、地域間連携による支援体制の整備を進める必要がある。

(3) 「行政機能の確保」に関する事項

- ① 大規模災害時においても必要不可欠な行政機能の継続が可能となるよう、本町における業務継続体制の一層の強化を図る必要がある。
- ② 町内外における大規模災害時の行政機能の確保に向けて、行政間の応援・受援体制の整備を図る必要がある。
- ③ 地域に必要なインフラの機能や性能を今後も維持するためには、既存の行政区域にとらわれない広域的な観点から、複数・多分野のインフラを群として捉え、官民連携やデジタル技術の活用により、メンテナンスを効率的かつ効果的にマネジメントする「地域インフラ群再生戦略マネジメント」の取組を推進する必要がある。

(4) 「ライフラインの確保」に関する事項

- ① 食料やエネルギーの安定供給に関しては、本町のみならず国・北海道全体の強靱化に貢献するため、供給力の更なる強化に向けて、基盤整備を含めた総合的な取組が必要である。
- ② 町民生活を支える基礎的なインフラである上下水道等については、災害時においても必要な機能を維持できるよう、施設の防災対策や被災時の応急体制の整備を図る必要がある。

(5) 「経済活動の機能維持」に関する事項

- ① 首都直下地震等に備え、首都圏企業等がリスク分散の観点から業務継続体制の再構築を図る動きが活発になっていることを踏まえ、これまで進めてきた企業立地等を促進する必要がある。
- ② 災害時における町内の経済活動への影響を最小限に抑えるため、業務継続体制が十分に整備されていない町内企業に対して、体制整備の促進を図る必要がある。

(6) 「二次災害の抑制」に関する事項

- ① 二次災害の抑制に不可欠な国土保全機能を維持するため、森林の計画的な整備や農地・農業水利施設等の保全管理を推進する必要がある。

(7) 「迅速な復旧・復興等」に関する事項

- ① 災害の迅速な復旧・復興に向けて、災害廃棄物の処理体制の整備を図る必要がある。
- ② 復旧・復興をはじめとする災害対応に不可欠な存在である建設業が、その役割を十分に発揮できるよう、災害時における行政との連携強化を進めるとともに、担い手の育成・確保に向けた取組を推進する必要がある。

第4章 強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方

第3章で示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を体

系的に整理した「強靱化のための施策プログラム」を策定します。

本プログラムは、脆弱性評価において設定したリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず、国、北海道、民間事業者など各主体が適切な役割分担と連携のもとで実施するものです。

施策の実施に当たっては、施設の整備や耐震化、代替施設の確保などの「ハード対策」と情報提供、防災訓練、防災教育などの「ソフト対策」を組み合わせ、各リスクシナリオに対応した施策を体系的に整理しています。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策の進捗状況や実績を把握するため、可能な限り数値指標を設定します。

ただし、本計画に掲載する目標値は、施策推進のための財源措置が担保されておらず、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる関係者が共有する「努力目標」として位置付けます。

3 施策プログラム一覧

脆弱性評価において設定した 21 項目のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態の回避に向けた具体的な施策を整理します。なお、複数のリスクシナリオに関連する施策については、最も関係の深い項目に集約して記載し、重複掲載は行いません。

【強靱化のための施策プログラム】

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

1-1-1 住宅、建築物等の耐震化

1-1-2 建築物等の老朽化対策

	1-1-3	避難場所及び避難所の指定・整備・普及啓発
	1-1-4	緊急輸送道路等の整備
	1-1-5	防火対策・火災予防
1-2	土砂災害による死傷者の発生	
	1-2-1	警戒避難体制の整備（土砂災害）
1-3	大規模津波による死傷者の発生	
	1-3-1	警戒避難体制の整備（津波災害）
1-4	突発的又は広域的かつ長期的な市街地等の浸水	
	1-4-1	洪水ハザードマップの作成
	1-4-2	河川改修等の治水対策
1-5	暴風雨及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	
	1-5-1	暴風雪時における道路管理体制の強化
	1-5-2	除排雪体制の確保
1-6	積雪寒冷や猛暑を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大	
	1-6-1	積雪寒冷や猛暑を想定した避難所等の対策
1-7	情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	
	1-7-1	関係機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化
	1-7-2	住民等への情報伝達体制の強化
	1-7-3	外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策
	1-7-4	防災教育の推進
2 救助・救急活動等の迅速な実施		
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	
	2-1-1	支援物資の供給等に係る連携体制の整備
	2-1-2	非常用物資の備蓄促進
2-2	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞	
	2-2-1	防災訓練等による救助・救急体制の強化
	2-2-2	自衛隊体制の維持・拡充
	2-2-3	救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備
2-3	被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺	
	2-3-1	防疫対策
	2-3-2	避難所等の生活環境の改善、健康への配慮
	2-3-3	災害時における福祉的支援
3 行政機能の確保		
3-1	町内外における行政機能の大幅な低下	
	3-1-1	災害対策本部機能等の強化
	3-1-2	業務継続体制の整備
4 ライフラインの確保		
4-1	長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止	
	4-1-1	再生可能エネルギーの導入拡大
	4-1-2	避難所等への石油燃料供給の確保
4-2	食料の安定供給の停滞	

	4-2-1	食料生産基盤の整備
	4-2-2	道産食料品の販路拡大
4-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止	
	4-3-1	水道施設等の防災対策
	4-3-2	下水道施設等の防災対策
4-4	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	
	4-4-1	道路施設の防災対策
	4-4-2	鉄道の機能維持・強化
4-5	地域生活を支えるインフラの安全性・持続性の低下	
	4-5-1	地域インフラ群再生戦略マネジメントの推進
5 経済活動の機能維持		
5-1	長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞	
	5-1-1	リスク分散を重視した企業立地等の促進
	5-1-2	企業の業務継続体制の強化
	5-1-3	被災企業等への金融支援
5-2	町内外における物流機能等の大幅な低下	
	5-2-1	陸路における流通拠点の機能強化
6 二次災害の抑制		
6-1	農地・森林等の被害による国土の荒廃	
	6-1-1	森林の整備・保全
	6-1-2	農地・農業水利施設等の保全管理
7 迅速な復旧・復興等		
7-1	災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	
	7-1-1	災害廃棄物処理体制の整備
	7-1-2	地籍調査の実施
	7-1-3	仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保
7-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足	
	7-2-1	災害対応に不可欠な建設業との連携

4 リスクシナリオ別の脆弱性評価・施策プログラム

カテゴリー1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

1-1-1 住宅、建築物等の耐震化

脆弱性評価

- ▶ 住宅・建築物の耐震化については、耐震改修促進法の改正により、一定規模以上の建築物に対する耐震診断が義務付けられたことなどを踏まえ、国の支援制度を有効に活用しながら、耐震化の促進を図る必要がある。
- ▶ 町有建築物については、不特定多数の利用が見込まれる施設や、災害時に避難所として活用される施設の耐震化を計画的に進めることが求められる。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 北海道耐震改修促進計画及び幕別町耐震改修促進計画に定められた耐震化目標の達成に向けて、関係機関が連携し、住宅・建築物の耐震化を促進する。
- ▶ 災害時に機能の確保が求められる集会施設や消防施設、避難所として位置付けられている町有施設については、利用状況や防災上の重要性を踏まえ、耐震化を推進する。

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
多数利用建築物の耐震化率	100%(R3)	現状を維持する	都市計画課
住宅の耐震化率	88.0%(R3)	95%	都市計画課
幕別町耐震改修促進計画	策定済(R4改定)	必要に応じて改定する	都市計画課

1-1-2 建築物等の老朽化対策

脆弱性評価

- ▶ 公共施設の老朽化対策については、維持管理や保守、更新などの取組が進められているものの、今後更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、幕別町公共施設等総合管理計画及び各施設管理者が策定する個別施設計画に基づき、適切な維持管理と更新を計画的に実施する必要がある。
- ▶ 民間建築物においては、空き家の増加や老朽化が進行しており、適正管理の促進や所有者への意識啓発、相談体制の整備が求められるとともに、除却支援や利活用策の推進により、安全性の確保と地域資源の有効活用を図る必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 公共施設については、幕別町公共施設等総合管理計画や幕別町公営住宅等長寿命化計画などの個別施設計画に基づき、計画的な維持管理及び施設の更新を推進する。
- ▶ 民間建築物については、国の支援制度の活用を含め、既存建築物の不燃化や空き家の有効活用を促進し、老朽化への対応力を強化する。

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
公共施設等総合管理計画	策定済(R3改訂)	必要に応じて改定する	総務課
個別施設計画	策定済:11施設分類 未策定:7施設分類	取組を推進する	総務課

1-1-3 避難場所及び避難所の指定・整備・普及啓発

脆弱性評価

- ▶ 指定緊急避難場所及び指定避難所については、災害の種別や避難機関に応じた適切な避難体制の確保が求められている。
- ▶ 避難所の整備を進めるとともに、住民の避難行動に対する理解を深めるための普及啓発が必要である。
- ▶ 高齢者や障がい者などの要配慮者の安全確保に向けては、社会福祉法人等との連携のもと、福祉避難所の開設状況や避難方法に関する情報を的確に伝達できる体制の構築が求められる。
- ▶ 福祉避難所の対象者や位置づけに関する住民への周知も重要な課題である。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所及び避難所の確保に向けて、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の住民周知を図る。
- ▶ ホームページや出前講座等を活用し、自主防災組織等による住民主体の避難所運営体制の構築を支援する。
- ▶ 高齢者や障がい者などの要配慮者の安全確保に向けて、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の周知を図る。

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
緊急避難場所の指定	70 施設(R7)	必要に応じて改定する	防災環境課
指定避難場所の指定	35 施設(R7)	必要に応じて改定する	防災環境課
福祉避難所の指定	13 施設(R7)	必要に応じて改定する	防災環境課
避難所運営マニュアル	作成済(H27)	必要に応じて改定する	防災環境課

1-1-4 緊急輸送道路等の整備

脆弱性評価

- ▶ 災害時における救急・救援活動や円滑な避難を確保するためには、緊急輸送道路や避難路の整備が不可欠である。
- ▶ 国や北海道との連携のもと、地域の実情に応じた路線の選定と整備を計画的に進める必要がある。特に、災害時に孤立する可能性のある地域や、医療・福祉施設へのアクセス確保が求められる路線については、優先的な対応が求められる。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 救急・救援活動及び住民の安全な避難を確保するため、緊急輸送道路や避難路の整備を計画的に推進する。
- ▶ 国や北海道との連携を図りながら、災害時の交通確保に資する路線の選定と整備を進め、地域の防災力向上を図る。

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
緊急輸送道路の指定	66 路線/175km(R2)	必要に応じて改定する	土木課

1-1-5 防火対策・火災予防

脆弱性評価

- ▶ 火災による人的・物的被害を未然防止し、被害の低減を図るためには、関係機関が連携した防火対策の強化が不可欠である。特に、火災予防に関する啓発活動の充実、防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保など、地域の実情に応じた多面的な取組を推進する必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 消防法令違反の是正や住宅用火災警報器の設置促進を通じて、防火対策の強化を図る。
- ▶ 火災予防運動や広報活動などを活用し、住民への啓発を継続的に実施し、火災予防意識の向上と地域全体の防災力を強化する。

1-2 土砂災害による死傷者の発生

1-2-1 警戒避難体制の整備（土砂災害）

脆弱性評価

- ▶ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域においては、関係機関との連携のもと、土砂災害対策を計画的に実施する必要がある。
- ▶ 警戒区域、避難所、避難経路等の情報が住民へ行き届くよう、土砂災害に対する警戒避難体制の整備と情報伝達体制の強化が求められている。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 土砂災害警戒区域及びその他の危険箇所の住民等に対し、土砂災害ハザードマップの作成・配布による周知徹底を図り、災害時に適切に避難できる体制を整備する。
- ▶ 関係機関との連携を強化し、危険箇所における施設整備や情報提供、避難誘導体制の構築等を総合的に推進する。

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
土砂災害警戒区域等の指定	52箇所(R7)	必要に応じて改定する	防災環境課
土砂災害危険箇所マップの作成・公表	作成済(R2)	必要に応じて改定する	防災環境課

1-3 大規模津波による死傷者の発生

1-3-1 警戒避難体制の整備（津波災害）

脆弱性評価

- ▶ 令和3年に北海道が公表した太平洋沿岸の津波浸水想定及び被害想定を踏まえ、ハザードマップや避難計画の見直しを進めているが、避難訓練等を通じて課題を継続的に把握し、避難体制の適切な更新を図る必要がある。
- ▶ 現在指定している緊急避難場所や避難所については、災害種別や避難期間に応じた体制の構築や住民への周知を一層強化する必要がある。
- ▶ 高齢者、障がい者などの要配慮者の安全確保に向けては、福祉避難所の指定とその周知体制の充実が重要な課題となっている。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 新たな津波浸水想定及び津波災害警戒区域の指定に対応し、現行のハザードマップや避難計画を更新する。
- ▶ 避難体制の実効性を高めるため、住民への周知の徹底を図るとともに、防災訓練等を継続的に実施し、避難行動の定着と課題の抽出を進める。
- ▶ 要配慮者の安全確保に向けて、福祉避難所の指定内容や利用方法について、住民への周知を強化し、関係機関との連携による体制整備を推進する。

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
津波ハザードマップの作成	作成済(R3)	必要に応じて改定する	防災環境課

1-4 突発的又は広域的かつ長期的な市街地等の浸水

1-4-1 洪水ハザードマップの作成

脆弱性評価

- ▶ 国及び北海道による洪水浸水想定区域図の見直しなど、災害リスクに関する情報は随時更新されることから、洪水ハザードマップの見直しを適宜実施する必要がある。
- ▶ 水害時の避難判断や避難体制の構築に資するよう、ハザードマップを活用した防災訓練の実施や、タイムラインによる情報発信体制の強化が求められている。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 河川整備の進捗や浸水想定の見直しに応じて、洪水ハザードマップを適時更新し、地域の実情に即した避難情報の提供を図る。
- ▶ ハザードマップを活用した防災訓練を実施し、住民の避難行動力の向上を促進する。
- ▶ 水害対応タイムライン等を活用し、災害時における情報発信体制の強化と、住民への的確な周知を推進する。

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
洪水ハザードマップの作成	作成済(R3)	必要に応じて改定する	防災環境課
避難確保計画の策定	41施設(R7)	地域防災計画で策定が必要とされた施設数	防災環境課

1-4-2 河川改修等の治水対策

脆弱性評価

- ▶ 国、北海道、市町村では、それぞれの管理河川において治水対策を実施してきたが、近年の浸水被害を受けた河川や市街地を流れる河川については、改修の優先度を高め、より効果的かつ効率的な整備を進める必要がある。
- ▶ 樋門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設については、これまでに策定した長寿命化計画等に基づき、老朽施設の補修等を計画的に推進しているが、施設設置からの経過年数に伴い、老朽化が進行している施設が増加傾向にあることから、今後は、計画的な老朽化対策と施設の適切な維持管理を一層強化する必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 河川の掘削や築堤の整備など、浸水被害のリスクが高い地域を中心に、重点的な治水対策を推進する。
- ▶ 河川管理施設については、必要な治水機能を安定的に確保するため、施設の改良整備、老朽化対策、維持管理を計画的かつ適切に実施する。

1-5 暴風雨及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

1-5-1 暴風雪時における道路管理体制の強化

脆弱性評価

- ▶ 暴風雪時においては、交通途絶による人命への影響を最小限に抑えるため、迅速な除雪作業の実施と緊急車両や公共交通機関の通行を確保する道路網の維持が不可欠である。
- ▶ 立ち往生の発生及びその大規模化を防止するためには、通行止めなどの事前対応を含めた予防的措置が求められる。
- ▶ 通行止めによる混乱や立ち往生の発生を防ぐためには、最新の道路情報を遅滞なく、かつ、分かりやすく住民に発信する体制の整備が必要である。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 暴風雪時における通行規制や道路状況等のリアルタイム情報について、関係機関が迅速に共有できる体制を構築し、住民への円滑な情報伝達を図る。
- ▶ 平時からの意識啓発を通じて、暴風雪時の適切な行動や交通規制への理解を促進し、混乱防止と安全確保につなげる。

1-5-2 除排雪体制の確保

脆弱性評価

- ▶ 各道路管理者においては、管理道路に対する除排雪事業を継続的に実施しており、豪雪時には情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な体制の確保に努めているが、除排雪機械の老朽化、雪堆積場の確保、オペレータの人材不足など、安定的な除排雪体制の維持に向けて複数の課題が顕在化しており、これらを踏まえた総合的な対策の検討と実施が求められている。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪時に備えて、道路管理者間の情報共有を強化し、除排雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など、相互支援体制を構築する。
- ▶ 被害の拡大を防止するため、緊急輸送道路や避難路の除雪を重点的に強化し、災害時の交通確保を図る。
- ▶ 将来にわたり安定的な運用に向けて、除排雪機械の計画的な更新及び増強を推進し、体制の持続性を確保する。

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
除雪路線距離数	651.8km(R3)	実情に応じて見直しを行う	土木課
除排雪作業車確保台数	72台(R3) (うち官貸車 17台)	現状を維持する	土木課

1-6 積雪寒冷や猛暑を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

1-6-1 積雪寒冷や猛暑を想定した避難所等の対策

脆弱性評価

- ▶ 積雪や低温など、冬季特有の厳しい自然状況を踏まえ、停電時でも使用可能な暖房器具や発電機、水道凍結時でも利用可能なトイレなどの資機材については、民間事業者との連携を図りながら、避難所等における防寒対策を強化する必要がある。
- ▶ 熱中症アラートが発表されるような夏季の条件下での災害を想定し、避難所における冷房対策に努める必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 災害時の避難所における防寒対策として、灯油ストーブ、ジェットヒーター、毛布等の資機材を計画的に備蓄するとともに、防災協定に基づく供給体制を確立し、迅速な対応を可能とする。
- ▶ 厳冬期に特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じて、住民の理解と行動力を高める普及啓発を推進する。
- ▶ 避難所における熱中症対策として、冷房設備の設置や冷房器具の備蓄を促進する。

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
暖房機器等の備蓄	ポータブルストーブ(67台)	防災備蓄計画上の備蓄数	防災環境課

	ジェットヒーター(18台) 発電機(54台) 毛布(3,583枚) 防寒シート(382枚)	(併せて、備蓄品の種類を見直す)	
防災備蓄計画	作成済	必要に応じて改定する	防災環境課

1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

1-7-1 関係機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化

脆弱性評価

- ▶ 北海道では、地域防災情報共有推進会議や北海道大規模災害対応連絡会などを通じて、関係機関間の防災情報の共有化が進められているが、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動の実現に向けて、連絡体制の強化が求められる。
- ▶ 監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報などをリアルタイムで共有する各種システムが運用されているが、関係機関との連携のもと、効率的かつ計画的な整備を進める必要がある。
- ▶ 防災気象情報や避難情報などの災害情報については、北海道防災情報システムとLアラートの連動により、北海道及び市町村と情報共有が図られているが、より迅速かつ確実な情報伝達を実現するためには、災害通信連絡訓練等を通じた操作の習熟や体制の検証が必要である。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 北海道防災情報システムの効果的な運用を推進し、関係機関間の情報共有と住民への迅速な情報提供を図る。
- ▶ 災害対策本部への現地情報連絡員(リエゾン)の派遣など、連絡体制の強化を進める。
- ▶ 防災情報共有システムの運用効果を高めるため、老朽化した機器の更新や未整備箇所への観測機器の整備を計画的に実施する。
- ▶ 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、北海道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークの更新を進めるとともに、停電時を想定した通信対策を講じる。

1-7-2 住民等への情報伝達体制の強化

脆弱性評価

- ▶ 災害時における住民の安否情報の収集・提供を図るためには、町内会や自主防災組織など地域住民が連携し、避難行動要支援者名簿の活用や、国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を通じて、安否情報の収集・提供体制を効果的に構築する必要がある。
- ▶ 各種災害に係る避難行動については、避難指示等の発令に伴う行動の理解促進が求められる。
- ▶ 災害情報の伝達手段としては、市町村防災行政無線のデジタル化や、防災に資する公衆無線LANの整備が重要であり、北海道防災情報システムとLアラートの

連携強化、職員の操作力向上も含めた体制整備が必要である。

- ▶ 避難勧告等の情報伝達においては、予期せぬ通信障害等を想定し、多様な手段による情報伝達体制の構築が求められる。
- ▶ デマや根拠のない情報よっての住民の不安を防止するため、関係機関及び報道機関との連携を強化し、迅速かつ正確な情報発信体制の整備が必要である。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 各種災害に係る避難指示等の発令に伴う避難行動について、ホームページ、広報紙、出前講座等を活用し、住民への周知を図る。
- ▶ 防災行政無線、防災情報メール、LINE等による災害情報の伝達に加え、公衆無線LANの整備、Lアラートを活用したマスメディアによる情報提供、防災行政無線未整備区域における新たな情報伝達手段の整備など、多様な手段による情報伝達体制の強化を推進する。
- ▶ デマや根拠のない情報の流布を防止するため、災害対策本部等において関係機関及び報道機関との連携を図り、情報収集・発信体制の強化を促進する。

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
防災行政無線配布率	78.4%(R7)	82%	防災環境課
防災情報メール登録者数	1,751人(R7)	1,800人	防災環境課

1-7-3 外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策

脆弱性評価（詳細）

- ▶ 災害発生時において、外国人住民や観光客の安全を確保するためには、迅速かつ正確な情報提供と避難誘導が不可欠であり、多言語による災害情報の発信や受入体制の整備が求められる。特に、観光地における英語表記やピクトグラムによる案内標識の整備は、災害時の移動の利便性を確保する上で重要である。
- ▶ 高齢者や障がい者、要介護者など、災害時に支援を要する住民に対しては、町内会や自主防災組織など地域住民との連携を図り、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援体制の整備が必要である。

施策プログラム

- ▶ 外国人住民や観光客に対する災害情報の伝達体制を強化し、観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策を強化し、災害時の安全確保を図る。
- ▶ 観光地における案内表示等の多言語化を促進し、災害時を含めた移動の利便性を向上させる。
- ▶ 高齢者や障がい者、要介護者など、支援が必要な住民に対しては、町内会長、民生委員、ケアマネージャー等の支援関係者との連携により、避難誘導・支援に関する具体的な計画を策定し、体制整備を推進する。

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
避難行動要支援者名簿の作成	作成済	毎月更新する	防災環境課
避難行動要支援者個別計画の策定	策定中	優先順位を付けて策定を進める	防災環境課

1-7-4 防災教育の推進

脆弱性評価

- ▶ 地域防災力の向上に向けては、自主防災組織の組織率向上や人材育成が重要であり、北海道が導入している「地域防災マスター制度」などの活用が効果的である。
- ▶ 学校教育においては、防災啓発資料の配付や「1日防災学校」の開催などを通じて、児童生徒及び学校関係者の防災意識の向上を図る必要がある。
- ▶ 退職自衛官である防災マネージャーの活用により、自衛隊をはじめとする防災関係機関や自主防災組織との連携を強化し、地域における防災体制の充実を図る必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 防災マネージャーを中心に、自主防災組織の組織化支援や出前講座を開催し、防災士や北海道地域防災マスターなどの実践的リーダーと連携しながら、地域防災力の強化を推進する。
- ▶ 防災教育の推進に向けて、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」や「防災教育アドバイザー制度」などの枠組みを活用した取組を展開する。
- ▶ 学校における防災教育として、教育関係者や児童・生徒への防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型学習の導入など、実効性の高い教育活動を推進する。

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
1日防災学校の実施	小中学校 2 校を除き 実施済み	年間 2 校	防災環境課
自主防災組織率	45.1%(R7)	50%	防災環境課

カテゴリー 2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

2-1-1 支援物資の供給等に係る連携体制の整備

脆弱性評価

- ▶ 幕別町地域防災計画に基づき、物資供給、医療、救助・救援、帰宅支援などの災害時応急対策に関して、北海道、市町村、民間事業者等との間で応援協定が締結されているが、これらの協定が災害時に円滑かつ効果的に機能するためには、対象業務の拡大や定期的な内容の見直しとともに、協定締結機関や住民が参加する防災訓練など、平時からの実践的な活動を活発化させることが求められる。
- ▶ 道路損壊や信号機の滅灯などにより、人命救助や緊急物資輸送に支障を来す可能性があるため、優先して復旧すべき路線について関係機関間で協議し、通行確保を図る必要がある。
- ▶ 北海道災害ボランティアセンターなどの関係機関と連携し、ボランティアの受入体制整備や支援活動の調整を担う人材を育成するとともに、災害対策本部、ボランティア関係者、関係機関間での情報共有体制の構築が必要である。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 支援物資供給、医療、救助、帰宅困難など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、北海道、市町村、民間事業者等との応援協定に基づく防災訓練等の平時活動を促進し、協定の実効性を確保し、併せて、対象業務の拡充や内容の見直しを適宜実施する。
- ▶ 緊急輸送の確保に向けて、関係機関間と連携し、災害時の交通確保に資する路線の選定と整備を推進する。
- ▶ 被災地支援活動の充実に向けて、行政とボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制を整備し、防災分野における専門的な人材の育成を推進する。

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
防災関係の協定締結件数	66件(R7)	必要に応じて締結する	防災環境課

2-1-2 非常用物資の備蓄促進

脆弱性評価

- ▶ 災害時における物資供給体制に向けては、「幕別町防災備蓄計画」を適宜見直し、非常用物資の備蓄体制を計画的かつ継続的に整備する必要がある。特に、避難所等への事前配備を含め、備蓄品の種類、数量、配置の適正化が求められる。
- ▶ 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応を踏まえ、最低3日分、可能であれば1週間分の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を確保することが重要であることから、自発的な備蓄を促進するため、住民や事業者への啓発活動を強化し、備蓄の必要性と方法についての理解を深める取組が必要である。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 「幕別町防災備蓄計画」を随時見直し、非常用物資の計画的な備蓄と避難所等への事前配備を実施し、備蓄品の適正配置を図る。
- ▶ 家庭や企業等における自発的な備蓄の促進に向けて、防災のしおり、ホームページ、広報紙、出前講座等を活用した啓発活動を強化し、備蓄の重要性と具体的な方法について周知を図る。

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
備蓄食料の確保状況	アルファ米(12,400食) 備蓄用パン(6,200食) 飲料水 500ml(6,000本) ミルク(8,510g) ※液体ミルクは粉に換算した 数値	防災備蓄計画上の備蓄数 (併せて、備蓄品の種類を 見直す)	防災環境課
防災備蓄計画の策定 (再掲)	作成済	必要に応じて改定する	防災環境課

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

2-2-1 防災訓練等による救助・救急体制の強化

脆弱性評価

- ▶ 道内の防災関係機関で構成される北海道防災会議を中心に、「幕別町地域防災計画」の推進や防災総合訓練を通じて、消防、警察、自衛隊等の関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高める必要がある。
- ▶ 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊等による多様な形態・規模の訓練を通じて得られた課題を踏まえ、より効果的な訓練環境の整備を進めることで、災害時の救助・救急体制の実効性を確保することが求められる。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 北海道防災会議による防災総合訓練をはじめ、各種防災訓練を通じて、消防、警察、自衛隊等の官民防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応力の向上を図る。
- ▶ 消防職員の災害対応力向上に向けて、必要な資格取得や各種研修の受講等、計画的な人材育成を推進する。
- ▶ 消防団員の確保を円滑に進めるため、消防団活動への理解促進を目的とした広報活動を展開し、地域の担い手確保を図る。

2-2-2 自衛隊体制の維持・拡充

脆弱性評価

- ▶ 東日本大震災では、陸上自衛隊北部方面隊から最大 13,000 人が被災地に派遣されるなど、被災地支援において重要な役割を果たしたところだが、今後、道内外における大規模自然災害時への備えとしては、本道の自衛隊が担うべき役割や、訓練環境に優れた地理的特性を踏まえ、道内各地域に配備されている部隊、装備、人員の確保を含めた自衛隊体制の維持・拡充が必要である。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 大規模自然災害時において救助・救援活動の中核を担う自衛隊の役割を踏まえ、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向けて、北海道及び市町村等の関係機関が連携した取組を推進する。

2-2-3 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

脆弱性評価

- ▶ 消防機関の災害対応能力を強化するためには、災害用資機材の新規購入及び整備を図る必要がある。
- ▶ 消防団においても、地域の実情に応じた資機材の計画的な整備が求められる。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 防災関係機関の災害対応能力の強化に向けて、消防救急無線の更新、警察無線中継所リンク回線の高度化、警察ヘリコプターへの映像伝送システムの搭載など、情報基盤の整備を推進する。
- ▶ 消防機関や消防団における災害用資機材等の更新・配備については、計画的かつ継続的に実施し、現場対応力の向上を図る。

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
消防救急デジタル無線化の整備	整備済(H27) 機器部分更新済 (R4)	計画的な更新を行う	消防

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

2-3-1 防疫対策

脆弱性評価

- ▶ 感染症のまん延防止に向けては、平時から国や北海道が策定する感染症対応マニュアル等を活用し、定期的な予防接種の実施や衛生啓発活動を推進することが重要である。
- ▶ 災害時には、避難所等における衛生環境が悪化しやすく、感染症の発生・拡大リスクが高まるため、簡易トイレや災害用トイレ袋等の備蓄を計画的に進める必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 災害時における感染症の発生・拡大を防止するため、清掃や消毒等を迅速に実施できる体制を整備し、避難所等の衛生環境の維持を図る。
- ▶ 平時から定期的な予防接種の実施や手洗い等の衛生行動の習慣化を促進し、住民の感染症予防意識を高める。
- ▶ 避難場所における汚水対策やトイレ環境の整備に向けて、簡易トイレや災害用トイレ袋等の備蓄を計画的に推進し、衛生管理体制の強化を図る。

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
予防接種法に基づく予防接種（麻しん、風しんワクチン）の接種率	第1期 94.5%(R6) 第2期 88.6%(R6)	1期、2期ともに国の目標である95%以上を維持する。	保健課

2-3-2 避難所等の生活環境の改善、健康への配慮

脆弱性評価

- ▶ 避難所における良好な生活環境の確保に向けて、避難者の健康面に配慮した食事の提供や、段ボールベッドなどの生活環境改善に必要な備品の整備、トイレ環境の向上が求められる。
- ▶ 車中避難など避難所以外で避難する住民への対応についても、健康管理や情報提供の観点から検討を進める必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 炊き出し等による適温食の提供や食物アレルギーへの対応、段ボールベッドの整備、トイレ環境の向上などを通じて、避難所における生活環境の改善を図る。
- ▶ 要支援者に必要な段ボールベッドや福祉用具等の資機材については、防災協定に基づき、迅速かつ安定的な供給体制の構築を推進する。
- ▶ 車中避難者への対応についても、健康面への配慮や情報提供体制の整備を含め、必要な支援策の検討を進める。

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
災害用トイレ備蓄数	ポータブルトイレ(47個) 自動ラップ式トイレ(6個)	防災備蓄計画上の備蓄数 (併せて、備蓄品の種類を見直す)	防災環境課
避難所運営マニュアル「感染症対策編」	策定済(R2)	必要に応じて改定する	防災環境課

2-3-3 災害時における福祉的支援

脆弱性評価

- ▶ 災害発生時においては、障がい者や要介護者など、自力での避難が困難な方々への支援体制の整備が不可欠である。特に、避難先の確保と支援を担う人材の確保が課題となっており、社会福祉施設等の入所者に対する人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実が求められる。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 自力での避難が困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者に対して、避難先の確保及び被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制を整備する。
- ▶ 避難生活の長期化に備え、スロープや多目的トイレ等を備えた福祉避難所の開設を推進し、協定先からの人員派遣を含めた支援体制の充実を図る。

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
災害時における福祉避難所の使用に関する協定の締結	4件(R7)	必要に応じて締結する	防災環境課
避難行動要支援者個別計画の策定(再掲)	策定中	優先順位を付けて策定を進める	防災環境課

カテゴリー 3 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

3-1-1 災害対策本部機能等の強化

脆弱性評価

- ▶ 災害発生時において行政機能を維持・強化するためには、災害対策本部の運用体制の検証と改善が重要であることから、防災訓練等を通じて、実施体制を定期的に確認し、必要に応じたフォローアップを行うことが求められる。
- ▶ 幕別町地域防災計画や業務継続計画の見直しなどを通じて、災害対策本部の機能強化を図る必要がある。
- ▶ 地域の防災力及び水防力の維持・向上には、消防団活動への住民の理解と参加が重要であり、地域防災の担い手としての役割を認識することが求められる。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 災害対策本部に係る職員の参集、本部の設置、避難所の開設等の運用事項について、定期的な訓練を通じて、体制の検証と見直しを行い、必要な資機材の整備を計画的に推進する。
- ▶ 地域防災の中核的な存在である消防団について、消火、水防活動、避難誘導、災害防御等の役割を踏まえ、機能強化を図るとともに、住民の理解促進と参加を促す広報・啓発活動を実施する。

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
幕別町地域防災計画	作成済(R7改訂)	必要に応じて改定する	防災環境課
災害対策本部設置訓練の実施	1回(R7)	毎年1回実施	防災環境課
業務継続計画	策定済(R3)	必要に応じて改定する	総務課
町内の消防団員数	132人(R7)	170人(定員)	消防

3-1-2 業務継続体制の整備

脆弱性評価

- ▶ 災害時においても行政機能を維持し、応急体制業務を確実に遂行するためには、業務継続計画の継続的な改善が重要であり、業務遂行において重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続できるよう、重要システムのサーバーをデータセンターへ移設するなどの対策を計画的に推進する必要がある。
- ▶ IT機器や情報通信ネットワークの被災に備え、IT部門の業務継続計画の策定と運用体制の整備が求められる。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 組織改正や業務内容及び施設整備の変更に応じて、「幕別町災害時業務継続計画」の内容を適宜改定し、実効性の向上を図る。
- ▶ 訓練や検証を通じて業務継続体制の充実化を図り、災害時における行政機能の確保を推進する。
- ▶ 行政情報システムの機能維持に向けて、IT部門の業務継続計画(IT-BCP)の策定を進め、災害対応力を強化する。
- ▶ 重要システムのサーバーをデータセンターへの移設するほか、具体的災害を想定した訓練の実施など、情報システムの安定運用に向けた取組を計画的に推進する。

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
IT部門の業務継続計画(IT-BCP)	策定中	策定を進める	総務課
業務継続計画の策定(再掲)	策定済(R3)	必要に応じて改定する	総務課

カテゴリー４ ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

4-1-1 再生可能エネルギーの導入拡大

脆弱性評価

- ▶ 北海道には、再生可能エネルギー資源が豊富に存在しており、今後の導入拡大が期待されることから、町としても、災害時のエネルギー供給途絶に備え、地産地消の視点を踏まえた施策の推進により、持続可能かつ強靱なエネルギー供給体制の整備が求められる。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、地域資源を活用したエネルギー施策を総合的に推進する。
- ▶ 災害時のエネルギー供給途絶に備え、再生可能エネルギーの活用による分散型エネルギーシステムの整備を検討する。

4-1-2 避難所等への石油燃料供給の確保

脆弱性評価

- ▶ 災害時において避難所や救助・救急活動に必要な石油燃料を安定的に確保するため、石油販売業者との「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」が実効性を持って機能するためには、平時からの情報共有や連携体制の強化を図り、協定内容の理解と運用体制の整備を推進する必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 石油供給関連事業者と国、北海道、市町村の間で締結されている協定に基づき、災害時に必要となる車両、施設、避難所等への石油燃料の安定供給を確保する。
- ▶ 協定締結機関間において、平時からの情報共有や連携体制の強化を図り、災害時の迅速な対応につなげる。
- ▶ 協定の実効性を高めるため、定期的な協議や訓練等を通じて、供給体制の検証と改善を継続的に実施する。

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定の締結	1件(R7)	必要に応じて締結する	防災環境課

4-2 食料の安定供給の停滞

4-2-1 食料生産基盤の整備

脆弱性評価

- ▶ 北海道の農業は全国的にも高い食料供給力を有しており、大規模災害によってその生産基盤が損なわれた場合、北海道のみならず全国に深刻な影響を及ぼす可能性がある。
- ▶ 平時はもとより、道外での災害時にも安定的な食料供給を担う役割が求められており、町としても農地や農業水利施設等の耐震化や老朽化対策など、防災・減災の観点から生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。
- ▶ 厳しい経営環境の中で、担い手不足や労働力の確保が顕在化しており、災害時を含めて国全体の食料供給に貢献し続けるためには、経営安定対策や担い手の育成・確保など、持続可能な農業の推進が不可欠である。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 全国の食料供給基地としての役割を果たすため、農地や農業水利施設等の耐震化を含む防災・減災対策を講じ、生産基盤の整備を計画的に推進する。
- ▶ 大規模災害時にも安定した食料供給を維持できるよう、平時から十分な生産量の確保に努め、経営安定対策や担い手確保対策など、農業の体質強化に向けた持続的な取組を推進する。
- ▶ 地域農業の持続的発展に向けて、関係機関との連携を図りながら、人材育成や技術支援、経営支援の充実を図る。

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
農業算出額の北海道に占める割合※	2.24% (R5)	2.52%	農林課
認定農業者のうち法人経営体数	67 経営体 (R6)	70 経営体	農林課

※市町村別農業産出額(推計)の北海道に占める幕別町の割合を算出(前年度数値)

4-2-2 道産食料品の販路拡大

脆弱性評価

- ▶ 大規模災害時における食料の安定供給を確保するためには、平時から道産食料品の販路を積極的に開拓、拡大し、一定の生産量を安定的に維持する体制づくりが重要である。
- ▶ 農畜産物の高付加価値化やブランド化を通じた輸出拡大の取組や生産、加工、流通が一体となった地域産業の強化に向けた取組が必要である。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 地場農畜産物のブランド化及び高付加価値化に向けた取組を推進し、農畜産物及び加工食品の販路拡大を図る。
- ▶ 生産、加工、流通が連携した体制を構築し、道産食料品の安定供給と地域産業

の持続的発展を支える。

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

4-3-1 水道施設等の防災対策

脆弱性評価

- ▶ 災害時においても安定した給水機能を確保するため、配水池や浄水施設などの水道施設に対して耐震化や老朽化対策を進めているが、今後更新期を迎える施設については、水需要の見通しを踏まえた計画的な更新と維持管理の強化が求められている。
- ▶ 地震等による水道施設の被災に備え、水道事業者が緊急時の給水拠点を確保できるよう、応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 配水池や浄水場などの水道施設について、耐震化や基幹管路の多重化を推進するとともに、水需要の見通しを踏まえた施設の更新及び老朽化対策を計画的に実施する。
- ▶ 災害時の水道施設の機能不全に備え、給水訓練の実施などを通じて、応急給水体制の整備を推進し、迅速な対応力を強化する。

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
耐震性貯水槽整備率	100%(R2)	現状を維持する	水道課
上水道アセットマネジメント計画	策定済(R5)	必要に応じて改定する	水道課

4-3-2 下水道施設等の防災対策

脆弱性評価

- ▶ 災害時においても、下水道が担う公衆衛生の確保、浸水防除、公共用水域の水質保全などの機能を安定的に維持するためには、「下水道ストックマネジメント計画」及び「下水道事業継続計画」に基づき、施設の耐震化や老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 「下水道ストックマネジメント計画」及び「下水道事業継続計画」に基づき、下水道施設の耐震化や長寿命化を図るため、老朽化対策を計画的に推進する。

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
下水道ストックマネジメント計画	策定済(H30)	必要に応じて改定する	水道課
下水道事業継続計画	策定済(R3)	必要に応じて改定する	水道課

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

4-4-1 道路施設の防災対策

脆弱性評価

- ▶ 災害時においても交通ネットワークの機能を維持するためには、橋梁をはじめとする道路施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、その他の道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を継続的に実施する必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 各施設の長寿命化計画等に基づき、緊急輸送道路や避難路上に位置する橋梁への対策を優先対象として、補修・更新を計画的に実施する。
- ▶ その他の道路施設についても、老朽化の進行状況や利用実態を踏まえ、適切な維持管理を継続的に推進する。

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
舗装個別施設計画	策定済(R2)	必要に応じて見直しを行う	土木課
橋梁長寿命化修繕計画	策定済(H25)	必要に応じて見直しを行う	土木課

4-4-2 鉄道の機能維持・強化

脆弱性評価

- ▶ 災害発生時において、鉄道利用者の安全確保及び救援物資等の大量輸送を円滑に行うためには、鉄道事業者による駅舎や高架橋などの鉄道施設の耐災害性の向上が重要である。
- ▶ 北海道、市町村及び鉄道事業者の間で適切な役割分担を図りながら、持続可能な鉄道網の取組を検討する必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 災害時における鉄道利用者の安全確保及び支援物資等の輸送機能の維持に向けて、鉄道施設の耐久性・耐災害性の強化に関する取組を鉄道事業者と連携して促進する。
- ▶ 国、北海道、市町村及び鉄道事業者の間で適切な役割分担を図りながら、幹線鉄道の維持・確保に向けた必要な検討及び取組を推進する。

4-5 地域生活を支えるインフラの安全性・持続性の低下

4-5-1 地域インフラ群再生戦略マネジメントの推進

脆弱性評価

- ▶ 地域住民の生活を支えるインフラの機能・性能を今後も安定的に維持していくためには、従来の行政区域にとらわれない広域的な観点から、複数・多分野にまたがるインフラを「群」として捉え、官民連携やデジタル技術の活用を通じて、効率的かつ効果的なメンテナンス体制を構築することが求められる。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 「地域インフラ群再生戦略マネジメント実施方針」に基づき、道路や公園等の公共施設について、包括的民間委託による業務プロセスの複合化を図り、効率的かつ効果的な維持管理を推進する。
- ▶ 周辺市町及び民間インフラ事業者との連携を強化し、広域的かつ持続可能なインフラ管理体制を構築する。

カテゴリー 5 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

5-1-1 リスク分散を重視した企業立地等の促進

脆弱性評価

- ▶ 近年、首都圏等に集中する本社機能の地方移転や、サプライチェーンの多重化・分散化の動きが加速しており、災害時のリスク分散に向けた企業戦略が注目されていることから、本町の地理的・環境的な優位性を活かし、企業のニーズに応じた支援の検討を進め、企業立地の促進に向けた取組を強化する必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 経済活動におけるリスク分散及びサプライチェーンの複線化の視点から、本町への企業立地の促進に向けた支援策を検討する。
- ▶ 企業誘致に向けて、立地環境の情報発信や相談体制の整備を図り、企業の移転・分散ニーズに対応する。

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
工業団地空き区画数(未売却地)	8区画(R7)	6区画売却	商工観光課

5-1-2 企業の業務継続体制の強化

脆弱性評価

- ▶ 災害時においても企業活動を継続できる体制を構築するためには、中小企業における業務継続計画の策定が重要であることから、国が示す共通ガイドラインや業種・業態別の策定マニュアルの普及啓発を進めるとともに、計画の策定を希望する企業に対しては、実務的な支援を行う体制の整備が求められる。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 災害時における経済活動の継続を確保するため、関係機関及び専門的知識を有する民間事業者との連携により、中小企業等における業務継続計画の策定を促進する。
- ▶ 国のガイドラインや業種別マニュアルの活用を通じて、業務継続計画の普及・啓発を図り、企業の防災意識と対応力を高める。

5-1-3 被災企業等への金融支援

脆弱性評価

- ▶ 災害によって事業活動に深刻な影響を受けた企業の早期復旧と経営の安定を図るためには、企業が迅速に支援を受けられるよう、国、北海道、市町村が実施する制度の内容を関係機関と共有し、制度の周知と運用体制の強化を図る必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 災害による経済環境の急変に対応するため、国や北海道が実施する金融支援制度の普及・啓発を推進し、被災企業が制度を円滑に活用できるよう支援体制を整備する。
- ▶ 本町が実施する融資制度については、災害時の状況に応じた柔軟な運用を図り、被災企業の事業継続と再建を支援する。
- ▶ 関係機関との情報共有を強化し、支援制度の実効性を高めるとともに、企業のニーズに応じた対応を迅速に行える体制を構築する。

5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

5-2-1 陸路における流通拠点の機能強化

脆弱性評価

- ▶ 災害時において物資の円滑な輸送を確保するためには、陸路を担う流通拠点の機能維持が重要である。
- ▶ 特に、広大な土地を有する北海道では、代替拠点の確保が困難であることから、流通業務施設等の耐震化や防災機能の強化を計画的に推進する必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 陸路による物資輸送を要となる流通拠点について、耐震化や防災機能の強化を図り、災害時の機能維持を可能とする体制を整備する。
- ▶ 北海道の地理的特性を踏まえ、流通拠点の代替性が低いことを考慮し、施設の更新・補強を含めた機能強化を計画的に推進する。

カテゴリー 6 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃

6-1-1 森林の整備・保全

脆弱性評価

- ▶ 大規模災害による森林の荒廃は、国土の保全や強靱化に深刻な影響を及ぼす可能性があり、特に大雨や地震などによる土砂流出や表層崩壊などの山地災害を防止するためには、造林や間伐などの森林整備、林道等の路網整備を計画的に推進することで、災害に強い森林づくりを進める必要がある。
- ▶ 災害時においても森林の機能を維持するためには、エゾシカなどの野生鳥獣による被害を防止する対策が求められる。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 大雨や地震等の山地災害の防止に向けて、造林・間伐等の森林整備及び林道等の路網整備を計画的に推進する。
- ▶ エゾシカ等の野生鳥獣による森林被害の防止対策を強化し、自然と共存する多様な森林づくりを推進する。

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
町有林における人工林の面積	1,441.82ha(R5)	現状を維持する	農林課

6-1-2 農地・農業水利施設等の保全管理

脆弱性評価

- ▶ 農地は、保水機能や土壌流出の防止など、国土保全において重要な役割を果たしているが、これらの機能を持続的に発揮させるためには、地域コミュニティ等による農地及び農業水利施設等の適正な保全管理を継続的に実施する必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 農地が持つ保水効果や土壌流出防止機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
農地・農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数	14 組織	現状を維持する	農林課

カテゴリー7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な

遅れ

7-1-1 災害廃棄物処理体制の整備

脆弱性評価

- ▶ 早期の復旧・復興を妨げる要因となる大量の災害廃棄物を迅速に処理するためには、「災害廃棄物処理計画」の策定を進めるとともに、平時から処理体制の整備を図り、災害時に即応できる体制の構築が必要である。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 災害廃棄物を迅速に処理するため、「災害廃棄物処理計画」の策定を推進し、実効性のある処理体制を整備する。
- ▶ 平時からの訓練やシミュレーションを通じて、災害時の廃棄物処理能力の向上を図り、復旧・復興の迅速化に寄与する。

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
災害廃棄物処理計画	策定済(R6)	必要に応じて改定する	防災環境課

7-1-2 地籍調査の実施

脆弱性評価

- ▶ 災害後の円滑な復旧・復興を進めるためには、平時から地籍調査を計画的に推進し、土地境界の把握を進めることが重要である。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 災害発生後の迅速な復旧・復興を支えるため、土地境界の把握に必要な地籍調査を計画的かつ継続的に推進する。

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
地籍調査進捗率	42.9%(R2)	100%	土木課

7-1-3 仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保

脆弱性評価

- ▶ 災害発生後、被災者が安心して生活を再建できるようにするためには、復旧、復興に必要な土地の確保や住家の被害認定調査などの業務を円滑に進める体制の整備が求められる。
- ▶ 特に、国、北海道などの関係機関との連携を図りながら、職員の研修による能力向上や、他自治体からの応援職員受入体制の構築が重要である。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 被災者の住まいの迅速な確保及び生活再建を支えるため、復旧・復興に必要な土地の確保や住家の被害認定調査等の業務を円滑に実施できる体制の強化を推進する。
- ▶ 国、北海道、他自治体との連携を図り、応援職員の受入体制や職員研修を通じて、災害対応力の向上を図る。

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

7-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携

脆弱性評価

- ▶ 災害時には行政職員等の人員が著しく不足する可能性があり、人命救助や障害物の除去、道路交通の確保などの応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、建設業との連携強化が重要である。
- ▶ 少子高齢化の進行により、建設分野における技術者不足が顕在化しており、災害対応力の低下が懸念されていることから、復旧・復興を担う人財の確保に向けて、建設業就業者や技能労働者の担い手育成・確保を推進する必要がある。

施策プログラム（詳細）

- ▶ 災害発生時における人命救助、障害物除去、道路交通の確保等の応急対策を効果的に実施するため、専門技術を有し地域事情に精通する建設業者の活用を図り、行政機関との連携体制を強化する。
- ▶ 建設業分野における人材不足に対応するため、関係機関と連携し、建設就業者及び技能労働者の担い手確保に向けた取組を推進する。

【関連指標】

指標名	現状値	目標値	担当課
災害における建設業者との協定の締結	締結済	必要に応じて締結する	防災環境課

第5章 計画の推進管理

1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を適切に実施することが必要です。

そのため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等の関係機関と連携を図りながら、個別施策の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進に努めます。

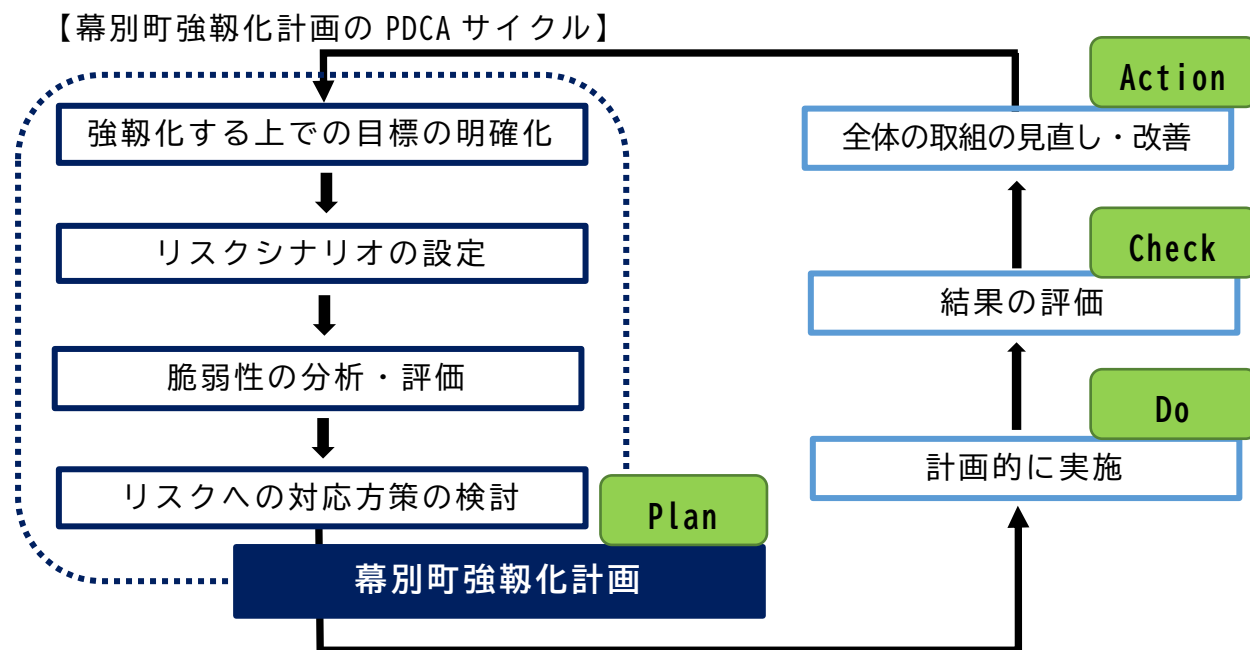
【施策の推進管理に必要な事項】

- ・当該施策に関連する庁内の所管部局、国の関係府省庁、北海道の関係部局
- ・計画期間における施策推進の工程
- ・当該施策の進捗状況及び推進上の課題
- ・当該年度における予算措置の状況
- ・当該施策の推進に必要な国の施策等に関する要望
- ・指標の達成状況 など

2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

本計画の推進に当たっては、各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行います。その結果をもとに、予算化や国・北海道への政策提案を行い、更なる施策の推進につなげていくというPDCAサイクルを構築します。

また、本計画の進捗管理を行う中で、社会情勢の大きな変化や想定すべき自然災害リスクの変化等により、計画内容の見直しが必要な場合は、随時見直しを行うものとします。



幕別町強靱化計画

令和7年12月策定

発行：北海道幕別町

編集：幕別町企画総務部政策推進課

〒089-0692 北海道中川郡幕別町本町130番地1

TEL:0155-54-6610

FAX:0155-54-3727

余 白

幕別町災害廃棄物処理計画

令和6年3月

目次

第1章 総則

1-1	背景及び目的	1
1-2	本計画の位置づけ	2
1-3	基本的事項	3
(1)	対象とする災害	3
(2)	対象とする災害廃棄物	4
(3)	災害廃棄物処理の基本方針	5
(4)	処理主体	5
(5)	地域特性と災害廃棄物処理	6
(6)	教育訓練・研修	7

第2章 災害廃棄物対策

2-1	組織体制・指揮命令系統	8
(1)	幕別町災害対策本部	8
(2)	災害廃棄物対策の担当組織	9
(3)	発災後に行う業務	13
2-2	情報収集・連絡	15
(1)	幕別町災害対策本部との連絡及び収集する情報	15
(2)	国・道・都府県等との連絡	16
(3)	道へ報告する情報	18
2-3	協力・支援体制	19
(1)	自衛隊・警察・消防との連携	19
(2)	他市町村、道等による協力・支援	19
(3)	民間事業者団体等との連携	21
(4)	ボランティアとの連携	21
(5)	災害廃棄物処理の事務委託、事務代替	22
2-4	住民等への啓発・広報	23
2-5	一般廃棄物処理施設等	24
(1)	一般廃棄物処理施設の現状	24
(2)	仮設トイレ等のし尿	24
(3)	避難所ごみ	26
2-6	災害廃棄物処理対策	28
(1)	災害廃棄物処理の全体像	28
(2)	発生量・処理可能量	29
(3)	処理スケジュール	33
(4)	処理フロー	33
(5)	収集運搬	35

(6) 仮置場	35
(7) 環境対策・モニタリング	40
(8) 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）	42
(9) 選別・処理・再資源化	44
(10) 最終処分	46
(11) 広域的な処理・処分	47
(12) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策	47
(13) 津波堆積物	48
(14) 水害による廃棄物への対応	50
(15) 思い出の品等	51
(16) その他地域特性のある災害廃棄物処理対策	51
2-7 災害廃棄物処理実行計画の作成	53
2-8 処理事業費等	54
(1) 災害廃棄物処理事業	54
(2) 廃棄物処理施設災害復旧事業	54

第1章 総則

1-1 背景及び目的

近年、地球温暖化に起因する気候変動により、全国的に大規模な風水害の発生が増加している。かつて北海道は台風被害が少ないといわれていたが、平成28年8月には台風が連続で発生し、十勝管内でも大規模な水害が発生、幕別町内でも被害があった。

また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震といった大規模地震が発生する確率も高まっている。幕別町では海溝型地震、十勝平野断層帯を震源とする内陸型地震の被害が想定されている。

こうした中、国では「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月策定、平成30年3月改訂）を策定し、各自治体には実効性の高い災害廃棄物処理計画による事前の備えを進めていくことが求められている。

災害廃棄物は通常的一般廃棄物と異なり、一度に大量の廃棄物が生じるため、平常時から対応体制の構築、仮置場の選定、分別の徹底など、生活環境の保全に留意した長期的・継続的な廃棄物処理を可能とするよう備える必要があり、本計画は災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、適正且つ円滑な災害廃棄物の処理を目指すものである。

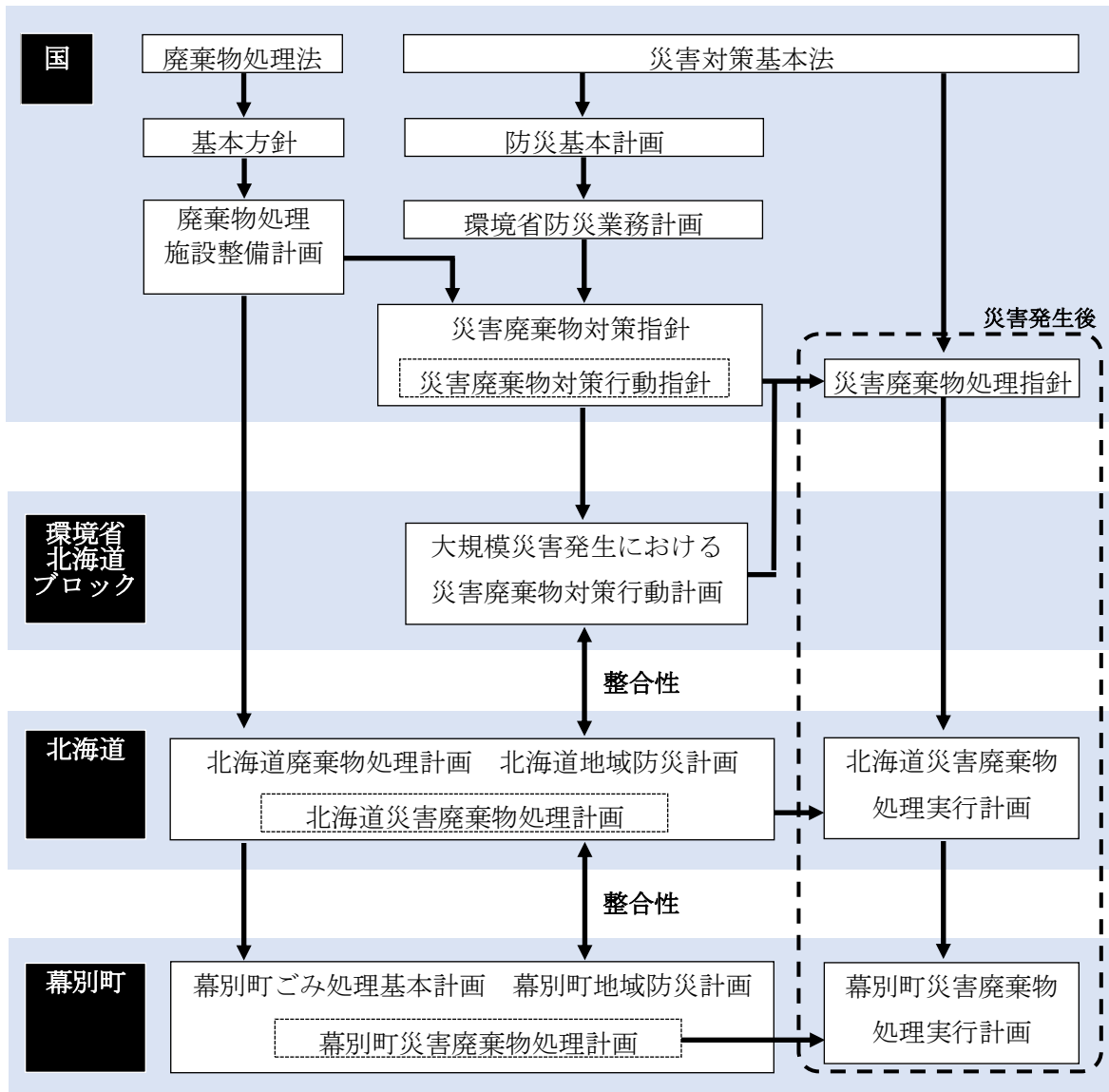
1-2 本計画の位置づけ

本計画は、環境省の定める「災害廃棄物対策指針」に基づき、「北海道災害廃棄物処理計画」、「幕別町地域防災計画」や既存計画等と整合を図りながら策定するものである。

幕別町で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画で備えた内容を踏まえて進めるが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとする。

なお、本計画は、こうした計画等の改訂や全国各地の災害対応経験により蓄積されたデータや知見などをもとに、必要に応じて見直しを行うものとする。

【災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置づけ】



1-3 基本的事項

(1) 対象とする災害

本計画では、地震災害をはじめ、水害、風害、雪害、その他自然災害を対象とする。

1 地震災害及び水害

① 地震災害

幕別町地域防災計画（地震・津波防災計画編）で被害想定としている「十勝平野断層帯主部」（北海道：全道の地震被害想定調査結果〔平成30年2月公表〕より）のうち、最も被害の大きい「冬の夜間」を用いる。

【被害想定】

項目		内容
想定地震		十勝平野断層帯主部（モデル 45_2）
最大震度		6.8
建物被害	全壊	654 棟
	半壊	1,307 棟
	焼失	47 棟
避難者数 (避難所生活者数)		8,639 人 (5,615 人)

② 水害

水防法により国及び道が指定した4河川（十勝川、札内川、猿別川、途別川）のほか、糠内川、古舞川、当縁川など19河川について洪水浸水想定区域が公表されており、これに基づいて幕別町では「幕別町洪水ハザードマップ」を作成している。

災害廃棄物は主に洪水ハザードマップの洪水浸水想定区域内から生じると想定される。中でも、人口密集地である札内地区は大部分が浸水する見込みであることから、札内地区で水害が発生した際には、特に多くの災害廃棄物が生じると想定される。

2 その他自然災害

前項に記載した自然災害以外の風害・雪害といった自然災害についても本計画の対象災害とする。ただし、これらの災害は地震・水害に比較し被害地域が限定的で、かつ廃棄物発生量が少量であることが見込まれる。このことから、本計画における被害想定は地震・水害についての想定を用い、廃棄物発生量の推計等も地震・水害による被害を基礎とする。

(2) 対象とする災害廃棄物

災害廃棄物は一般廃棄物であるため、幕別町が処理の主体を担う。本計画において対象とする災害廃棄物の種類は、次のとおりである。

【災害廃棄物の種類】

区分	種類	内容
災害によって発生する廃棄物	可燃物 可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
	木くず	柱・梁・壁材、水害または津波などによる流木など
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
	不燃物 不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートくず、プラスチック、ガラス、土砂崩れにより生じる土砂、津波堆積物（海底の土砂やヘドロが津波で陸上に打ち上げられ堆積したものや、陸上の農地土壌等が津波に巻き込まれたもの）等が混在し、概ね不燃系の廃棄物
	コンクリート がら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	廃家電 (4品目)	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、被災し使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理する
	小型家電 その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、被災し使用できなくなったもの
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	有害廃棄物 危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物、太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
	廃自動車等	被災し使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理する ※処理するためには所有者の意思確認が必要となるので、仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する
	その他、適正 処理が困難な 廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石こうボード、廃船舶（被災し使用できなくなった船舶）など
被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
	し尿	仮設トイレ等からの汲取りし尿

(3) 災害廃棄物処理の基本方針

① 対策方針

災害廃棄物の処理に関する基本方針を次に示す。

基本方針	内容
衛生的かつ迅速な処理	大規模災害時に大量に発生する廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障がないよう、適正な処理を確保するとともに円滑かつ迅速に処理する。
分別・再生利用の推進	災害廃棄物の埋立処分量を削減するため、適正分別を徹底し、可能な限り再生利用、再資源化を推進する。
処理の協力・支援、連携	平常時に利用している廃棄物処理施設を最大活用し、必要に応じて、北海道や国、他市町村及び民間事業者等の協力・支援を受けて処理する。
環境に配慮した処理	処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理する。

② 処理期間

発生から概ね3年以内の処理完了を目指す。災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて適切な処理期間を設定する。

(4) 処理主体

災害廃棄物は一般廃棄物とされていることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第4条第1項の規定により、幕別町が第一義的に処理の責任を負う。

災害廃棄物は、災害の規模によって大量に発生し処理が困難となる場合があることから、必要に応じて北海道や国、他市町村、民間事業者等に支援を要請する。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14（事務の委託）の規定により、幕別町が地震や津波等により甚大な被害を受け、道等の支援等を受けてもなお適切な事務処理ができない場合は、北海道に事務委託を行うこととする。

(5) 地域特性と災害廃棄物処理

① 地形・地勢・気候

幕別町は十勝平野の中央部よりやや南に位置し、西は十勝の中核都市である帯広市に、北は十勝川を境にして音更町・池田町に、東は豊頃町に、南は大樹町・更別村に隣接し、面積は478km²となっている。十勝川、札内川、猿別川、途別川が流れており、この他にも小河川が各所に流れている。

気候は亜寒帯に属し内陸性気候で、糠内観測所で最高気温 38.4℃（令和元年）、最低気温－31.8℃（平成12年）と寒暖の差が大きい。日照時間は年間約2,000時間と全国的にも多く、晩秋から春にかけて晴天日数が多い。年間降水量は1,000mm前後、降雪量は少なく最深積雪は70cm前後である。風は比較的弱い5月頃に異常乾燥を伴い農作物に被害が生じることがある。

② 人口

幕別町の人口は、令和2年度実施の国勢調査で25,766人（11,029世帯）となっており、人口は減少傾向、世帯数は増加傾向である。

③ 産業

幕別町の基幹産業は農業である。幕別地域は野菜生産の畑作が主で、耕種としてはジャガイモ、小麦、てん菜などであるが、特に近年は長いもの作付面積及び生産量が全国の上位となっている。この他、中小規模の酪農経営や黒毛和種繁殖経営等が耕種と複合して行われている。忠類地域は畜産・酪農を主で、大規模酪農専業経営が展開されているほか、ユリ根も地域の特産物として栽培されている。

④ 平常時のごみ処理

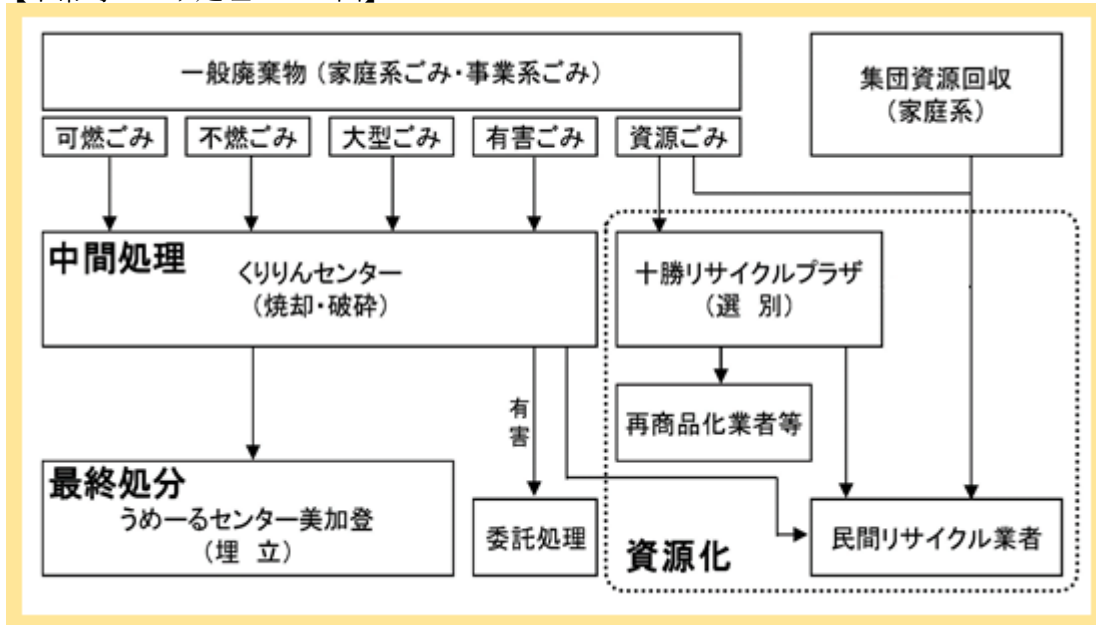
幕別町では、一般廃棄物（家庭から排出される家庭系ごみと事業所から排出される事業系ごみ）の処理を行っている。ごみ処理の主体は町民、事業者、行政であるが、中間処理及び最終処分については近隣市町村と共同で処理することとし、十勝圏複合事務組合で行っている。

【ごみ処理主体】

区分	家庭系		事業系
	計画収集ごみ	直接搬入ごみ	収集・搬入ごみ
収集・運搬	行政	町民、許可業者	事業者、許可業者
中間処理	十勝圏複合事務組合	十勝圏複合事務組合	十勝圏複合事務組合
最終処分	十勝圏複合事務組合	十勝圏複合事務組合	十勝圏複合事務組合

ごみの処理区分は大きく分類すると「可燃ごみ」「不燃ごみ」「大型ごみ」「資源ごみ」「危険ごみ」であり、ごみ処理のフローは次のとおりとなっている。

【平常時のごみ処理フロー図】



幕別町におけるごみの排出量は令和3年度で6,947tとなっており、平成27年度以降の排出量は年間7,000トン前後で推移している。

【ごみ排出量の推移】

(t)

区分		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
幕別地域	可燃	4,850	4,484	4,527	4,413	4,454	4,528	4,312	4,221
	不燃	2,166	2,181	2,377	2,243	2,257	2,198	2,304	2,260
忠類地域	可燃	296	271	278	274	281	272	306	312
	不燃	150	139	144	111	123	125	119	154
町全体	可燃	5,146	4,754	4,804	4,687	4,736	4,799	4,618	4,533
	不燃	2,317	2,320	2,520	2,354	2,381	2,323	2,424	2,414
合計		7,463	7,075	7,325	7,041	7,117	7,123	7,042	6,947

(6) 教育訓練・研修

発災後速やかに災害廃棄物进行处理するためには、災害廃棄物処理に精通し、かつ柔軟な発想と決断力を有する人材が求められることから、平常時から災害マネジメント能力の維持・向上を図る必要がある。そのため、国や道が開催する研修に参加するなど、災害廃棄物処理に係る知識やノウハウを習得するとともに、関係機関との連携強化を図る。

また、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について積極的に協力し、災害廃棄物処理に対する住民の理解を深め、対応力の強化を図る。

第2章 災害廃棄物対策

2-1 組織体制・指揮命令系統

(1) 幕別町災害対策本部

幕別町災害対策本部は、災害対策基本法及び幕別町災害対策本部条例（昭和38年3月23日条例第3号）に基づいて、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合は、町防災会議と密接な連絡のもとに設置する。

【幕別町災害対策本部（幕別町地域防災計画より）】



(2) 災害廃棄物対策の担当組織

災害廃棄物処理については、幕別町地域防災計画に定める業務分担により「民生対策部衛生班(防災環境課)」が担うこととなっている。

また、他の関係する班と連携しながら、処理業務を行うこととなる。

【災害廃棄物処理において連携が想定される各班の事務（幕別町地域防災計画から抜粋）】

	班 名 (属する課)	所 掌 事 項
本部情報連絡室	庶務班 (防災環境課)	1. 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関する事 2. 本部の庶務及び各部との連絡調整に関する事 3. 消防機関との連絡調整に関する事 4. 関係団体、住民組織等の連絡及び出動要請に関する事 9. 災害状況の取りまとめに関する事 10. 災害日誌及び災害記録に関する事
忠類地域情報連絡室	庶務班 (地域振興課)	1. 忠類地域対策部の庶務及び各部との連絡調整に関する事 2. 消防機関との連絡調整に関する事 6. 関係団体、住民組織等の連絡及び出動要請に関する事 7. 各地区との情報連絡に関する事 8. 災害状況の取りまとめに関する事 9. 災害日誌及び災害記録に関する事
札内地域情報連絡室	庶務班 (住民課) (住民相談担当)	1. 札内地域対策部の庶務及び各部との連絡調整に関する事 2. 消防機関との連絡調整に関する事 6. 関係団体、住民組織等の連絡及び出動要請に関する事 7. 各地区との情報連絡に関する事 8. 災害状況の取りまとめに関する事 9. 災害日誌及び災害記録に関する事
総務広報部	総務班 (総務課)	3. 自衛隊の派遣要請（撤収含む）及び報告に関する事 4. 国・道に対する要請及び報告に関する事 5. 他町村等の応援要請に関する事 8. 避難所の開設、管理及び実施に関する事 12. 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事 13. 町有財産（教育施設を除く）の応急利用に関する事
	広報渉外班 (政策推進課)	6. 災害に関する相談、苦情等の処理に関する事 7. 自衛隊及び、国、道への支援要請後の受入れに関する事 8. 国、道、関係機関への災害復旧陳情等の調整に関する事 11. 災害復旧と総合計画の調整に関する事 12. 災害対策の予算及び資金に関する事
民生対策部	衛生班 (防災環境課)	1. 被災地の環境衛生保持に関する事 2. 災害時の清掃計画の作成及び実施に関する事 3. 被災地の清掃及び廃棄物の処理に関する事 4. 防疫業務に関する事

	保健班 (保健課)	3. 医療施設の被害調査に関すること 6. 応急救護所の開設及び管理に関すること
	衛生・保健支援班 (住民生活課)	1. 被災者の生活支援及び被災地の環境衛生に関すること 2. 衛生班・保健班の支援に関すること
	福祉班 (福祉課)	1. 要配慮者安否確認及び被害調査に関すること 2. 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること 4. 福祉避難所の開設、管理及び実施に関すること 6. 災害ボランティアの受入れに関すること
	福祉支援班 (こども課)	2. 児童福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること
経済対策部	農林班 (農林課)	1. 農地、山林、農畜産林業施設、農林産物及び家畜等の被害調査並びに応急対策に関すること 6. 林野火災の被害調査に関すること
	土地改良班 (農林課参事)	1. 土地改良施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 土地改良施設の災害復旧工事に関すること
	商工観光班 (商工観光課)	1. 商工業関係被害の調査に関すること 5. 観光施設の災害対策、被害調査に関すること
建設対策部	土木班 (土木課)	1. 道路の通行禁止及び制限の措置の総合調整に関すること 2. 道路、河川、橋梁及び堤防等の被害調査及び応急対策に関すること 5. 土木施設に関する災害復旧工事に関すること 6. 公園、緑地の被害調査及び応急対策に関すること 7. 公園、緑地の災害復旧工事に関すること 8. 障害物の除去に関すること 12. 砂利道等の災害復旧に関すること 13. 応急作業用車両等の確保及び輸送に関すること
	都市計画班 (都市計画課)	1. 公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること 2. 応急仮設住宅の建設に関すること 3. 被災住宅の応急措置に関すること 4. 被害家屋等の被害調査に関すること
	水道班 (水道課)	1. 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 浸水防止対策に関すること 6. 水源及び配水施設の管理に関すること 8. 被災上下水道施設の応急修理に関すること 9. 上下水道施設の災害復旧工事に関すること

文教対策部	学校教育班 (学校教育課)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関すること 3. 学校教育施設の災害復旧工事に関すること 5. 学校教育施設の応急利用に関すること 7. 被災学校の医療及び防疫に関すること
	社会教育班 (生涯学習課)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 社会教育施設の被害調査及び応急対策実施に関すること 3. 社会教育施設の応急利用に関すること
忠類地域対策部	忠類地域対策部 (共通事項)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部のうち、忠類地域の応急対策を実施すること 2. 被害情報収集・対策など本部との連携を十分に図ること
	総務・広報・衛生班 (地域振興課)	<ul style="list-style-type: none"> 4. 避難所、炊き出し所及び救護所の設営工事に関すること 5. 避難所の開設、管理及び実施に関すること 9. 町有財産の被害調査及び応急対策に関すること 10. 町有財産（教育施設を除く）の応急利用に関すること 12. 被災地の環境衛生保持に関すること 13. 災害時の清掃計画の作成及び実施に関すること 14. 被災地の清掃及び廃棄物の処理に関すること 15. 防疫業務に関すること 16. 商工業関係被害調査に関すること 20. 観光施設の災害対策、被害調査に関すること
	保健・福祉班 (保健福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 被災者の生活に関すること 2. 医療施設の被害調査に関すること 4. 応急救護所の開設及び管理に関すること 9. 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること 11. 福祉避難所の開設、管理及び実施に関すること 12. 災害ボランティアの受入れに関すること

	<p>経済建設班 (経済建設課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地、山林、農畜産林業施設、農林産物及び家畜等の被害調査並びに応急対策に関すること 5. 林野火災の予防および被害調査に関すること 7. 土地改良施設の被害調査、応急対策及び災害復旧に関すること 8. 道路の通行禁止及び制限の措置の総合調整に関すること 9. 道路、河川、公園、橋梁等の被害調査及び応急対策に関すること 11. 道路、河川、公園、橋梁、上下水道等の災害復旧工事に関すること 12. 障害物の除去に関すること 13. 公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること 14. 応急仮設住宅の建設に関すること 15. 被災住宅の応急措置に関すること 16. 被害家屋等の被害調査に関すること 20. 砂利道等の災害復旧に関すること 23. 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること 24. 浸水防止対策に関すること 28. 水源及び配水施設の管理に関すること
	<p>教育班 (生涯学習課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校教育施設・社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること 3. 学校教育施設及び社会教育施設の災害復旧工事に関すること 5. 学校教育施設・社会教育施設の応急利用に関すること
<p>札内地域対策部</p>	<p>札内地域班 (住民課) (住民相談担当)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部のうち、札内地区の災害情報の収集及び報告を行い、本部との十分な連携を図ること 2. 本部各班関連対策業務の報告に関すること
<p>糠内地域対策部</p>	<p>糠内地域班 (糠内出張所)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害情報の収集及び報告に関すること 2. 本部各班関連対策業務報告に関すること

(3) 発災後に行う業務

発災後の各フェーズで行う業務の概要は、次のとおりである。

各フェーズについては災害規模等により異なるが、初動期は発災から数日間、応急対応は発災から3週間程度とそれ以降の3か月程度まで、復旧・復興は応急対応後から1年程度を目安とする。

【①被災者の生活に伴う廃棄物処理】

項目		内容
初動期 ※発災から 数日間	生活ごみ 避難所ごみ等	発生量の推計
		収集・運搬・処理体制の検討、確保
		収集方法の周知
	仮設トイレ等 のし尿	排出量の推計
		収集・運搬・処理体制の検討、確保
		収集方法の周知
応急対応 (前半) ※発災から 3週間程度	生活ごみ 避難所ごみ等	収集・運搬・処理の実施
		収集状況の確認、支援要請
	仮設トイレ等 のし尿	収集・運搬・処理の実施
		収集状況の確認、支援要請
応急対応 (後半) ※発災後 3週間から 3か月程度	生活ごみ 避難所ごみ等	ごみ処理施設の復旧、再稼働による処理再開
	仮設トイレ等 のし尿	下水道施設の復旧によるし尿処理再開
復旧・復興		

【②災害によって発生する廃棄物等の処理】

項目		内容	
初動期	処理計画	災害廃棄物発生量の推計	
		収集・運搬方法の検討	
		仮置場の選定、受入れの合意形成	
		スケジュールの検討	
		有害廃棄物・危険物対策の検討	
		ごみ処理施設での処理可能量の確認	
	処理実施	自衛隊・消防・警察・関係団体（ボランティア等）等への支援要請	
		収集・運搬・処理体制の確保	
		仮置場の設置	
		住民への情報提供（分別方法、仮置場の案内等）	
応急対応 (前半)	処理計画	収集・運搬の実施	
		通行の障害となる災害廃棄物の撤去	
		処理実施	災害廃棄物発生量の確認、推計の見直し
			処理状況の確認、スケジュールの見直し
			仮置場の堆積状況確認、増設等の検討
	他地域の処理施設への運搬の検討		
	倒壊危険性の高い家屋等の対策		
	処理実施	仮置場の管理、運営	
		ごみ処理施設での処理実施	
		悪臭、害虫発生への対応	
有害廃棄物・危険物の収集運搬の実施			
損壊家屋の撤去等の相談窓口の設置			
仮置場の環境モニタリングの実施			
応急対応 (後半) 復旧・復興	処理実施	他地域の処理施設への運搬（必要に応じて）	
		倒壊危険性の高い家屋等の撤去	
		仮置場の集約	
		仮置場の閉鎖	

2-2 情報収集・連絡

(1) 幕別町災害対策本部との連絡及び収集する情報

衛生班は、災害廃棄物の収集運搬・処理対応に必要となる次の情報を速やかに班内及び関係者に周知する。また、時間の経過に伴い、被災・被害状況が明らかになるとともに、問題や課題、必要となる支援も変化することから、定期的に新しい情報を収集する。

【災害対策本部から収集する情報】

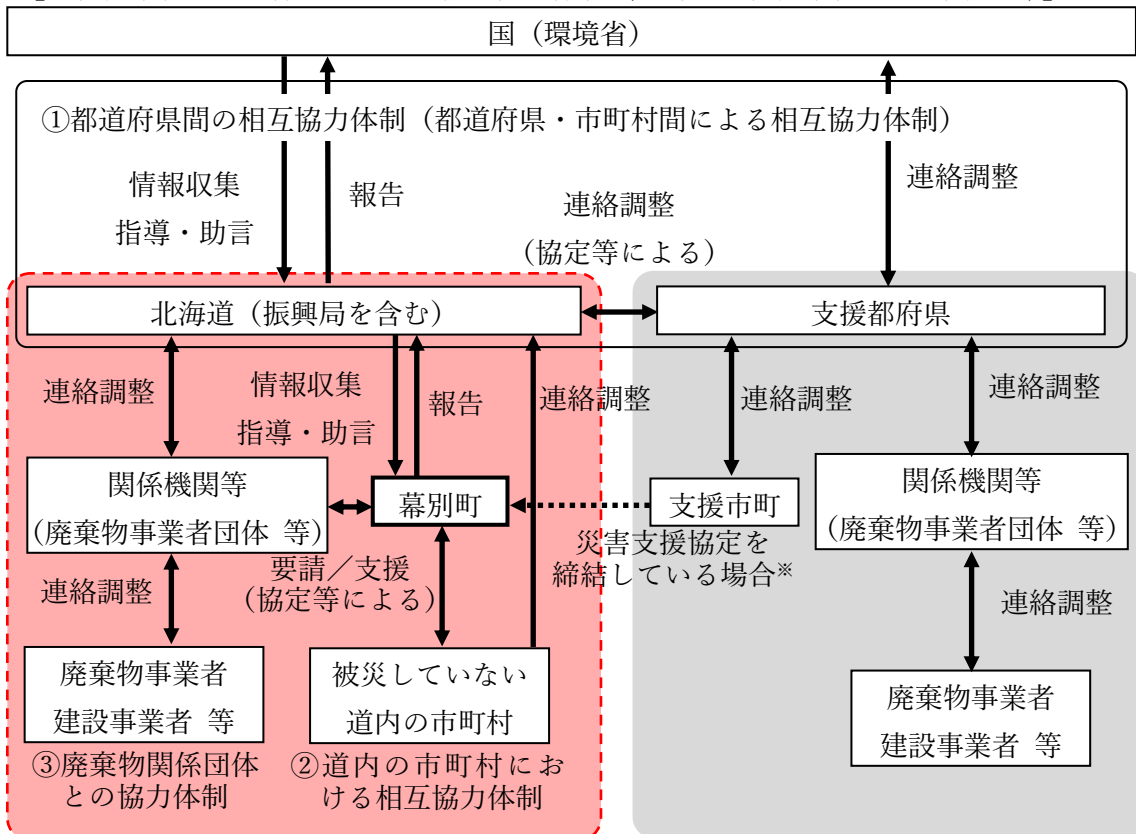
区分	情報収集項目	目的
避難所、避難者数	各避難所の避難者数 各避難所の仮設トイレ数	生活ごみ、し尿発生量の推計
建物の被害状況	全壊、半壊、焼失棟数	災害廃棄物発生量、種類の推計
上下水道の被害状況	施設の被害状況 断水の状況と復旧の見通し	し尿や生活ごみ発生の性状変化を把握
道路、橋梁の被害状況	被害状況と復旧の見通し	収集運搬ルート、体制への影響を把握
災害廃棄物の処理状況	収集運搬状況 仮置場の運営状況 処理施設での処理状況	災害廃棄物処理の進捗状況の把握 他地域の施設への運搬や仮設処理施設の必要性の有無の把握

(2) 国・道・都府県等との連絡

災害により幕別町が甚大な被害を受け、大量の災害廃棄物が発生した場合は、国及び道に支援を要請する。また、必要に応じて、道を通じて民間事業者（団体）や他市町村、支援都府県へ支援を要請する。

このため、広域的な相互協力体制を確立するために、道を通じて国（環境省、北海道地方環境事務所）や支援都府県の担当課との連絡体制を整備し、必要な支援を要請できるように定期的に連絡調整や報告を行う。

【災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制（北海道災害廃棄物処理計画より）】



※政令都市間や、姉妹都市関係にある市町村では直接協力・支援が行われる場合がある。

【連絡先一覧】

① 北海道及び振興局

部署名	郵便番号	住所	電話番号	FAX 番号
北海道 環境生活部 環境保全局循環型 社会推進課	060-8588	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道庁本庁舎 12 階	011-204- 5198	011-232- 4970
十勝総合振興局 保健環境部 環境生活課	080-8588	帯広市東 3 条南 3 丁目 1 番地	0155-27- 8527	0155-22- 3746
十勝総合振興局 地域創生部 危機対策課	080-8588	帯広市東 3 条南 3 丁目 1 番地	0155-26- 9023	0155-22- 0185

② 廃棄物関係一部事務組合

組合名	郵便番号	住所	電話番号	FAX 番号
十勝圏複合事務組合	080-2464	帯広市西 2 4 条北 4 丁目 1 番地 5	0155-37-3550	0155-37-4119

③ 一般廃棄物処理施設

ア) ごみ焼却施設

施設名	事業主体	郵便番号	住所	電話番号
くりりんセンター	十勝圏複合事務組合	080-2464	帯広市西 2 4 条北 4 丁目 1 番地 5	0155-37-3550

イ) 最終処分場

施設名	事業主体	郵便番号	住所	電話番号
うめーるセンター美加登	十勝圏複合事務組合	089-3155	池田町字美加登 2 7 9 番 1 0	015-573-2101

ウ) その他ごみ処理施設

施設名	事業主体	郵便番号	住所	電話番号
十勝リサイクルプラザ	株式会社ウインクリン	080-2463	帯広市西 2 3 条北 4 丁目 6 番地 5	0155-38-8088

エ) し尿処理施設

施設名	事業主体	郵便番号	住所	電話番号
十勝川流域下水道浄化センター	十勝圏複合事務組合	080-0048	帯広市西 1 8 条北 3 丁目	0155-33-8662

オ) 国関係の廃棄物担当課

団体名	部署名	郵便番号	住所	電話番号	FAX 番号
環境省 環境再生・資源循環局	環境再生事業担当 参事官付 災害廃棄物対策室	100-8975	東京都千代田区霞が 関 1 - 2 - 2 中央合同庁舎 5 号館	03-5521-8358	03-3593-8263
同上	廃棄物適正処理推進課	同上	同上	03-5501-3154	03-3593-8263
環境省 北海道地方環境事務所	資源循環課	060-0808	札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎	0155-27-8521	0155-22-0185

(3) 道へ報告する情報

災害廃棄物処理に関して、道へ報告する情報を次に示す。

幕別町は、発災後迅速に災害廃棄物処理体制を構築し処理を進めるため、速やかに町内等の災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被害状況等について、情報収集を行う。特に、優先的な処理が求められる腐敗性あるいは有害廃棄物等の情報を早期に把握することで、周辺環境の悪化を防ぎ、以後の廃棄物処理を円滑に進めることが可能となる。

正確な情報が得難い場合は、道への職員の派遣要請や、民間事業者団体のネットワークの活用等、積極的な情報収集を行う。

なお、道との連絡窓口を明確にしておき、発災直後だけでなく、定期的に情報収集を行う。

【幕別町から報告する情報の内容】

区分	報告する内容	目的
家屋等の被害状況	全壊、倒壊、焼失棟数 浸水区域、浸水棟数 土砂崩れによる被害	迅速な処理体制の構築支援 生活環境の迅速な保全に向けた支援
災害廃棄物の発生状況	発生量、種類 腐敗性廃棄物、有害廃棄物、危険物の発生状況 収集・運搬・処理に必要な支援	
仮置場の整備状況	設置場所、規模 必要資材の調達状況 運営体制の確保に必要な支援	
処理施設の状況	被害の程度、稼働状況 復旧の見通し 必要な支援	

2-3 協力・支援体制

(1) 自衛隊・警察・消防との連携

発災直後は、人命救助、被災者の安全確保を最優先とし、ライフラインの確保のための道路啓開等で発生した災害廃棄物の撤去が迅速に行えるよう、道路担当部署と連携するほか、災害対策本部を通じて自衛隊、警察、消防等との連携について調整する。

災害廃棄物に含まれる有害物質等の情報を必要に応じて自衛隊、警察、消防等に提供する。

【自衛隊・警察・消防との連携事項】

連携先	連携事項
自衛隊	道路啓開時の災害廃棄物の撤去及び運搬
消防	道路啓開時の災害廃棄物の撤去 仮置場での防火対策、火災対応
警察	道路啓開時の災害廃棄物の撤去 仮置場での盗難や不法投棄の対策及び対応 貴重品や有価物などの取扱い

(2) 他市町村・道等による協力・支援

災害廃棄物処理業務を遂行する上で、町職員が不足する場合には、予め締結している災害協定等に基づき、他市町村・道等による協力・支援を求めるほか、D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）も活用する。

【災害時応援協定】

協定名称	締結相手	協定の概要
災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道 北海道市長会 北海道町村会	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水、生活必需品、資機材の提供及び斡旋 ・被災者等の救出、医療、防疫並びに施設の応急処置等に必要な資機材や物資の提供及び斡旋 ・避難、救護、救出活動に必要な車両の提供及び斡旋、職員の派遣 ・被災者等の一時収容施設の提供及び斡旋 ・その他、特に要請のあった事項
災害時相互応援に関する協定	神奈川県開成町	
災害時相互応援に関する協定	埼玉県上尾市	
災害時相互応援に関する協定	高知県中土佐町	
十勝東部4町における広域防災に係る相互応援に関する協定書	池田町 豊頃町 浦幌町	

【道及び市町村相互応援の応援要請等の連絡系統】

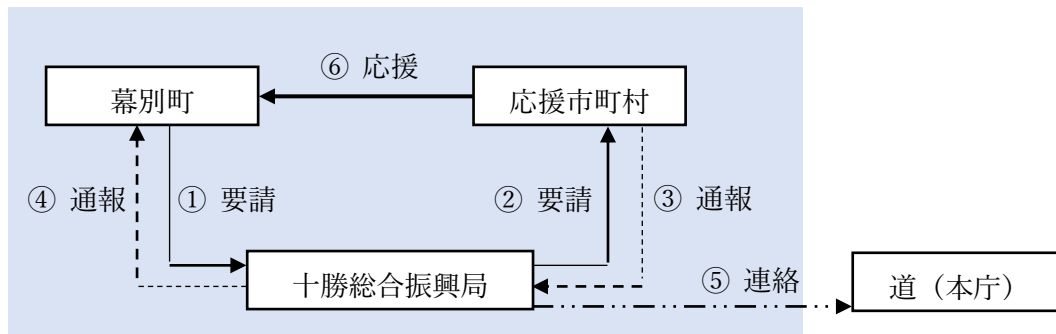
(応援の要請等の連絡系統)

応援の要請及び応援の可否に関する通報の連絡系統は、次のとおりとする。

十勝総合振興局との連絡が取れない場合、または十勝総合振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間または道（本庁）を経由して応援要請及び通報を行うものとする。なお、事後にその旨を連絡するものとする。

第1要請（十勝総合振興局地域の市町村への要請）

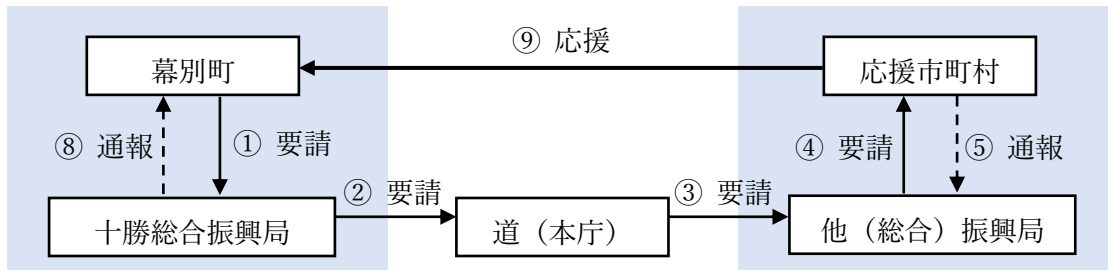
《十勝総合振興局地域》



第2要請（十勝総合振興局地域以外の市町村への要請）

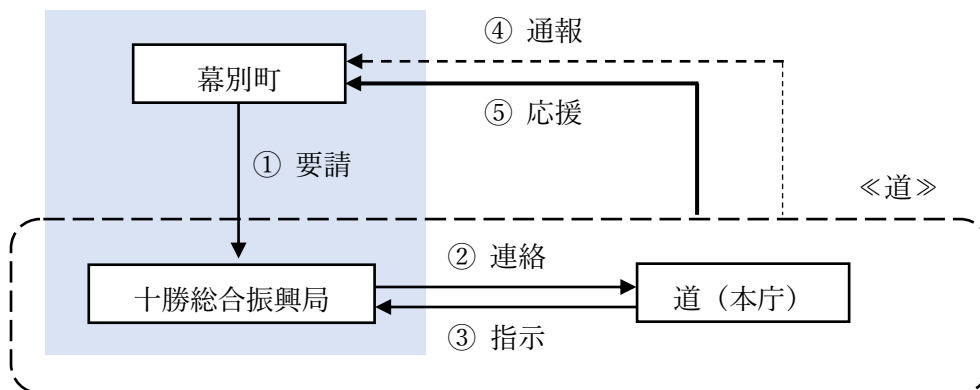
《十勝総合振興局地域》

《十勝総合振興局地域以外》



第3要請（道への要請）

《十勝総合振興局地域》



(3) 民間事業者団体等との連携

幕別町地域防災計画において、災害時の廃棄物の処理については、民生対策部衛生班（防災環境課）が主担当となって行い、町のみでの処理が困難な場合には、隣接市町村や道に応援を求めて実施することとしている。

今後は、災害廃棄物処理体制の強化に向けて、関連する各種事業者との応援協定の締結についても検討を進める。

なお、北海道では、公益社団法人北海道産業資源循環協会との間に「大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」を締結しており、必要に応じて道を通じて災害廃棄物処理における協力を要請する。

(4) ボランティアとの連携

災害時のボランティアについては、防災協定により必要に応じて、幕別町災害対策本部から幕別町社会福祉協議会へ幕別町災害ボランティアセンターの設置を要請し、そこで受入れや活動指示等を行う。

想定される活動としては、被災家屋からの災害廃棄物の搬出、浸水家屋の床下の泥だし、貴重品や思い出の品の整理・清掃・返還等が挙げられる。

ボランティア活動に際して次のことに留意する必要があるほか、ボランティアの宿泊場所の確保が難しいことが懸念される。

【災害ボランティア活動の留意点】

- i 災害廃棄物処理を円滑に行うため、予めボランティアに周知するためのチラシ等を作成しておき、活動開始時点において、災害廃棄物の分別方法・排出禁止物（便乗ごみ等）や搬出方法、搬出先（仮置場）、保管方法を配布・説明しておくことが望ましい。
- ii 災害ボランティアによって被災住宅から出された片付けごみは、運搬車両が無い場合、通常のごみステーションや道路脇に出されることがあるため、被災自治体が設置した仮置場まで運搬する方法をあらかじめ検討し、災害ボランティアへ周知する必要がある。
- iii 被災した家屋等には、ガスボンベ等の危険物や、建材の中には石綿を含有するものが含まれている可能性があることから、活動にあたっての注意事項として必ず伝えるとともに、危険物の取扱いを伴う作業は行わせない。
- iv 装備は基本的に自己完結とするが、粉じん等から健康を守るために必要な装備（防じんマスク、安全ゴーグル・メガネ）で、個人で準備できないものは可能な限り災害ボランティアセンターで用意する。
- v 破傷風、新型コロナウイルス等の感染症や粉塵に留意する。
- vi 津波や洪水の場合、被災地を覆った泥に異物や汚物が混入しており、通常の清掃作業以上に衛生管理の徹底を図る必要がある。また、時間が経つほど作業が困難になるため、復旧の初期段階で多くの人員が必要となる。

(5) 災害廃棄物処理の事務委託、事務代替

幕別町において、甚大な被害により災害廃棄物処理を進めることが困難な場合は、道との調整により必要な人材の派遣等の支援を受け、支援を受けても処理の事務を進めることが困難な場合、地方自治法に基づき道が幕別町に代わって処理を行う。この場合、道は、事務の委託（地方自治法252条の14）又は事務の代替執行（地方自治法第252条の16の2）に基づいて実施する。

事務の委託及び事務の代替執行については、いずれも双方の議会の議決等、必要な手続きを経て実施する。

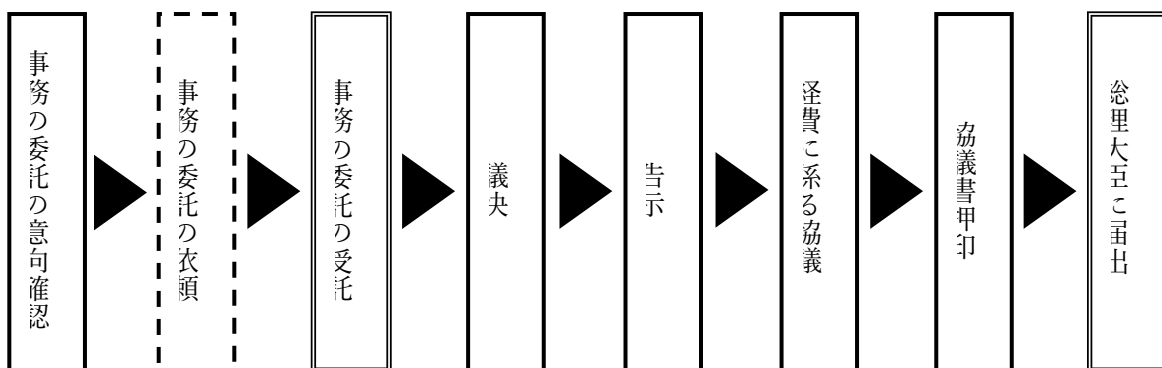
【事務委託及び事務代替の内容】

事務の委託 (地方自治法 252 条の 14)	幕別町の災害廃棄物処理に係る事務を道に委ねることにより、事務を受託した道がその範囲において自己の責任として処理する。
事務の代替執行 (地方自治法 252 条の 16 の 2)	幕別町の災害廃棄物処理に係る事務の管理執行を幕別町の名において道に行わせる。

また、事務の委託の流れは次のとおりとなる。なお、平成27年8月6日に施行された廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律では、特定の大規模災害の被災地域のうち、廃棄物処理の特例措置（既存の措置）が適用された地域からの要請があり、かつ、一定の要件※を勘案して必要と認められる場合、環境大臣（国）は災害廃棄物の処理を代行することができることが新たに定められている。

※要件：処理の実施体制、専門知識・技術の必要性、広域処理の重要性等

【事務の委託の流れ】



《凡例》

道及び幕別町

幕別町

道

2-4 住民等への啓発・広報

災害時には生活ごみ・災害ごみに関する住民の混乱が想定されることから、災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるためには、仮置場の設置・運営、ごみの分別の徹底、便乗ごみの排出防止等の情報を早期に分かりやすく提供することが必要である。

情報伝達手段としては、ホームページ、SNS、防災行政無線、広報紙、チラシの配布、説明会、回覧板、避難所への掲示等を、被災状況や情報内容に応じて活用する。

東日本大震災発生後に、住民に仮置場の設置場所や開設日等を伝達する手段としてマスコミが有効であったとの事例があることから、活用を検討する。

また、平常時から建物の耐震化等の被害抑制、被害軽減のための対策の普及・啓発を実施し、災害廃棄物の減量に導く取組みを行う。

【広報する情報例】

項目	内容
災害廃棄物の収集方法	収集日時・場所、分別方法 家庭用ガスボンベ等の危険物の排出方法 腐敗性廃棄物、携帯型トイレ等の排出方法
災害廃棄物の排出の注意点	家電からは電池を取り除く ストーブからは燃料を抜く 冷蔵庫は中を空にする 便乗ごみの排出禁止、不法投棄・野焼き等の禁止 等
仮置場の設置状況	仮置場の場所、分別方法、収集期間

2-5 一般廃棄物処理施設等

(1) 一般廃棄物処理施設の現状

一般廃棄物については、十勝圏複合事務組合を構成する19市町村のうち、幕別町、帯広市、音更町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町の15市町村で共同処理をしており、中間処理は「くりりんセンター」で、最終処分は「うめーるセンター美加登」で行っている。

資源ごみの中間処理については、「十勝リサイクルプラザ」で行っている。

【処理施設の概要】

区分	施設名	概要
一般廃棄物 中間処理	くりりんセンター	所在地：帯広市西24条北1丁目1番5 敷地面積：約47,000㎡ 処理能力：(焼却)330t/日、(破碎)110t/日 炉形式：全連続焼却式ストーカ炉 受入対象物：可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ 供用開始：平成8年10月
一般廃棄物 最終処分	うめーるセンター 美加登	所在地：池田町字美加登279番10 敷地面積：166,000㎡ 埋立容量：311,200㎡ 埋立工法：準好気性埋立構造 供用開始：平成23年4月
資源ごみ 中間処理	十勝リサイクルプラザ	所在地：帯広市西24条北4丁目6番5、6 敷地面積：約30,787㎡ 施設構成：リサイクル棟、管理棟、ストックヤード棟、トラックスケール棟 受入対象物：容器包装廃棄物 (ビン、ペットボトル、紙類 他) 供用開始：平成15年4月

(2) 仮設トイレ等のし尿

平常時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、それぞれ町の許可(委託)業者が行い、収集したし尿等は十勝圏複合事務組合の十勝川流域下水道浄化センターで処理している。

発災時においては、これに加えて避難所における仮設トイレ等の設置、し尿の収集運搬及び処理が必要となることから、これらの実施についての基本方針を次のとおり定める。

① 仮設トイレ等の設置

発災後、断水等により仮設トイレ等の必要な避難所及び数量を把握し、備蓄している災害用トイレや簡易トイレ(便収納袋で凝固)を設置するとともに、災害協定締結事業者等に仮設トイレの供給を要請する。

【仮設トイレ設置必要数の推計方法】

仮設トイレ設置必要数＝避難者数×1人1日平均排出量／仮設トイレ容量×収集頻度

- ・1人1日平均排出量 1.7L
- ・仮設トイレ容量 400L
- ・収集頻度 3日に1回

【参考：仮設トイレ必要基数算出における設置目安】

仮設トイレ設置目安	出典
78人/基	災害廃棄物対策指針 技術資料【技1-11-1-2】に基づく
50人/基	「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成28年4月、内閣府）」
20人/基	※発災当初：約50人/基 避難が長期化する場合：約20人/基を目安とすることが望ましいとされている

【仮設トイレ必要数】

避難者数 (人)	し尿発生量 (L/日)	必要数 (基)	設置目安に基づく必要数(基)		
			78人/基	50人/基	20人/基
5,615	9,546	72	72	113	281

② 収集運搬

し尿の収集は、衛生上及び1基当たりの許容量の観点から、仮設トイレの収集を優先するものとし、通常の汲取り世帯、避難所、断水世帯における発生量、収集必要頻度を把握した上で、収集処理計画を策定する。収集能力が及ばない場合には、一時的に便槽内量の2～3割程度の汲取りを全戸に実施するなど、極力早急に便所を使用できるよう努める。

収集処理計画については、浄化槽汚泥の収集を含め、十勝川流域下水道浄化センターの受入能力を考慮し、必要に応じて十勝川流域下水道浄化センター以外での処理（下水道処理施設、大型タンクローリー等による一時貯留等）の検討も踏まえ、収集から処理までの一体的な計画とする。

収集運搬の実施主体は、原則し尿の運搬許可業者とし、不足する場合は道へ支援を要請して収集運搬体制を確保する。

③ 処理

処理は、原則十勝川流域下水道浄化センターで行うが、施設の破損による一時稼働停止や受入能力を超える場合については、下水道処理施設並びに協定に基づく他自治体及び民間事業者での処理、若しくは搬入を遅らせても影響の少ないものは受入制限を行うなど、被害状況や各種処理可能方法を検討した上で、収集計画を策定し実施するものとする。

【浄化槽汚泥等処理施設の概要】

施設名	十勝川流域下水道浄化センター	設置主体	十勝圏複合事務組合
施設所在地	帯広市西18条北3丁目13番地1		
処理能力	浄化槽汚泥等（し尿含む） 130 k L/日	対象物	浄化槽汚泥等（し尿含む）
処理方式	標準活性汚泥法	放流水質	BOD 15mg/L SS 40mg/L

(3) 避難所ごみ

避難所ごみを含む生活ごみは、原則として平常時の体制により収集運搬及び処理を行うこととし、仮置場には搬入しないこととする。ただし、道路の被災若しくは収集運搬車両の不足や処理施設での受入能力が不足した場合、又は一時的若しくは局所的に大量のごみが発生した場合等については、生活環境の影響やその他の状況を総合的に勘案して対策を講じるものとする。

避難所から排出されるごみの分別方法は、原則平常時と同様とする。ごみの発生量を推計し、その保管方法や収集運搬及び頻度について、平常時の収集運搬に避難所を加えた収集運搬計画を検討する。収集運搬車両が不足する場合は、道や災害の協定先等に支援を要請し、収集運搬に必要な車両を確保する。

また、住民に対してごみの分別方法や排出日時・場所等について、避難所を含めて速やかに周知し、理解と協力を求める。

【避難所ごみの分別及び保管方法】

種類	内容	保管方法
燃やせるごみ	衣類、生ごみ、紙類 等	生ごみ等の腐敗性廃棄物は袋に入れて保管し、優先的に回収する
燃やせないごみ	プラスチック製品、アルミ類 等	袋に入れて保管する
資源ごみ	紙製容器包装	それぞれ分別し、保管する
	ペットボトル類、ビン類、カン類	
	プラスチック製容器包装	
	紙パック類	
段ボール、新聞紙、雑誌・チラシ類		
携帯トイレ	携帯トイレ、おむつ 等	衛生面から可能な限り密閉して保管・回収する
有害物・危険物	電池、蛍光灯、消火器、ガスボンベ、刃物 等	避難者の安全を十分に考慮し、保管・回収する
感染性廃棄物	注射針、血の付いたもの 等	蓋のできる保管容器で管理し、回収は医療関係機関と調整する

【避難所ごみの発生量推計】

幕別町地域防災計画（地震・津波防災計画編）で被害想定としている「十勝平野断層帯主部」（北海道：全道の地震被害想定調査結果 [平成 30 年 2 月公表]）のうち、最も被害の大きい「冬の夜間」の避難所生活者数を用いて算出する。

避難者数	原単位	発生量
5,615 人	801 g/人・日	4.5 t/日

※北海道災害廃棄物処理計画（平成 30 年 3 月）より

避難所ごみ発生量（g/日）＝避難者人数（人）×発生原単位（g/人・日）

※発生原単位：幕別町（幕別+忠類）一般廃棄物の原単位（令和 2 年度実績）

2-6 災害廃棄物処理対策

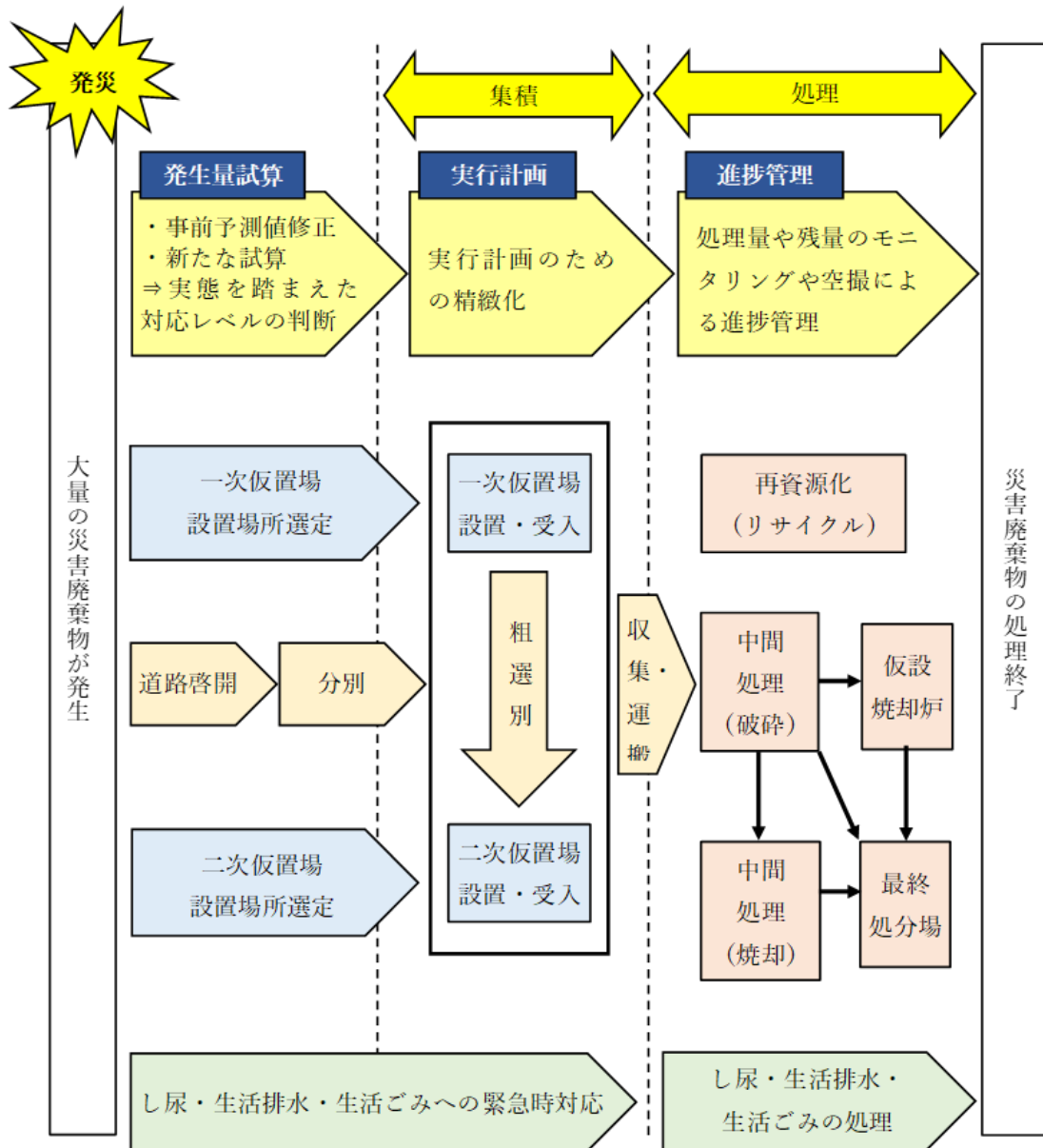
(1) 災害廃棄物処理の全体像

発災により大量の災害廃棄物が発生した場合、一次仮置場及び二次仮置場の設置場所を選定・設置するとともに、災害廃棄物の発生量を試算し、実行計画を作成することとなる。

災害廃棄物は可能な限り被災現場で分別を行うが、一次仮置場にて粗選別を、二次仮置場にて細分別を行った後、処理場にて中間処理、再資源化、焼却処理、最終処分を行う。

仮置場は廃棄物の処理が円滑に行えるよう、災害廃棄物の発生場所や発生量などの状況に応じて設置するよう努める。

【災害廃棄物処理の流れ】



(2) 発生量・処理可能量

① 災害廃棄物発生量の推計方法（北海道災害廃棄物処理計画に準拠）

災害廃棄物発生量は、災害廃棄物対策指針に基づき、建物被害棟数に1棟当たりの発生原単位を掛け合わせるにより算出する。さらに、災害廃棄物の種類別割合を掛け合わせるにより、可燃物、不燃物、コンクリートがら、金属、柱角材の発生量を算出する。

また、推計を行う災害は、幕別町地域防災計画（地震・津波防災計画編）で被害想定としている「十勝平野断層帯主部」（北海道：全道の地震被害想定調査結果 [平成30年2月公表]）のうち、最も被害の大きい「冬の夜間」とする。

【建物被害】

全壊棟数（棟）	半壊棟数（棟）	焼失：木造（棟）	焼失：非木造（棟）
654	1,307	46	1

※ 焼失棟数について

全道の地震被害想定調査結果では、焼失被害での木造・非木造の区分けがないため、平成30年度住宅・土地統計調査による割合（木造：98%、非木造：2%）で按分し、被害棟数を算出する。

【災害廃棄物の発生原単位】

	液状化、揺れ、津波		火災焼失（全焼）	
全壊	117 t/棟	161 t/棟	木造：78 t/棟 非木造：98 t/棟	木造：107 t/棟 非木造：135 t/棟
半壊	23 t/棟	32 t/棟	—	—
床上浸水	4.60 t/世帯	—	—	—
床下浸水	0.62 t/世帯	—	—	—
対象地震	南海トラフ巨大地震	首都直下型地震	南海トラフ巨大地震	首都直下型地震

※災害廃棄物対策指針（平成26年3月）【技1-11-1-1】より

※南海トラフ巨大地震の発生原単位を使用

【災害廃棄物の種類別割合】

	液状化、揺れ、津波		火災	
			木造	非木造
可燃物	18%	8%	0.1%	0.1%
不燃物	18%	28%	65%	20%
コンクリートがら	52%	58%	31%	76%
金属	6.6%	3%	4%	4%
柱角材	5.4%	3%	0%	0%
対象地震	南海トラフ巨大地震	首都直下型地震	南海トラフ巨大地震及び首都直下型地震	

※災害廃棄物対策指針（平成26年3月）【技1-11-1-1】より

※南海トラフ巨大地震の発生原単位を使用

② 災害廃棄物発生量の推計結果

前述の推計方法により算出した災害廃棄物発生量は次のとおりとなる。

【被害別災害廃棄物発生量】 (t)

全壊棟数	半壊棟数	焼失：木造	焼失：非木造	合計
76,518	30,061	3,588	98	110,265

【種類別災害廃棄物発生量】 (t)

可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	合計
19,187	21,536	56,607	7,181	5,754	110,265

③ 焼却施設の処理可能量の推計方法

くりりんセンターの処理可能量は、現状の稼働状況に対する負荷の大きさを評価した方法、施設の余力を最大限活用する方法の2種類により算出する。

ア 現状の稼働状況に対する負荷の大きさを評価した方法

現状の稼働状況に対する負荷を考慮し、安全側となる低位シナリオから災害廃棄物等の処理を最大限に行うことを想定した高位シナリオ、その中間となる中位シナリオの3段階を設定し、年間処理量に分担率を掛け合わせるにより算出する。

【一般廃棄物焼却処理施設の処理可能量の試算条件（災害廃棄物対策指針）】

	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
i 稼働年数	20年超の施設を除外	30年超の施設を除外	制約なし
ii 処理能力（公称能力）	100 t / 日未満の施設を除外	50 t / 日未満の施設を除外	30 t / 日未満の施設を除外
iii 処理能力（公称能力）に対する余裕分の割合	20%未満の施設を除外	10%未満の施設を除外	制約なし
iv 年間処理量の実績に対する分担率	最大で5%	最大で10%	最大で20%

イ 施設の余力を最大限活用する方法

施設を最大限に稼働させた場合の年間処理能力から平常時の年間処理実績量を差引くことにより算出する。年間処理能力は施設の稼働状況に合わせて設定することから、平常時における余力を反映することができる。

【一般廃棄物焼却処理施設の処理可能量の試算条件】

処理可能量	処理可能量 (t) = 年間処理能力 (t/年) - 年間処理実績量 (t/年度) ※大規模災害を想定し、3年間処理した場合の処理可能量 (t/3年) についても算出。ただし、事前調整等を考慮し実稼働期間は2.7年とする。
年間処理能力	年間最大稼働日数 (日/年) × 処理能力 (t/日)
年間稼働日数	310日程度 (日曜日、スポーツの日、12/31~1/2を除く)

④ 焼却施設の処理可能量の推計結果

前述の推計方法により算出した焼却施設の処理可能量は次のとおり推計される。

【くりりんセンターの処理可能量】

年間処理量 (R2実績) (t/年度)	年間処理能力 (t/年)	年間処理能力 -実績 (t/年)	処理可能量 (t/2.7年)			
			災害廃棄物対策指針			公称能力 最大活用
			低位	中位	高位	
72,784	82,000	9,216	—	19,600	39,300	24,800

※災害廃棄物対策指針に示される方法において、くりりんセンターは20年超の施設に該当するため、低位シナリオは除外する。

※施設の余力を最大限活用する方法において、年間処理能力は十勝圏複合事務組合の「ごみ処理基本計画（平成28年2月）」に基づき、82,000 t/年としている。

くりりんセンターでは十勝圏複合事務組合に加入する15市町村の一般廃棄物を処理していることから、前述推計した処理可能量の全てを幕別町の災害廃棄物処理にあてることはできない。そこで、年間処理量（令和2年度実績）の中での幕別町の可燃物搬入量（令和2年度実績）の割合を掛け合わせて、幕別町分の処理可能量を推計する。

なお、令和3年度までは忠類地域の一般廃棄物の処理を南十勝複合事務組合で行っていたことから、忠類地域の令和2年度実績分をくりりんセンターの年間処理量及び幕別町の搬入量に加えて推計を行う。

【焼却施設における幕別町分の処理割合】

施設名	年間処理量 (R2実績) (t/年度)	幕別町の搬入量 (R2実績) (t/年度)	幕別町分の 処理割合 (%)
くりりんセンター	72,784	4,618	6.3

【焼却施設における幕別町分の処理可能量】

施設名	処理可能量 (t/2.7年)			
	災害廃棄物対策指針			公称能力 最大活用
	低位	中位	高位	
くりりんセンター	—	1,200	2,400	1,500

⑤ 最終処分場の処理可能量の推計方法

うめーるセンター美加登の処分可能量は、災害廃棄物対策指針に示される方法と、10年後残余容量を処理可能量とする方法の2種類により算出する。

ア 災害廃棄物対策指針による方法

焼却施設の処理可能量の推計と同様に、低位シナリオ、中位シナリオ、高位シナリオの3段階を設定し、年間埋立処分量に分担率を掛け合わせるにより算出する。

【一般廃棄物最終処分場の処理可能量の試算条件（災害廃棄物対策指針）】

	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
i 残余年数	10年未満の施設を除外		
ii 年間埋立処分量の実績に対する分担率	最大で 10%	最大で 20%	最大で 40%

イ 10年後残余容量を処理可能量とする方法

最終処分場の残余容量から年間埋立処分量の実績の10年分を掛け合わせたものを差引いた値に、原単位を掛け合わせて算出する。

【一般廃棄物処分場の余力の試算条件】

処理 可能量	処理可能量 (t)
	$= \{ \text{残余容量 (m}^3) - \text{年間埋立処分量(実績) (m}^3/\text{年度)} \times 10 \text{ 年} \} \times 1.5 \text{ (t / m}^3)$ <p>※災害が直ちに発生するとは限らないこと、最終処分場の新設に数年を要することから、10年間の生活ごみ埋立量を残余容量から差引いた値とする</p>

⑥ 最終処分場の処理可能量の推計結果

うめーるセンター美加登は平成23年度から供用開始となっており、供用計画期間は令和7年度までであることから、残余年数が10年未満となっているため、処理可能施設として見込まないこととする。

※参考：最終処分場の残余容量

令和2年度の実績をもとにした今後の残余容量の推計結果は次のとおりとなる。

【最終処分場の残余容量の推計】

(m³)

施設名	設計容量		R 2 実績	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
		うめーるセンター美加登	311,200	埋立量	13,328	13,328	13,328	13,328
残余容量	177,240			163,912	150,584	137,256	123,928	110,600

$$\text{可能容量 (t)} = 110,600 \text{ (m}^3) \times 1.5 \text{ (t / m}^3) = 165,900 \text{ (t)}$$

このうち、幕別町分の処理割合は約7%であることから、

$$\text{幕別町分の処理可能容量 (t)} = 165,900 \text{ (t)} \times 0.07 = 11,613 \text{ (t)} \quad \text{となる。}$$

(3) 処理スケジュール

過去の大規模災害の事例では、最大3年以内に処理業務を完了していることから、処理期間を3年とした場合について、次にスケジュールの目安を示す。実際に災害が発生した際には、被災状況によって処理期間を再検討する。

【処理スケジュール】

	1年目		2年目		3年目	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
仮置場設置	▶					
災害廃棄物の搬入		▶				
災害廃棄物の処理		▶				
仮置場の撤去						▶

(4) 処理フロー

災害廃棄物発生量及び処理可能量の算出結果をもとに、災害廃棄物処理フローを示す。

処理可能量は、複数の手法で算出していることから、焼却施設については高位シナリオ及び公称能力最大活用の処理可能量を採用して処理フローを作成する。また、可燃物の処理に伴い発生する焼却灰はくりりんセンターの令和2年度実績に基づき可燃物の12%と設定し、最終処分場での処分量に含めた。最終処分施設については、残余年数が10年未満のため、処理可能量の算出方法は適用できないものとなっている。

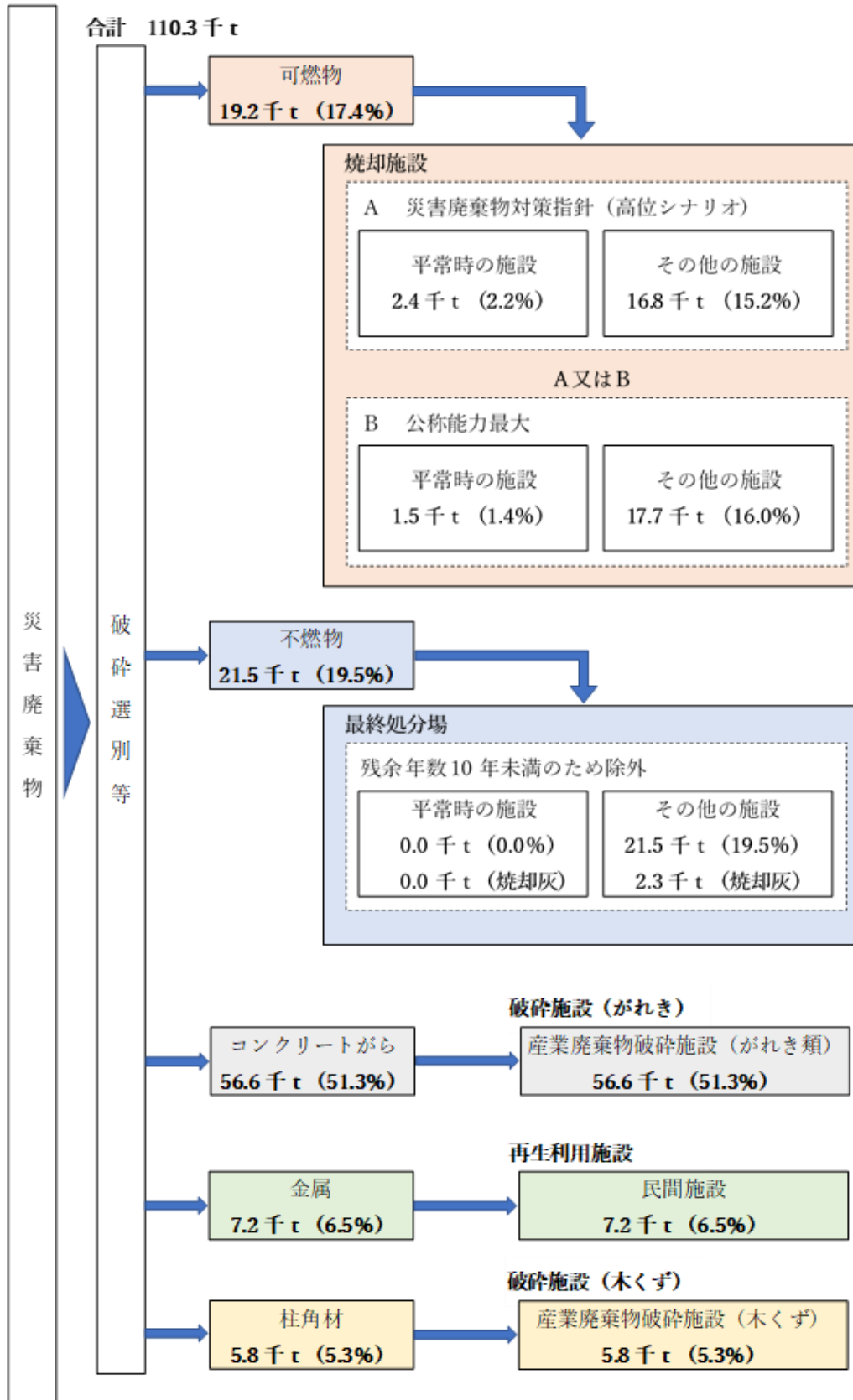
【処理フローの作成において採用した算出方法】

	算出方法			
	焼却施設	災害廃棄物対策指針		
低位シナリオ		中位シナリオ	高位シナリオ (A)	
最終処分場		災害廃棄物対策指針		
	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ (C)	

幕別町の災害廃棄物発生量は、平常時に利用している焼却施設及び最終処分場の処理能力を大きく上回る結果となっており、道への支援要請による広域的な処理や、民間処理施設への協力依頼が必要となる見込である。

また、これに併せて、速やかに仮置場を設置し、処理が完了するまでの災害廃棄物の保管・管理体制をつくる必要がある。

【十勝平野断層帯主部（冬の夜間）の地震における災害廃棄物処理フロー】



(5) 収集運搬

発災後は、災害廃棄物の収集運搬と避難所及び家庭から排出される廃棄物を収集するための車両を確保する。収集運搬車両及び収集ルート等の被災状況を把握し、避難所、仮置場の設置場所、被災により通行できないルート等を考慮した効率的な収集運搬ルート計画を作成する。通常使用している収集車両が使用できないなど不足する場合は、協定に基づき、道及び他市町村や関係団体に支援を要請する。

災害廃棄物処理の進捗状況や仮置場の集約、避難所の縮小などの変化に応じて収集車両の必要数を見直し、収集運搬ルートの効率化を図る。

なお、平常時の対策として、幕別建設業協会や北海道産業資源循環協会等と事前に協力体制及び連絡体制の検討を行う。また、収集運搬車両の駐車場所が低地にあるなど、被災リスクが想定される場合は、事前に対策を講じるよう関係者と調整を行う。

(6) 仮置場

① 仮置場候補地の選定

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするためには、発災後、速やかに仮置場を設置し、生活圏から災害廃棄物を撤去することが重要である。災害廃棄物は膨大な量になることが見込まれることから、直接処理施設への搬入が困難となることが想定されるため、仮置場を設置するものとし、平常時にその候補地を選定する。

《仮置場候補地の選定の際に考慮する点》

- ・重機等による分別・保管をするため、出来る限り広い面積を確保すること。
- ・効率的な搬入出ルート、必要な道路幅が確保できること。
- ・長期間の使用が可能であること。
- ・道路渋滞や周辺への環境影響を十分考慮すること。
- ・候補地に対する他の土地利用（自衛隊野営場、避難所、応急仮設住宅等）のニーズの有無を確認すること。
- ・道路啓開の優先順位を考慮すること。

《候補地として望ましい場所》

- ・公園、グラウンド、公民館等の公有地
- ・未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない私有地（借上げ）
- ・地権者の数が少ない私有地
- ・輸送ルート（高速道路のインターチェンジ、緊急輸送道路、鉄道貨物駅、港湾等）に近い場所
- ・アスファルト等舗装してある場所
- ・起伏のない平坦地
- ・仮置場より火災が発生した場合の消火用の水、破碎分別処理の機器に必要な電力を確保できる場所

《候補地として避けるべき場所》

- ・避難場所や仮設住宅等として指定されている施設及びその周辺

- ・病院、福祉施設、学校等の周辺
- ・周辺住民、環境、地域の基幹産業への影響が大きい地域
- ・法律等により土地の利用が規制されている場所
- ・農地（土壌汚染の恐れがあるため）
- ・浸水想定区域、各種災害（津波、洪水、土石流等）の被災エリア
- ・河川敷など水につきやすい場所
- ・変則形状である土地
- ・暗渠排水管がある土地

② 仮置場の必要面積の推計

北海道災害廃棄物処理計画で示されている算定式により、仮置場の必要面積を算定する。

【仮置場必要面積の算定方法】

北海道災害廃棄物処理計画で示される仮置場必要面積算定式	
必要面積 = 集積量 (t) ÷ 見かけ比重 (t/m³) ÷ 積み上げ高さ (m) × (1 + 作業スペース)	
・ 集積量 = 災害廃棄物の発生量（発災前は推計量） - 年間処理量	
・ 年間処理量 = 災害廃棄物の発生量 ÷ 処理期間（発災前推計の場合は3年）	
・ 見かけ比重 = 可燃物：0.4 (t/m ³)、不燃物：1.1 (t/m ³)、津波堆積物：1.1 (t/m ³)	
・ 積み上げ高さ	： 5 m以下が望ましい ⇒ <u>5 m</u> とする
・ 処理期間	： 3年未満が望ましい ⇒ 発災前推計のため <u>3年</u> とする
・ 作業スペース割合	： 0.8～1が望ましい ⇒ <u>1</u> とする

【仮置場必要面積の算定結果：十勝平野断層帯主部（冬の夜間）の地震】

集積量 (t)		面積 (m ²)		
可燃物	不燃物	可燃物	不燃物	合計
16,629	56,884	16,629	20,685	37,314

※ここでの可燃物は、災害廃棄物のうちの可燃物及び柱角材をいう。

※ここでの不燃物は、災害廃棄物のうちの不燃物、コンクリートがら、金属をいう。

③ 仮置場の候補地

一次仮置場は原則、旧車両センターとし、面積が不足する場合や被災地域と相当の距離がある場合は下表に定めるその他仮置場に設置する。また、仮置場候補地が被災する等、使用ができない状況にある場合は、下表に定めない浸水想定区域外の町有地をはじめ、国・道と協議の上、国有地・道有地の使用を検討する。

【一次仮置場】

名称	所在地	面積
旧車両センター	字明野351番地	約3,000 m ²

【その他仮置場】

名称	所在地	面積
幕別中学校グラウンド	緑町 20 番地	約 26,000 m ²
浄化センター用地	字明野 5 番地 2	約 3,000 m ²
猿別川浄水場用地	字猿別 190 番地 3	約 1,600 m ²
依田球場	字依田 385 番地	約 10,000 m ²
忠類公園	忠類錦町 439 番地 1	約 10,000 m ²
	小計	約 51,000 m ²
	一次仮置場との合計	約 5,3600 m ²

④ 住民への仮置場の周知

仮置場を設置した時には、場所、受入期間（時間）、分別、持込禁止物等を明確にしたうえで広報を行う。広報は、町ホームページ、防災行政無線、SNS、防災情報メールを主とし、その他必要に応じて、回覧板、役場庁舎や避難所・公共施設へのチラシ掲示を行い、全世帯への周知に努める。

⑤ 仮置場の設置、運営

過去の大災害の教訓から、処理期間の短縮、低コスト化、生活環境の保全や公衆衛生の悪化の防止等の観点から、搬入時から分別を徹底することが重要とされており、幕別町においても、仮置場の搬入時点で災害廃棄物の種類ごとに分別することを原則とする。

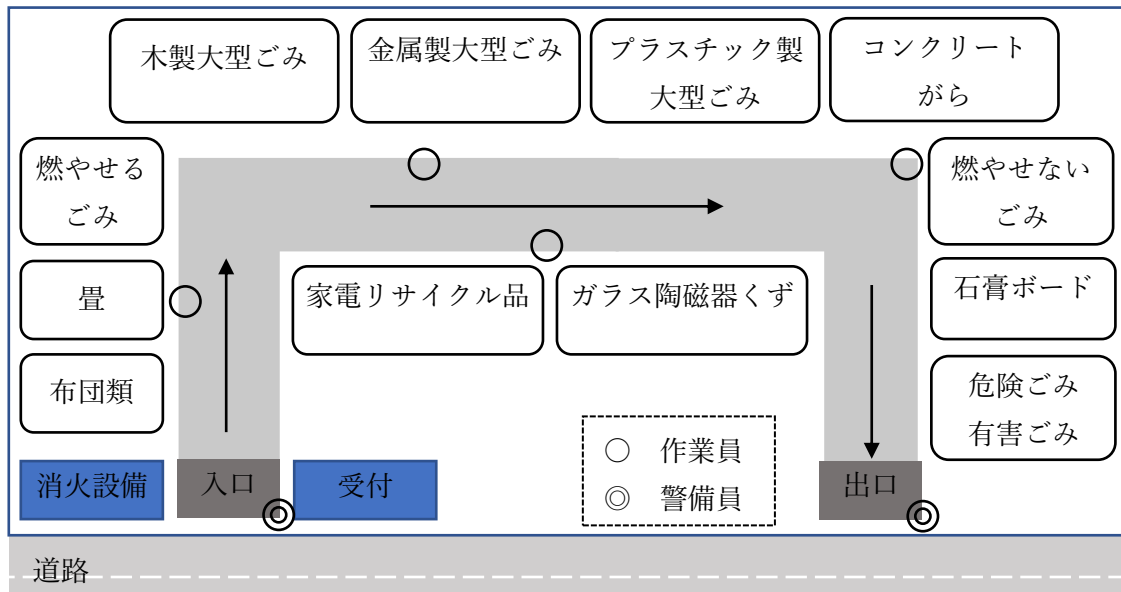
仮置場は大別すると、住民がごみを搬入する住民仮置場、災害廃棄物の仮置きと比較的簡易な粗破碎・粗分別を行う一次仮置場、破碎施設等の処理施設を設置し、本格的な中間処理を行う二次仮置場に分けられる。住民仮置場はそのまま一次仮置場になる場合もある。

なお、各仮置場の運営・管理体制は平常時より検討する。

【仮置場の分類】

住民用仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が自ら災害廃棄物を搬入する場所。 ・速やかに設置し、災害廃棄物の処理状況に応じて閉鎖する。 ・被災地区に比較的近い場所が望ましい。 ・分別が適切に行われるよう、案内看板や住民への周知・指導が必要となる。
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊家屋や道路啓開による災害廃棄物や、集積量が多くなり移動が必要となった住民用仮置場の災害廃棄物等を集積する。 ・原則、処理施設への搬入を考慮した分別を行う。 ・細分別が困難な場合は、粗破碎・粗分別を実施するものとし、柱角材、コンクリートがら、金属くず、危険物等を抜き出し、可燃系混合物と不燃系混合物に分別し、二次仮置場へ搬入する。
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・一次仮置場から運搬された災害廃棄物を集積し、再資源化や焼却、最終処分のための中間処理（破碎選別等）を実施する。

【仮置場の分別配置の例】



※通常のごみ収集の状況により、仮置場で受入れる災害廃棄物の種類を決める。

(家庭での生活ごみ、資源ごみなどは通常回収可能であれば除くなど。)

※出入口は2箇所が望ましいが、1箇所の場合は、動線を時計回りにする。

《仮置場の設置、運営の際に考慮する点》

i 仮置場の設置、運営について

- ・仮置場の選定は、災害廃棄物の発生量や被災地域等を考慮し、住民用仮置場・一次（二次）仮置場について関係部局と協議のうえ決定する。
- ・発災時、まとまった空き地等は仮設住宅や自衛隊の幕営地など様々な目的で需要が見込まれるため、平常時から防災担当部局と調整しておくことが望ましい。
- ・仮置場候補地は、平常時もしくは使用前に土壌調査をしておくことが望ましい。
- ・保管する予定の廃棄物の性状に応じて、シート敷設や覆土等の土壌汚染防止対策を検討する。
- ・仮置場では、円滑に通行できるよう一方通行の動線とすることに努める。
- ・仮置場内の分別品目ごとに看板を設置する。（平常時に作成しておく。）
- ・生ごみは搬入不可とする。また、家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）は可能な限り、買い替え時に購入店に引き取ってもらうよう協力を求める。
- ・災害廃棄物は種類ごとの発生量や体積の違いを考慮し、区分ごとのスペースを決める。
- ・分別品目ごとに作業員を配置し、分別配置の指導や荷下ろしの補助を行う。
- ・作業員は、通常の安全・衛生面に配慮した服装に加え、アスベストの排出に備え、必ず防じんマスク及びメガネの着用を徹底する。
- ・火災防止のため、ガスボンベ、灯油タンク等の危険物は搬入しないようにする。搬入されてしまった場合は、他の災害廃棄物と分けて保管し、可燃性廃棄物の近くに置かないようにする。
- ・状況に応じ、不法投棄の防止や第三者の侵入防止、強風による飛散防止、騒音の軽減を図

るため、仮置場周辺にフェンス等を設置する。

- ・ボランティア活動との連携を図りつつ、安全確保及び情報共有を徹底する。
- ・災害廃棄物量や分別に対する状況把握を日々行うことが望ましい。
- ・仮置場の設置及び住民等への広報を迅速に行い、便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き防止に努める。

ii 仮置場の冬期の対応策

- ・選別、積込作業の際は雪と混合することを避けるよう指示する（重量や含水率が想定と大きく変わり、管理が困難なため）。
- ・厳冬期は、選別機械が凍結により動かなくなり、効率が大幅に落ちるため、基本的には屋内（大型テント）に機械を持ち込みできる作業環境を確保する。
- ・廃棄物の種類によっては凍結により冬場の処分が困難になるため、凍結を踏まえた廃棄物の選別を実施する。
- ・12月～2月の厳冬期は氷点下となるため、各種凍結対策を検討する必要がある。
- ・汚染水・濁水処理に係る配管は、凍結深度以深への埋設や電熱線による対応等、凍結への対応を実施する。
- ・廃棄物運搬車両のトラックスケールも凍って数値が狂うことがあるため、凍結防止対策を実施する。

⑥ 仮置場における冬期の対応

幕別町を含む十勝地方の冬は、大陸性気候により比較的降雪・積雪量は少ないが、厳冬期には最低気温が氷点下20度を下回る日が多くなるなど、寒さが厳しい特徴をもつ。

冬期は災害廃棄物処理に支障をきたす恐れがあることから、対応策について検討を行う必要がある。

【仮置場における冬期の問題と対応等】

気象条件	問題点	対応策
気温 (低温)	作業員の屋外作業	<ul style="list-style-type: none"> ・分別作業効率の低下を考慮した処理計画の策定 ・作業員の防寒対策を十分に行う
降雪 ・ 積雪	仮置場の確保・管理	・開設時、日々の維持管理に除雪が必要
	選別・処理スペースの確保	・必要箇所は除雪する
	雪氷とごみの混合	<ul style="list-style-type: none"> ・大型テント等を設置し、雪氷の混入を防ぐ ・雪氷の混入が問題となる廃棄物は別途仕分けし、可能な限りシートなどで覆う
暴風	ごみの飛散	<ul style="list-style-type: none"> ・飛散物は防風ネットで覆う (原則、作業は中止する)

⑦ 仮置場の復旧

仮置場を復旧する際は、土壌分析を行うなど、土地の安全性を確認し、原状回復に努める。迅速な処理終結のために、復旧ルールを検討する必要がある。

(7) 環境対策・モニタリング

① 基本方針

環境対策及びモニタリングを行うことにより、廃棄物処理現場（建物の解体現場や仮置場等）における労働災害の防止、その周辺等における地域住民の生活環境への影響を防止する。環境モニタリング結果を踏まえ、環境基準を超過するなど周辺環境等への影響が大きいと考えられる場合には、専門家の意見を求め、的確な対策を講じ、環境影響を最小限に抑える必要がある。

② 環境影響とその要因

災害廃棄物処理に係る主な環境影響と要因を次に示す。

【災害廃棄物処理に係る主な環境影響と要因】

影響項目	対象	主な環境影響と要因
大気	被災現場 (解体現場等)	<ul style="list-style-type: none"> ・解体、撤去作業に伴う粉じんの飛散 ・石綿含有廃棄物（建材等）の解体に伴う飛散
	運搬時	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等運搬車両の走行に伴う排ガスの影響 ・廃棄物等運搬車両の走行に伴う粉じんの飛散
	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の土ぼこり等に伴う粉じんの飛散 ・重機等の稼働に伴う排ガスの影響 ・中間処理作業に伴う粉じんの飛散 ・石綿含有廃棄物（建材等）の処理によるアスベストの飛散 ・廃棄物からの有害ガス、可燃性ガスの発生
騒音 ・ 振動	被災現場 (解体現場等)	<ul style="list-style-type: none"> ・解体、撤去作業時の重機等の使用に伴う騒音・振動
	運搬時	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音・振動
	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場での運搬車両の走行による騒音・振動 ・仮置場内での破碎、選別作業時の重機や破碎機等の使用に伴う騒音・振動
土壌	被災現場	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地内のPCB廃棄物等の有害物質による土壌への影響
	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・集積している廃棄物からの有害物質等の漏出による土壌への影響
臭気	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・集積している廃棄物及び廃棄物処理に伴って発生する臭気による影響
水質	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・集積している廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共用水域への流出 ・降雨等に伴って仮置場内に堆積した粉じん等の濁りを含んだ水の公共用水域への流出 ・廃棄物の洗浄等に伴う排水の公共用水域への流出
その他（火災）	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物（混合廃棄物、腐敗性廃棄物等）による火災

【災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策】

影響項目	環境影響	対策例
大気	<ul style="list-style-type: none"> 解体、撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 石綿含有廃棄物（建材等）の保管、処理による飛散 廃棄物の保管による有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な散水の実施 保管、選別、処理装置への屋根の設置 周囲への飛散防止ネットの設置 フレコンバッグへの保管 搬入路の鉄板敷設等による粉じん発生抑制 運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 収集時の分別や目視による石綿分別の徹底 作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 仮置場の積み上げ高さ制限、危険物の分別による可燃性ガスや火災の発生抑制
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> 撤去、解体等の処理作業に伴う騒音・振動 仮置場への搬入出車両の通行による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> 低騒音、低振動の機械や重機の使用 処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物からの周辺土壌への有害物質の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 P C B等の有害廃棄物の分別保管
臭気	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> 腐敗性廃棄物の優先的な処理 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 敷地内で発生する排水、雨水の処理 水たまりを埋めて腐敗防止

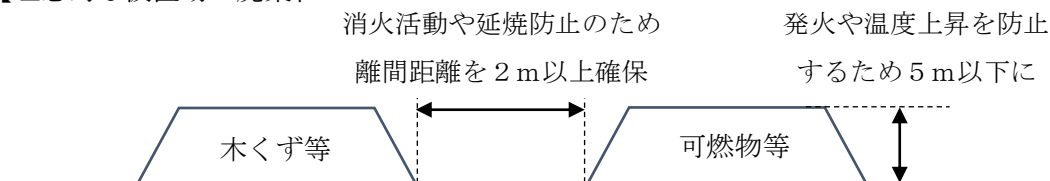
③ 仮置場における火災対策

仮置場における火災を未然に防止するための措置を実施する。また、万一火災が発生した場合に、二次被害の発生を防止するための措置も併せて実施する。

災害廃棄物が高く積み上がった場合、微生物の働きにより内部で嫌気性発酵することでメタンガスが発生し、火災の発生が想定されるため、仮置場に積み上げられる可燃性廃棄物は、高さ5 m以下、一山当たりの設置面積を200 m²以下にし、積み上げられる山と山との距離は2 m以上とする。また、火災の未然防止措置として、日常から温度監視及び一定温度上昇後の可燃ガス濃度測定を行うとともに、散水の実施、堆積物の切り返しによる放熱、ガス抜き管の設置などを実施する。

万一火災が発生した場合は、消防と連携し迅速な消火活動を行う。消火器や水などでは消火不可能な危険物に対しては消火砂を用いるなど、専門家の意見を基に適切に対応する。

【理想的な仮置場の廃棄物体積状況】



(8) 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）

① 損壊建物・倒壊の危険がある建物等（以下「損壊建物等」という。）の処理等

発災直後は人命救助を最優先するために、緊急車両等の通行の妨げとなる道路上の散乱物や道路を塞いでいる損壊建物等の撤去等を行わなければならない。

道路啓開は国、道及び幕別町の道路関係部署が行うが、がれき等の処理担当は、啓開開始により生じた災害廃棄物等の仮置場等への搬入指示及び協力を行う。廃建材等にはアスベストが混入している恐れもあることから、作業を行う者は廃建材等の性状を観察し、アスベスト混入の恐れがあるものは他の廃棄物とは別に集積し、飛散防止対策等を講じる。

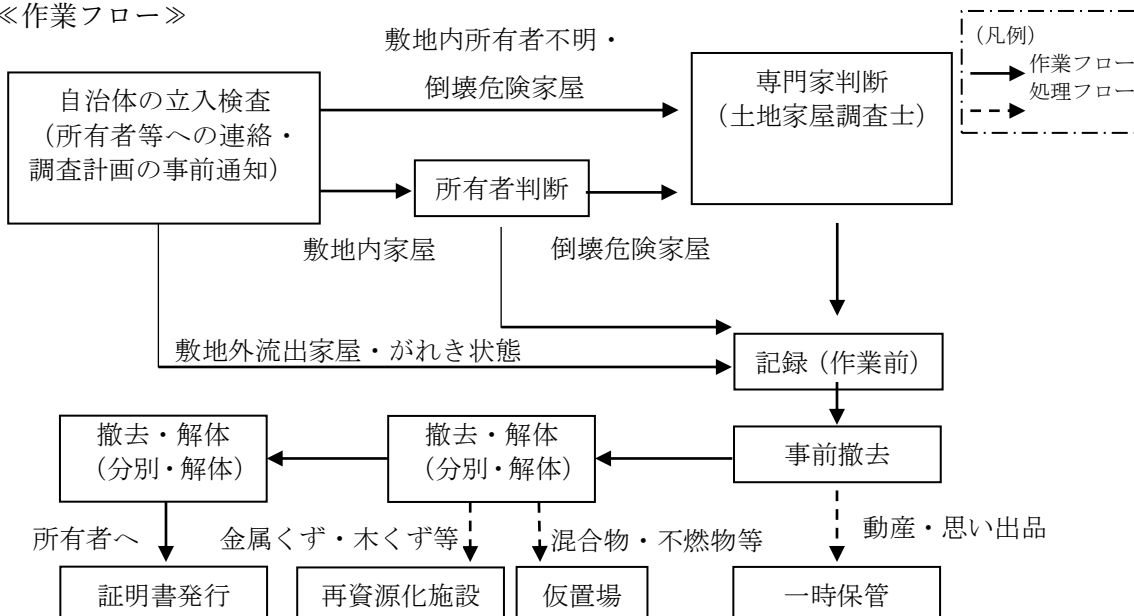
損壊建物等の解体撤去等について、環境省災害廃棄物対策指針技術資料【技 1-15-1】において「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」（平成23年3月25日、被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣通知）が出されていることから、これを参考として処理等を行う。

【参考資料：東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針】

《指針の概要》

- i 損壊してがれき状態になっている建物及び元の敷地外に流出した建物については、地方自治体が所有者などの利害関係者の連絡承諾を得て、または、連絡が取れず承諾がなくても撤去することができる。
- ii 一定の原型を留め敷地内に残った建物については、所有者や利害関係者の意向を確認するのが基本であるが、所有者等に連絡が取れない場合や、倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士等の判断を求め、建物に価値がないと認められたものは解体・撤去できる。その場合には、現状を写真等で記録する。
- iii 建物内の貴金属やその他の有価物等の動産及び位牌、アルバム等の個人にとって価値があると認められるものは、一時又は別途保管し所有者等に引き渡す機会を提供する。所有者が明らかでない動産については、遺失物法により処理する。それ以外のものについては、撤去・破棄できる。
- iv アスベストが混入しているおそれがある場合は、飛散等防止を行いながら別に集積し、法令等に従って処理を行う。

《作業フロー》



《留意点》

- i 家屋の解体等は、建築・土木関係の技術的な事務もあるため、技術系部署の応援を要請する必要がある。
- ii 可能な限り所有者等へ連絡を行い、調査計画を事前に周知した上で被災物件の立ち入り調査を行う。
- iii 一定の原型を留めた建物及び倒壊の危険があるものは土地家屋調査士を派遣し、建物の価値について判断を仰ぐ。
- iv 撤去・解体の作業開始前及び作業終了後に動産、思い出の品等を含めて、撤去前後の写真等の記録を作成する。
- v 撤去及び解体作業においては、安全確保に留意し、粉じん等の飛散防止等のため適宜散水を行うとともに、適切な保護具を着用して作業を実施する。
- vi 廃棄物を仮置場へ撤去する場合は、木くず、がれき類、金属くず等の分別に努め、できるだけ焼却及び埋立の処分量の減量化に努める。

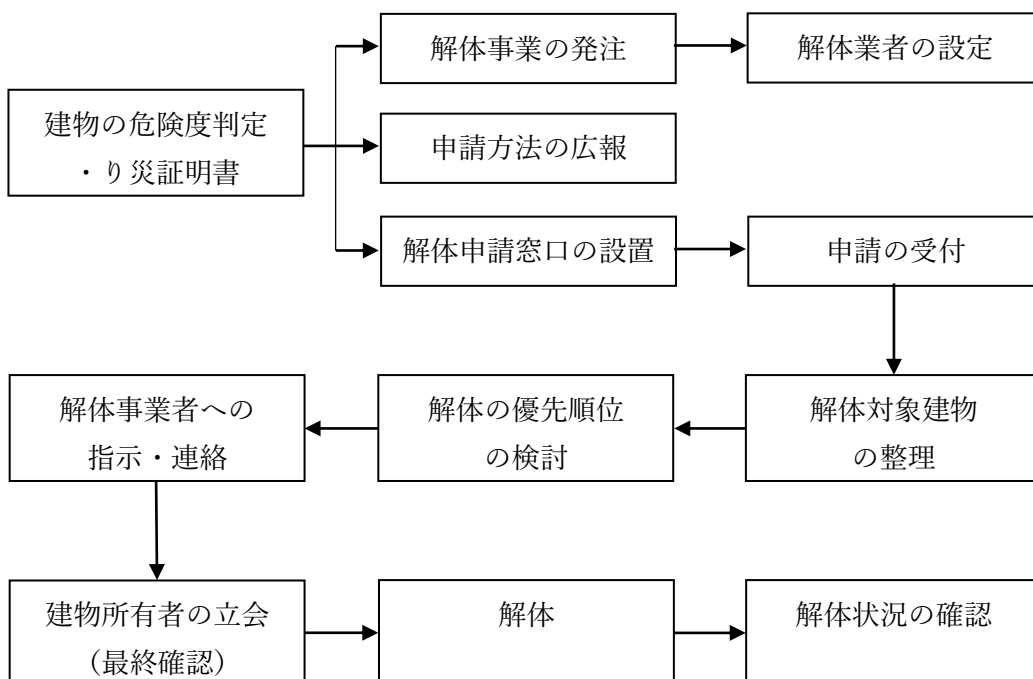
② 被災家屋等の解体・撤去

被災家屋等の解体は、本来私有財産の処分であり、原則として所有者の責任によって行う。ただし、国が特別措置として、市町村が損壊家屋等の解体を実施する分を補助金対象とする場合がある（公費解体）。

災害の規模等によって補助金対象かどうか異なるため、環境省に確認し、補助金の対象となる場合は町で公費解体を行う。

公費解体を行う場合でも、残置物（家財道具、生活用品等）は所有者の責任で撤去してもらう必要があるため、所有者に対し、解体工事前に撤去するよう指示する。

《公費解体の手順》



《業者との契約》

公費解体については、申請件数が少ない場合には1件ごとに解体工事の設計を行い、入札により業者を決定する。ただし、大規模災害において、1件ずつの契約が現実的でない場合は、解体標準単価を設定し、随意契約（単価契約）等を検討する必要がある。

《石綿対策》

アスベスト含有成形板等のレベル3建材は多くの家屋に使用されており、解体撤去工事に当たり、アスベストに関する事前調査が必要となる。

事前調査により把握した石綿含有建材の使用状況を確認し、その情報を関係者へ周知し、他の廃棄物への混入を防ぐ。

石綿含有建材を使用した被災家屋の解体・撤去、石綿を含有する廃棄物の撤去や収集・運搬に当たっては、環境省が策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」(平成29年9月策定)を参照して安全に配慮する。

《太陽光パネル、蓄電池等への対応》

太陽光発電設備や家庭用、業務用の蓄電池等の撤去に当たっては、感電の恐れがあるため、取扱いに注意する。

電気自動車やハイブリッド車等の高電圧の蓄電池を搭載した車両を取扱う場合には、感電する危険性があることから、十分に安全性に配慮して作業を行う。

(9) 選別・処理・再資源化

災害廃棄物等の再生利用を進めることは、最終処分量を削減し、処理期間の短縮などに有効であるため、あらかじめ検討した処理フローに基づき、廃棄物ごとに次の留意点に配慮し、処理と再生利用、処分の手順を定める。

災害時には、様々な種類の災害廃棄物が発生することから、平常時に処理可能な事業者を検討する。

災害応急時においても、今後の処理や再生利用を考慮し、可能な限り分別を行う。

分別品目の種類は、平常時のごみの分別区分を参考に、処理業者等の関係者と協議して決定する。廃棄物の腐敗等への対応を検討する。害虫駆除や悪臭対策に当たっては、専門機関に相談のうえで殺虫剤や消石灰、消臭剤等の散布を行う。

緊急性のある廃棄物以外は混合状態とならないよう、収集時又は仮置き時での分別・保管を行う。

【廃棄物種類ごとの処理方法・留意事項等】

《混合廃棄物》

出来る限り分別して回収・集積し、混合廃棄物を発生させないことが重要である。津波災害等により混合して回収された廃棄物については、有害廃棄物や危険物を優先的に除去する。その後、再資源化可能な木くずやコンクリートがら、金属くずなどを抜き出し、トロンメルやスケルトンバケットにより土砂を分離する。最後に、同一の大きさに破碎し、選別（磁選、比重差選別、手選別など）を行うなど、段階別に処理する方法が考えられる。

《木くず》

出来る限り分別して集積し、一定量まとまった処理が可能な再資源化施設に持ち込むことが適切である。しかし、土砂災害や津波災害等、土砂と一体となって排出される場合は、トロンメルやスケルトンバケットによる事前の土砂分離が重要である。木くずに土砂が付着している場合、再資源化できず最終処分せざるを得ない場合も想定される。土砂や水分が付着した木くずを焼却処理する場合、焼却炉の発熱量（カロリー）が低下し、処理基準（800℃以上）を確保するために、助燃剤や重油を投入する必要がある場合もある。

《コンクリートがら》

分別を行い、再資源化できるように必要に応じて破碎を行う。再資源化が円滑に進むよう、強度の異なる鉄筋コンクリートとブロック類にできるだけ分別するとともに、必要に応じてコンクリートがらの強度等の物性試験や環境安全性能試験を行い、安全を確認するなどの対応が考えられる。

《家電類》

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）の対象製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）については、原則として家電リサイクル法ルートでリサイクルを行う。

町が処理する際は、「災害廃棄物対策指針」を参考に、次のとおり処理する。

- i 住民等が集積場に搬入する際には、家電4品目を分けて集積することが適切である。津波廃棄物等の混合して回収された廃棄物で分別が可能な場合は、災害廃棄物の中から可能な範囲で家電リサイクル法対象機器を分別し、仮置場にて保管する。
 - ※ 時間が経ってからメーカー等から方針が示されることもあるので、保管場所に余裕があるならば、処理を急がないことが重要である。
- ii 破損・腐食の程度等を勘案し、リサイクル可能（有用な資源の回収が見込める）か否かを判断し、リサイクル可能なものは家電リサイクル法に基づく指定引取場所に搬入する。
- iii リサイクルが見込めないものは、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理する。
 - ※ 冷蔵庫・冷凍庫及びエアコンについては、冷媒フロンの抜き取りが必要であり、専門業者（認定冷媒回収事業所）に依頼する必要がある。
 - ※ パソコン・携帯電話についても、原則は小型家電リサイクル法に基づく認定事業者で処理するものとするが、リサイクルが見込めないものは、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理する。

《畳》

破碎後、焼却施設等で処理する方法が考えられる。保管において、畳は自然発火による火災の原因となりやすいため、他の廃棄物と分離し、高く積み上げないように注意する。また、腐敗による悪臭が発生するため迅速に処理する。

《タイヤ》

チップ化することで燃料等として再資源化が可能。火災等に注意しながら処理する。

《漁網》※津波に伴い幕別町内に漂着した場合

漁網には錘に鉛などが含まれていることから事前に分別する。処理方法としては、焼却処理や埋立処分が考えられる。ただし、鉛は漁網のワイヤーにも使用されている場合があることから、焼却

処理する場合は主灰や飛灰、スラグなどの鉛濃度の分析を行い、状況を継続的に監視しながら処理を進める。

《漁具》※津波に伴い幕別町内に漂着した場合

破碎機での破碎が困難であることから、東日本大震災の一部の被災地では人力により破碎して焼却処理した事例がある。

《肥料・飼料等》

肥料・飼料等が水害を受けた場合は、平常時に把握している事業者へ処理・処分を依頼する。

《廃自動車》

被災した自動車（以下「廃自動車」という。）及び被災したバイク（自動二輪及び原動機付自転車。以下「廃バイク」という。）は原則として使用済自動車の再資源化等に関する法律によるリサイクルルート、又はメーカー等が自主的に構築している二輪車リサイクルシステムにより適正な処理を行う。廃自動車及び廃バイクの処分には、原則として所有者の意思確認が必要となるため、関係機関等への所有者の照会を行う。

《石油ストーブ》

保管時の傾き等により、内部に残存している燃料類が漏出し、周囲を汚染するおそれがあるため、分別して集積するとともに、底面シート等による漏出対策を講ずる。

《消火器、ガスボンベ》

内部が高圧となっており、通常の処理（破碎等）による処理が困難となる場合があるので、他の廃棄物と分別して集積し、専門業者に依頼する。

(10) 最終処分

最終処分場は、うめーるセンター美加登とする。

遮水設備を有しない最終処分場で災害廃棄物の埋立を行う場合は、搬入された廃棄物の展開検査を行うなど、安定型に準ずる廃棄物以外の廃棄物の混入を防止する措置を講じる。

住民が直接廃棄物を最終処分場に搬入する場合は、受入手順を周知・広報する。

最終処分場が不足する場合は、広域的に処分を行う必要があるため、経済的な手段・方法で運搬できる最終処分場のリストを作成し、民間事業者等との活用も含めて検討する。最終処分場の確保が困難な場合、道へ支援を要請する。

【最終処分場リスト】

名称	受入可能な廃棄物	住所	能力・施設概要
うめーるセンター美加登	焼却残渣(焼却灰、飛塵固化物)、 不燃物(破碎不適物、破碎残渣)、 プラスチック・圧縮物(固化プラスチック、圧縮物)、沈砂	池田町字美加登 279番10	残余容量/埋立容量 177,240 m ³ /311,200 m ³ (R2実績)

(11) 広域的な処理・処分

平常時の処理体制で計画的に廃棄物処理を完結することが困難であると判断した場合は、近隣市町村や廃棄物処理事業団体との応援協定に基づき調整を行うほか、道への要請により、近隣の市町村等との広域調整を行うことを検討する。

広域的な調整により、応援を受ける内容としては以下が考えられる。

- i 倒壊建物等の解体・撤去
- ii 一次仮置場までの収集運搬・一次仮置場における分別、処理
- iii 一次仮置場からの収集運搬・二次仮置場における分別、処理
- iv 二次仮置場からの収集運搬
- v 処理（自動車、家電、PCB等特別管理廃棄物、災害廃棄物等）

(12) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

幕別町で通常収集・処理を行っていない災害廃棄物は、あらかじめ道及び民間事業者と取扱い方法を検討し、処理方法を定める。

有害物質の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐために、有害性物質を含む廃棄物が発見されたときは、原則的に所有者等に対して速やかな回収を指示し、別途保管または早期の処分を行う。人命救助、被災者の健康確保の際には特に注意を要する。

混合状態になっている災害廃棄物は、有害物質が含まれている可能性を考慮し、作業員は適切な服装やマスクの着用、散水などによる防じん対策の実施など、労働環境安全対策を徹底する。

【有害・危険性廃棄物処理の留意事項】**《石膏ボード、スレート板などの建材》**

石綿を含有するものについては、適切に処理・処分を行う。石綿を使用していないものについては再資源化する。この時、建材が製作された年代や石綿使用の有無のマークを確認し、処理方法を判断する。

バラバラになったものなど、石膏ボードと判別することが難しいものがあるため、判別できないものを他の廃棄物と混合せず別保管するなどの対策が必要である。

《石綿》

損壊家屋等は、撤去（必要に応じて解体）前に石綿の事前調査を行い、発見された場合は、災害廃棄物に石綿が混入しないよう適切に除去を行い、廃石綿等又は石綿含有物として適正に処分する。なお、廃石綿等は原則として仮置場に持ち込まない。また、仮置場で災害廃棄物中に石綿を含むおそれがあるものが見つかった場合は、分析によって確認する。

損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）及び仮置場における破砕処理現場周辺作業では、石綿暴露防止のために適切なマスク等を着用し、散水等を適宜行う。

《漁網》 ※津波に伴い幕別町内に漂着した場合

漁網には錘に鉛などが含まれていることから事前に分別する。処理方法としては、焼却処理や埋立処分が考えられる。ただし、鉛は漁網のワイヤーにも使用されている場合があることから、焼却処理する場合は主灰や飛灰、スラグなどの鉛濃度の分析を行い、状況を継続的に監視しながら処理を進める。

《漁具》 ※津波に伴い幕別町内に漂着した場合

破碎機での破碎が困難であることから、東日本大震災の一部の被災地では人力により破碎して焼却処理した事例がある。

《肥料・飼料等》

肥料・飼料等が水害を受けた場合（倉庫や工場内に保管されている肥料・飼料等が津波被害を受けた場合も含む）は、平常時に把握している事業者へ処理・処分を依頼する。

《PCB廃棄物》

被災市町村の処理対象物とはせず、PCB保管事業者に引き渡す。PCBを使用・保管している損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）を行う場合や、撤去（必要に応じて解体）作業中にPCB機器類を発見した場合は、他の廃棄物に混入しないよう分別・保管する。

PCB含有の有無の判断がつかないトランス・コンデンサ等の機器は、PCB廃棄物とみなして分別する。

《テトラクロロエチレン》

最終処分に関する基準を超えたテトラクロロエチレン等を含む汚泥の埋立処分を行う場合は、原則として焼却処理を行う。

《危険物》

危険物の処理は種類によって異なる。

- | | | | |
|-----|----------------|------------------|----|
| [例] | ・消火器 | ：日本消火器工業会にて処理 | |
| | ・高圧ガス | ：北海道エルピーガス協会にて処理 | |
| | ・フロン、アセチレン、酸素等 | ：民間製造業者にて処理 | など |

《太陽光発電設備》

太陽電池モジュールは破損していても光が当たれば発電するため、感電に注意が必要である。よって、作業に当たっては、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。可能であれば、太陽電池パネルに光が当たらないように段ボールや板などで覆ったり、裏返しにする。

《蓄電池》

感電に注意して、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。なお、作業は電気工事士やメーカーなどの専門家の指示を受ける。

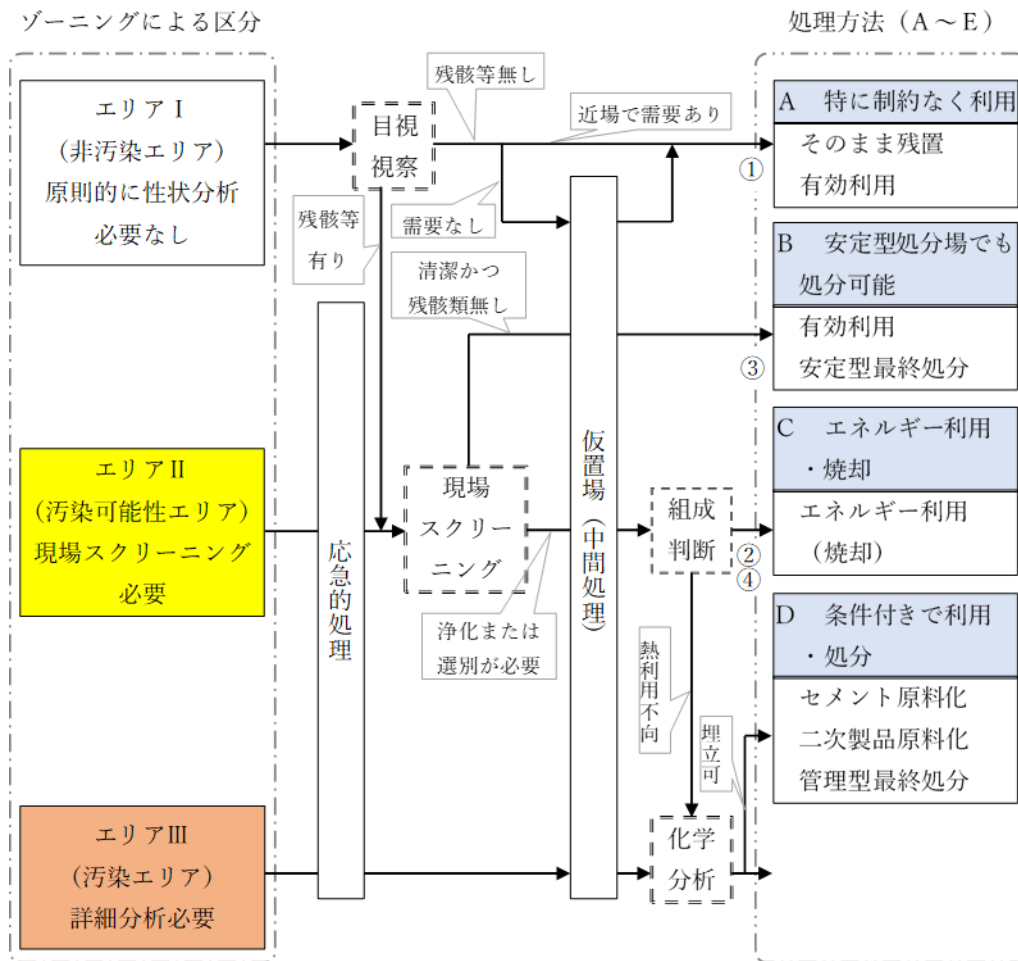
(13) 津波堆積物

発災後、悪臭等により生活環境へ影響を及ぼす可能性があるヘドロ等は優先的に除去し、保管場所に搬入する。有害物質を含有する恐れのある場合は、他の廃棄物と区別して保管する。

津波堆積物は、その性状（ヘドロ、汚染があるものなど）によって適正な処理方法が異なるので、コストを考慮したうえで適切な処理方法を総合的に判断するが、可能な限り中間処理により廃棄物と土砂等を分離して復興資材等として活用し、最終処分量を削減する。

津波堆積物を復興事業に活用する場合、土壤汚染対策法を参考として汚染の有無を確認するよう留意する。資材の品質についての要求水準や活用時期を確認し、必要に応じて要求水準を満たすよう改良を加える。また、復興資材として搬出する時期を受入側と調整する。

【津波堆積物の処理フロー】



《組成・性状分類》

- ① 残骸等を含まず、清浄な砂礫等のみであるもの
- ② 残骸等は含まないものの有機物を含むもの (※)
- ③ 残骸等を渾然一体として含むが有機物が含まれないもの
- ④ 残骸等を渾然一体として含むかつ有機物を含むもの
- ⑤ 事業所等が保有していた油類や薬品等が混入しているおそれがあるもの
- ⑥ 陸上等から供給され海底に堆積した有害な化学物質や有機物を含む可能性があるもの

※ 「有機物を含む」とは、熱しゃく減量で概ね5%以上とする。なお、迅速な判断が必要な場合は、目視による観察、温度の計測、臭気の確認も有効である。

(14) 水害による廃棄物への対応

水害は地震災害と比較すると局地的になり、災害廃棄物発生量が少なくなる場合が多いことから、基本的には地震災害時の対応方針に準じるものとする。しかし、通常のごみと比べて水分を多く含むなど特有の特徴があることから、収集運搬・処理にあたって留意する。

また、特に重要となるのが、発災後速やかに仮置場の位置情報や搬入・分別のルール等を周知することである。水害では、床上・床下浸水家屋が多いため、水が引いた直後から災害廃棄物が排出される。このため、適切に行わない場合は必要以上の処理期間やコストを要することとなる。これらの留意点を踏まえ、適切に対応することが必要である。

【水害による廃棄物の特徴】

廃棄物の区分	特徴
粗大ごみ等	<ul style="list-style-type: none"> ・水分を含んで重量がある畳や家具等の粗大ごみの運搬は重機が必要となるなど、平常時より収集作業人数及び車両等の準備が必要である。 ・土砂が多量に混入していることに留意して処理する。 ・ガスボンベ等発火しやすい廃棄物の混入に留意して収集、保管する。 ・便乗による廃棄物（廃タイヤや業務用プロパン等）が混入することがあり、混入防止の留意が必要である。 ・水分を多く含んだ畳等の発酵により発熱や発火の可能性があるため、火災や腐敗による二次被害等へ注意する。早期に資源化や処理を行うとともに消毒や消臭等の感染症の防止や衛生面の保全を図る。また、焼却炉での処理の際も、一度に多量の畳をピット内に入れない。 ・畳やカーペットは保管スペースや早期の乾燥を図るため、カッターによる切断（1/4程度）等の対応をとることが望ましい。 ・水分を多く含むため、腐敗しやすく、悪臭や汚水を発生する。
し尿等	<ul style="list-style-type: none"> ・汲み取り便所の便槽や浄化槽は、床下浸水程度でも水没し槽内に雨水や土砂等が流入する可能性があるため、汲み取り作業及び清掃、周辺の消毒などの迅速な対応が必要となる。 ・水没した便槽や浄化槽を清掃した際に発生する浄化槽汚泥については、原則として所有者の責任であり、許可業者と個別の収集運搬の契約による処理を行う。
流木等	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水により流れてきた流木やビニル等が一時的に大量発生するため、処理が必要となる場合がある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時に処理していない廃棄物についても、道路上への排出や洪水で流されるなどして道路交通に支障をきたす場合は優先して除去する。 ・水害での廃棄物は多量の土砂が混入する場合があり、水分の影響で処理の際に木くず等に付着した土砂の分離が難しくなることから、保管方法や分別、破碎方法等を検討する必要がある。 ・水分を多く含んだ廃棄物の焼却では、焼却炉の発熱量（カロリー）が低下し、助燃材や重油を投入する必要があることがある。 ・廃棄物の混入等で土砂と判断されないものは津波堆積物と同様の考え方で処理する。

(15) 思い出の品等

思い出の品や貴重品は、保管場所を確保し、ルールに則って回収・清潔な保管・広報・返却等を行う。なお、取り扱いについては警察と連携を図って行う。

歴史的遺産、文化財等が他の災害廃棄物と混在しないよう、処理の留意点の周知を徹底する。

【思い出の品等の取扱いルール】

項目	取扱いルール等
定義	アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、パソコン、カメラ、ビデオ、携帯電話、貴重品（財布、通帳、印鑑、貴金属）等
基本事項	公共施設で保管、台帳の作成、広報、閲覧、申告等により引渡し
回収方法	災害廃棄物の撤去現場や建物の解体現場で発見された場合は、その都度回収する。また、住民の持ち込みにより回収する。
保管方法	泥や土が付着している場合は洗浄して保管する。
運営方法	地元雇用やボランティア等の協力を検討する。
返却方法	基本は面会引渡しとし、本人確認ができる場合は郵送引渡しも可とする。

(16) その他地域特性のある災害廃棄物処理対策

幕別町の地域特性から想定される、災害廃棄物処理における課題と対応は以下のとおりである。発災後、速やかに対応できるよう関係者間で調整を行いながら対策を進めるものとする。

① 一般廃棄物処理施設の処理可能量の不足

幕別町における一般廃棄物の中間処理及び最終処分は、十勝圏複合事務組合で行っており、対象とする災害が発生した場合、共同処理を行っている他市町村でも被災による大量の災害廃棄物が発生する可能性があることから、処理施設での受入・処理可能量が不足すると想定される。このため、発災後は民間事業者や道内の他の自治体との協力体制を構築して処理を行う必要がある。民間事業者との連携にあたっては、協定締結の検討や民間事業者の廃棄物処理施設の余力の把握等に努める。また、道内の他の自治体との連携にあたっては、支援要請の方法等を関係者間で検討する。

② 十勝圏複合事務組合と構成市町村との連携

幕別町が被災した場合、他の構成市町村の被災状況によっては災害廃棄物の処理量を十勝圏複合事務組合及びその構成市町村間で調整する必要があるほか、事務組合で受入れが困難な災害廃棄物が発生する場合もある。このことから、平常時から災害廃棄物の種類と処理対応を想定するとともに、処理先の確保について情報連絡体制を整えるよう努める。

③ 冬期の対策

冬期に発災した場合、積雪や凍結により災害廃棄物の処理が困難になる場合が予想される。このため、大型テントの設置や防雪シートの利用などの冬期対策を検討するとともに、それらを実行可能な体制づくり（民間事業者との情報共有や協定の締結等）を進める。

また、冬期の収集運搬・処理スピードの低下を考慮した災害廃棄物処理実行計画を策定する。

【冬期の積雪・低温・暴風雪による問題点と対応策】

区分	問題点	対応策
収集運搬	<ul style="list-style-type: none"> 降雪や積雪による車線減少 路面凍結 暴風雪による視界不良 	<ul style="list-style-type: none"> 複数のルートを検討しておき、気象条件に合わせて選択する 暴風雪時は、原則、作業中止とする
選別・処理	<ul style="list-style-type: none"> 選別及び処理スペースの積雪 廃棄物への雪氷の混入 低温下での屋外作業 暴風雪によるごみの飛散 	<ul style="list-style-type: none"> 必要箇所は除雪する 大型テントを設置し、雪氷の混入等を防ぐ 雪氷の混入が問題となる廃棄物はシートで覆う 作業員の防寒対策を十分に行う 飛散物は防風ネットで覆う 暴風雪時は、原則、作業中止とする
仮置場での保管	<ul style="list-style-type: none"> 雪氷の混入 暴風雪によるごみの飛散 雪の断熱効果による火災 	<ul style="list-style-type: none"> 雪氷の混入が問題となる廃棄物は、シートで覆う 飛散物は、防風ネットで覆う 温度測定を行う等の火災防止対策を行う
広域連携	<ul style="list-style-type: none"> 低温や多雪対策の準備による支援の遅延 寒冷地仕様の資機材不足 	<ul style="list-style-type: none"> 支援者の防寒作業用具等を備蓄する 寒冷地仕様の資機材備蓄や協定により確保する

2-7 災害廃棄物処理実行計画の作成

発災前に作成した処理計画を基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握したうえで、実行計画を作成する。

発災直後は災害廃棄物量等を十分に把握できないこともあるが、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を作成する必要がある、進捗に応じて段階的に見直しを行う。

【実行計画に盛り込むべき事項例】

- ① 災害廃棄物の発生量
- ② 処理計画
 - ・基本方針（処理期間、分別方針、処理方針）
 - ・実施区域、実施場所
 - ・実施形態（自己処理、委託処理、広域処理など）
 - ・業務委託方法（一括発注、個別発注、支援要請など）
- ③ 作業計画
 - ・仮置場の設置計画（設置場所、集積量、スケジュール、運営主体など）
 - ・収集運搬実行計画（種類別搬入搬出先、搬入搬出方法運営主体など）
 - ・処理処分実行計画（実施場所、実施時期、実施内容、運営主体など）
 - ・処理量
 - ・処理フロー
 - ・実施スケジュール

2-8 処理事業費等

大量の災害廃棄物の処理には多額の経費が必要であり、被災市町村のみで対応することは困難であるため、国の補助事業の活用が必要となる。環境省においては、「災害廃棄物処理事業」及び「廃棄物処理施設災害復旧事業」の2種類の災害関係補助事業がある。補助事業の活用は災害廃棄物対策の基本方針に影響するものであり、円滑な事業実施のため、発災後早期から国の担当窓口との緊密な情報交換を行う。

災害廃棄物処理事業の補助金申請においては、廃棄物処理に係る管理日報や写真など多くの書類作成が必要となり、必要な人員確保に留意する必要がある。

(1) 災害廃棄物処理事業

《補助対象事業》

暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な自然現象による被災及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村等が実施する災害等廃棄物の処理

《対象事業主体》

市町村、一部事務組合、広域連合、特別区

《補助率》

2分の1（地方負担分についても、大部分は特別交付税措置あり）

《対象廃棄物》

- ・災害のために発生した生活環境の保全上特に処理が必要とされる廃棄物
（原則として生活に密接に関係する一般家庭から排出される災害廃棄物）
- ・災害により便槽に流入した汚水
（維持分として便槽容量の2分の1を対象から除外）
- ・特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿
（災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの）
- ・災害により海岸保全区域以外の海岸に漂着した廃棄物

(2) 廃棄物処理施設災害復旧事業

《補助対象事業》

災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業並びに応急復旧事業

《対象となる事業主体》

都道府県、市町村、廃棄物処理センター 他

《補助率》

2分の1

余 白